

令和 3 年度

飯 舘 村 議 会
決算審査特別委員会記録

自 令和 4 年 9 月 21 日
至 令和 4 年 9 月 27 日

飯 舘 村 議 会

令和4年9月21日

令和3年度飯館村決算審査特別委員会記録（第1号）

令和4年9月21日、飯舘村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	高橋孝雄君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	飯畑秀夫君	横山秀人君	佐藤真弘君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育長	遠藤哲	教育課長	高橋政彦
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
選挙管理委員会書記長	村山宏行	農業委員会事務局長	三瓶真

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	小林徳弘		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（高橋孝雄君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（高橋孝雄君） 委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会において、決算審査特別委員会設置され、委員の互選により、私、高橋孝雄が委員長に選任されました。また、副委員長には佐藤健太委員が選任されております。

これより審査に入るわけではありますが、東日本大震災による原発事故から12年となります。そして、避難指示解除からは6年目となります。村内居住者は震災前の人口の約24%と、いまだ多くの村民は避難先での生活が継続しており、村民の財産を守り、安心と安全を担保し、飯舘村を取り戻すための施策が求められるものと思われま

す。令和3年度の主な事業は、村道舗装機能回復工事費、農業基盤整備工事、営農再開支援事業補助金、木質バイオマス施設等緊急整備事業補助金など、復興やなりわいの再生に向けた事業への復興の加速期であったと思われま

す。このような状況にあって、令和3年度の予算執行が村民のために適切になされたのかどうかについて、本委員会の審査は重要であり、次年度の政策、予算に関わるものであります。現状を踏まえ、これからの課題を明らかに示していかなければなりません。村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして次年度にどう生かしていくのか、また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って、確認する委員会であります。慎重に審査をいただきたいと思

います。不慣れではありますが、円滑な審査にご協力をお願いいたしまして、委員会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました。議案第74号「令和3年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第75号「令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第76号「令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第77号令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第78号「令和3年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第79号「令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方については、本日この後、直ちに各課長等から担当する事務事業に関わる決算状況について説明を求めたいと思

います。また、2日目以降は、議案第74号から議案第79号を一括して総括質疑を行い、十分な質疑の後、採決を行いたいと思

います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） ここで一旦休憩します。

説明員の皆様は一度退席願います。

（休憩中、担当課長の説明）

（午前9時05分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後3時49分）

委員長（高橋孝雄君） 以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、今回は26日月曜日午前10時から、この場にて開催します。定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時50分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月21日

決算審査特別委員会委員長 高橋孝雄

令和4年9月26日

令和3年度飯館村決算審査特別委員会記録（第2号）

令和4年9月26日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	高橋孝雄君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	飯畑秀夫君	横山秀人君	佐藤真弘君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育長	遠藤哲	教育課長	高橋政彦
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
選挙管理委員会書記長	村山宏行	農業委員会事務局長	三瓶真
代表監査委員	高野孝一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	大橋未来		

飯館村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（高橋孝雄君） おはようございます。

21日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（高橋孝雄君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました令和3年度飯館村一般会計並びに各特別会計の決算に関わるものであり、特に議事進行上、議題外にならないようご承知お祈りいたします。

質疑の際は、挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名等を示し、できるだけ簡明にお願いします。また、答弁者も同じく簡明にお願いいたします。

それでは、議案第74号から議案第79号までの6議案について、一括して質疑を行います。これから質疑を許します。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

令和3年度の決算ですが、この決算は我々議会からの質問により、来年度予算にどのように反映されるか、大事な決算だと思います。そこで、以前からの、前年、前々年度から、燃料代とかそういうものは大分予算的にも抑えられてきて、いいなと思っているんですが、ソビエトのウクライナ侵攻などを含めた世界の動きにより、原油が高騰していることにより、来年度あたりは燃料費、ガス代、電気代、その他消費費などが割増ししなきゃいけないようになってくるんじゃないかなと思われるところであります。では、質問に入ります。

資料ナンバー7でいきます。まず、4ページ、2款1項1目行政区に関する経費の第7節の報償費でありますけれども、区長報償費、予算額は前年より6万5,000円高い721万9,000円となっておりますけれども、決算的には7万2,000円ほどの減額になっているんですが、前年度と比べますと、予算的にも決算額的にもちょっと変わっているんですが、これ、変わった原因は何でしょうか。

総務課長（村山宏行君） 4ページの行政区の経費、行政区長報酬の部分でございます。平均割、それから世帯割ということでありまして、そこで報酬が出されております。ここで、行政区長の報酬ということなんですが、世帯平均割、それから世帯割ということ、それで計算をして出しているということでございますので、行政区の移動等によって差が生じたということでありまして。

委員（渡邊 計君） 移動等であるということですが、20行政区で区長の数、副区長の数は変わっていないはずですよね。その中で、予算額的にも変わってきて、それで決算額的にも変わってきているということが、なぜこういうことが起こっているのかということをお聞きしたいわけですが、前年が715万4,000円の予算額に対して、715万3,600円の決算額。今年度714万7,000円と、決算額では前年度より下がっているんです。予算額は上がっているのに。だから、どうしてこういう現象が起きたのかを聞いているんです。人数が変わらない中で。

総務課長（村山宏行君） この差でありますけれども、行政区長の報酬につきましては平等割、いわゆる1行政区当たり26万円。それから、その世帯割ということで1万1,000円、世帯分ということでその割でなっているということ、失礼しました。1戸当たり1,100円ということでの割合で出されているというものでございます。当然、移住等されている方、それから村から籍を他市町村に移された方、そういったものの相殺も乗ってくるということでございまして、最終的な決算上はこのような数字ということでございます。

委員（渡邊 計君） 平均割5万円掛ける20行政区プラス戸数割、700円掛ける1,770戸ですよ。去年は、戸数割が同じく700円掛ける1,776件。6件去年のほうが多いんですよ。そこでなぜこういうことが起きたのか。

総務課長（村山宏行君） 令和3年度の計算式、平等割で1行政区当たり26万円、区長さんについては26万円。まず、基本額。それから世帯割がありまして、こちらが1世帯当たり1,100円ということで、その算出によって出されているということでございます。

委員（渡邊 計君） 次に、同じく18節の負担金、補助及び交付金。ここで、地区集会場の補修補助金ということで、八木沢、芦原、それと前田、上飯樋となっておりますけれども、八木沢、芦原は前年度も同じく補助金が出ているわけですがけれども、継続的な改修があったのか。それともどうなのか。この辺の八木沢、芦原、前田、上飯樋でそれぞれの改修の内容、お聞きします。

総務課長（村山宏行君） 同じ行政区が2回ということでありまして、ただ内容は異なっていると考えておりますが、今、手元に資料ございませんので、調べた上で、後ほどお答えします。

委員（渡邊 計君） 資料請求しておけばよかったんですが。

次、12節の委託料。職員の福利厚生事業の職員健康管理業務ですが、338万円の予算に対して246万6,438円の決算額ですが、前年度の決算に対しても予算230万に決算をやっぱり220万円台ということになっているんですが、なぜ予算額が100万円ほど、前年、前々年度より上がった予算も出したのかと。決算額は変わらないわけなんですが、その辺の説明を願います。

総務課長（村山宏行君） 前年度よりも予算計上が大きかったということですが、ご存じのようにコロナウイルス関係、それから職員の間でなかなかメンタル的なところが、負担が増していくということが考えられまして、そういったところのケアということで、多く必要なのかなということで組んだということですが、決算上は昨年と同じ。いわゆる、当然メンタル部分も、そちらについての国の定めによって基本的な、そういった健診なりなんなりということは、きちっと行うようにはなっておりますが、昨年と同じような健康の管理の事業を行ったということでございます。

委員（渡邊 計君） ストレスとかたまっている。そういうことで、そのためのちょっと金額的に増えるんじゃないかということは分かりますけれども、ちょっとあまりにも金額的にかけ離れているんじゃないかなと。今後、前年、前々年度などを調べた上で、来年度予算にぜひ生かしていただければなと思います。

次、7ページ、9款1項2目の消防団の経費でありますけれども、これおとしから見

ますと、10人、15人と大分減ってきているわけでありますけれども、今後いかにこの消防団を確保していくかという問題あるわけですが、その中で、団員が181人ということでありますけれども、去年あたりからですか。今年になってからか。菊池製作所が企業消防団をつくっていただけたわけですが、それでポンプ車なり配置はしてあるわけですが、この企業消防団の人に関しての、報酬はどうなっているのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 企業消防団の関係でございますが、現在、今年度は車庫を整備して、そして消防車を配置することになってございます。まだ、引渡し式を行っておりません。今後正式に引渡しを行って、菊池製作所に消防団を設置いただくということになります。

報酬であります、現在のところ村の消防団とは別ということで、報酬等は考えておりません。ただ、内情、どうなるか。そのところ、今後も団の活動とどんな形にリンクさせるかということもありますので、検討してまいりたいと思います。

委員（渡邊 計君） 消防団が減少している中で、企業的に参加していただいて、少なからずともやっぱり報酬は必要なのかなと、私的には思っているところであります。

同じく11節役務費でありますけれども、これ筆耕料ということでありまして、これ毎年出ているんですね。令和元年度1万9,000円、2年度が2万円です。3年度が2万5,000円で、これ予算計上されておりますが、いずれの年も執行なしなんです。これ3年も4年も執行もない中で、予算化する必要があるのか。あるいは、村の場合、前年度から上げて予備費がいっぱいあるわけですが、そういうことから使えるんじゃないかなと思うんですが、これらのこの執行費、全然使っていない。3年ほど全然使っていない中で筆耕料、これはなぜ筆耕料を使わない。使う必要がなかったということなんでしょうが、今後、来年度あたりに関しては、どのようになっていくのかをお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 筆耕料につきましては、賞状の筆耕でございます。永年勤続であるとか、そういった形の場合ということで予算化されているものであります。近年どんどんお辞めになられる方が増えているというところ。また、コロナでなかなか検閲もろくにできないという状況も続いております。

ご指摘のように筆耕料、何年か続けて支出がゼロということであれば、いわゆる予備費的な目あるいはほかの方法を考えるべきではというご指摘と伺いましたので、こちらについて検討してまいります。

委員（渡邊 計君） ではその下、9款1項3目10節需用費の中の消耗品費でありますけれども、15万円ほど上がって実際に2万円しか使っていない。説明には、消防団車両車検時の印紙代等ということになっておりますが、あまりにも予算と決算額がかけ離れ過ぎているのではないかなと思うんですが、これらに関してはなぜこのような結果になったのかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 例年ですと、消耗品ということのでかなりの部分が出ているというところではございますが、なかなかコロナ禍等で活動が思うようにできていないというところ。また、車両の出動回数も減っているというところだと考えておまして、今回の場合は印紙代のみというような状況だったということでございます。

委員（渡邊 計君） 消耗品費ですから、いずれ増えれば仕方ないと思うんですが、もう少し

しっかりした見解の下で予算立てしていただきたいなと思うところであります。

次、10ページ、2款1項5目財産管理に要する経費の中で、12節の委託料であります、村有地管理業務、144万6,000円ほど上がっておりますが、これが決算額ゼロということでありますが、どうして村有地管理業務がゼロになったのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 村有地の管理業務144万6,000円の支出が、決算上ゼロだったというところがございますが、実はこちらは、大きなものが草野小学校のグラウンド、それから周辺の草刈りというところで、委託料で考えたところなんです、草刈りで振興公社、こちらで管理ということで、公社で刈っていただいたというところで、支出が必要なかったというところがございます。

委員（渡邊 計君） 草野小学校の草刈り、それ1点ですか。そのほかにも何点かあるのか。草刈りだけで144万円ほど使うのか、ちょっと不思議に思うんですが、小学校以外にもそういう草刈り業務がなくなった場所があられるんですか。

総務課長（村山宏行君） 村有財産ですので、草野小学校以外の部分も、予算組んだときにはあったと認識はしております。ただ、この一番下ですか。旧草野小学校の残置物片づけ、それから幼稚園と、施設環境整備というところで、そちらも含めて行っていただいて、こちらでカバーされた部分もあったと認識をしております。決算上の部分でゼロだったというのは、今申したように草野小学校周辺の草刈りというところがございますが、他の部分で草刈り業務、行っておりますので、そちらである程度カバーされたというところであります。

委員（渡邊 計君） 令和2年度の決算書を見ますと、同じく一番下の草野小学校も支障木とか、いろいろなものでの施設環境整備代として、令和3年は150万円ですが、令和2年168万円あって、決算額が99万7,960円と上がっているんですよ。それなのにこれと一緒になったから、村有地管理業務がゼロ決裁ということですが、令和2年度は103万4,000円上がっていて58万2,000円ほど使っているんですが、これ、施設環境整備でダブっているならこちらの決算額が上がってなきゃいけないんですけども、こっち、決算額上がっていないんですよ。前年と変わらないんですよ。だから、村有管理業務がなぜゼロになったのか不思議なので聞いているんですが、もう一度。

総務課長（村山宏行君） 繰り返しになりますけれども、草野小学校の周りについては公社で行っていただいた。それから周辺の幼稚園の部分について、一部その施設環境整備で行っていただいた部分もあるということでありますので、その分については僅かの部分だと考えております。

大きく金額、村有地の管理業務の中での草刈りが減ったというのは、今申し上げたとおりの理由でございます。

委員（渡邊 計君） では、次11ページ、12款1項2目公債費利子償還ということで、22節の償還金利子及び割引料の中で、帰還環境整備交付金基金繰替運用利子ということで、100万円ほど上がっている中で、決算額が5,790円と。前年も、令和2年度も同じく100万上がって2,231円。これ、決算額からすると見込額がかなり大きいので、かなりのかけ離れた金額の差というのは、どこからこんなに差が出てきているんでしょう。

総務課長（村山宏行君） 利子の部分、帰還環境整備交付金基金の繰替えの運用利子ということで100万取ってあったのに、決算上は5,790円だったということでございますが、こちらの部分、帰還環境整備交付金が基金です。村の財政でどうしても不足してくるのが、年度の終わり、12月、それから決算時期の3月。こちらで、支払い等が集中しまして、なかなか手元に現金がないという状況があります。そういったときに運用上で、基金から私的に村の一般会計で借入れをして、その分の利息をつけて基金に戻すという作業をしているというところがございます。

本来であれば、その部分、一般の金融機関からお借りをして、いわゆる現金がないわけですので、その一般金融機関からお借りをして、それをついでお支払いするということなので、利息は本来は発生するというところで、その金額を見込んで100万という形を取っていたところがございます。

今回の場合は基金に、たまたままだあったというところがありまして、基金から一時的に一般会計にお借りして、その後支払いを済ませてあるいは補助金が入ってきた、それをもって基金にお返したというところで、利息の分で5,790円で済んだといった状況でございます。

委員（渡邊 計君） これ、前年度も同じように100万円で2,231円の決算なんですけれども、これ基金があったということでもありますけれども、来年度も基金が残っているのかどうか。来年度に関して予算立ての中で。それと、村も予備費が、前々年度からいうと、大分上がってきているわけで、その中からも十分に利用できるんじゃないかと思うんですが、ちょっとかけ離れが大きいのかなと。一般的に、この数字だけを見ますとそのように感じますので、ぜひ来年度予算に関して、しっかりと算出していただきたいなと思うところであります。

次、12ページ、2款1項2目10節需用費でありますけれども、これが印刷製本費ということで255万7,000円ほど上がって、決算額はそれに近い金額で上がってきているわけですが、前年度と比べますと、前年度は440万円の予算に430万円ほど使っているわけですが、これ200万円近く予算及び決算が下がったというのは、なぜこんなに下がったんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先日の説明のときにも若干お話しした部分ではありますが、令和2年度については、広報いたての縮刷版、13巻が200冊、14巻が200冊ということで、その分の約200万円、これが令和2年度には支払いがあったということで、昨年度はそれを作成しておりませんので、その分の減額になっております。

委員（渡邊 計君） では次、17ページ、2款1項12目携帯電話不通エリア解消事業ということで、委託料で418万円に対して390万円ほど出ているわけですが、この携帯電話の不通話エリアというのが、飯舘ではまだまだ残っておられると思うんですが、これまでもずっと何ですか、鉄塔みたいな形、上げているわけですがけれども、ここ最近、楽天があちこちに電柱ぐらいのものにアンテナを上げて、それをちょっと地域ごと集約してパラボラで衛星で飛ばしているみたいなんですが、そちらの方が私なんか思うと金額安いのかなと。それと、以前から言っているんですが、飯舘の場合、光回線がずっと通っているわけで、それ

らとアンテナ、光回線にちょっとしたアンテナを上げることで利用できないのかなど。大分前からずっと行っているわけですが、それらの検討を、今なされているのかと、この不通話地域、あと何地区ぐらい残っているのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど、委員からおたがしがあった部分についての電柱につける回線ですか、そういった部分とか光回線を使った方式。ちょっとこれは把握しておりませんので、検討できるのかどうかも含めて、調べさせていただきたいと思います。ちょっとお時間いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 私、これ2年くらい前からずっと言っているんですよ。それでいまだに検討していない。この鉄塔的なものを1基上げるのが安いのか、そういう光回線利用するのが安いのか、また可能なのか。その辺ぜひ検討していただいて、金額には代えられないんですよ。これだけ人が少なくなってきた村で、昔であれば、何かあれば近くの家に飛び込むということができたんですが、現在、軒数が少なくなってきたという中で、やっぱりどうしてもこの携帯電話の必要性が増えているということになっているので、今後これぜひ来年度予算に向けて検討していただいて、できるだけ早い不通話地域の解消をしていただきたいなと思うところでもあります。

では、次20ページ、7款1項1目プレミアム付商品券発行業務ということで、これ大分、予算額に対して決算額も、大体変わらなく出てきているというところではありますが、村民にしてもこのプレミアム商品券3年、4年と使っている中で大分使い方が分かってきて、非常にこの復興の中で、また原油上がったりしている中で、皆さん、今年は大分使っているのかなと思うわけです。今のところ今年で終わりであるということになっているわけですが、これぜひ継続していただきたいと思うんですが、村単独予算ではできないと思うので、ただ県とか国のあれもあるんですが、非常に村民にとっても有効な商品券だなど思うわけではありますが、これらの継続性に関しては村長はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、渡邊 計委員がご指摘されたように、令和4年度をもってプレミアム付商品券の、商品券そのものについては終了するというところで、周知といいますか、お話をさせていただいております。ただ、おっしゃるとおり、その経済効果といいますか、そういう効果は非常にあるのかなと思っていますので、村単独で難しい部分がありますので、委員おっしゃるとおり、様々な財源があるのかどうかということも検討しなければなりませんし、県や国に一方的に要求をすれば、飯舘だけ単独で予算を頂けるというものではないと思いますので、近隣市町村の動向とかも確かめながら、できることをしっかり検討したいという思っているところでもあります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） このプレミアムというか、こういう商品券は福島市とか、そういうところでもいろんな地域で行われているわけですが、飯舘みたいに1.5倍ですか。これはなかなかなくて、大抵は20%ぐらいの割増しで使えるようになっているわけではありますが、この東日本大震災に関してこういうものが出てきたのかと思われましても、普通の地震災害地域と違い、この原発災害地域というのは、もう10年たったけれども、まだまだこれか

らが大変な時期でありまして、いかに村民戻すかとか、そういうのがこれからの時期で、放射能の半減期が30年でようやく半減期を迎える中で、そういうところにおいてはまた別な予算立てで、国でやっていただければと思うので、村長からも国に、議会からも申し上げていますが、村長からもよろしく要求していただいて、継続できればなと思っていますところでもあります。

では次、24ページ、2款1項10目12節の委託料、この生活支援ワゴン運行事業。これ、非常に足のない人助かっていると思うんですね。それで、もう昇口上がって玄関横づけ。お話を聞きますと、運転士さんが荷物まで運んでくれるということで、皆さん大分ありがたく使っておられるわけですが、ここに延べ人数が1,760人で月147人ということですが、現在恐らくバス2台だと思うんですが、これはバス2台で間に合っているのかどうか。147人と出ていますが、運行状況が週2回かと思ったんですが、その辺説明お願いいたします。

住民課長（山田敬行君） 生活支援ワゴン運行事業のご質問であります。まず、運行の体系というのが、ハイエース型のワゴン型を1台と、社会福祉協議会の1台、普通自動車といえますか、そちらでありまして、バスについては今、走っておりません。基本的には、ハイエース型の車両がメインで走っております。基本的には、事前予約制ということでありまして、月曜日から金曜日、基本的に平日を走っておりまして、水曜日と金曜日が川俣方面、いわゆる買物の部分をメインといえますか、運行しまして、火曜日と木曜日がいいたてクリニックを回ると。それ以外については、予約状況もありますが、役場とか道の駅等、あと金融機関ということの利用になっております。

委員（渡邊 計君） この利用者などにアンケートというか、そういうものを取ったりしておられるのか。恐らく使っている人たちは大変便利として使っているんでしょうが、その中でまたこういうことにも使いたいというような要望などは、上がってきているんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 昨年度、アンケート、社会福祉協議会に協力いただきまして、昨年6月から7月にかけて実施しました。実際はどういった方、男性が多いのか、女性が多いのか。女性が6割ほど、それから年齢でいきますと、70歳代、80歳代ということになります。その中での要望等も一応記載欄がありまして、川俣方面でなくて南相馬市方面は行けないのかとか、それから川俣に行った際、歯医者さんに行く時間はないのかとか、そういった要望等も来ております。要望で、改正できる部分はもちろんあれですけども、今のところはその声を聴きまして、若干の時間帯の調整で可能かどうか。その辺は社会福祉協議会と協議の上ということになりますが、一応、利用者の声を聴いているという状況であります。

委員（渡邊 計君） これ、帰還している人がかなり高齢化してきて、ますます毎年高齢化していく中で、免許を返納している方もいらっしゃる、だんだん増えてきているという中でワゴンバスというのが、かなりの重要性含めてきていると思うので、その辺皆さんの要望なども検討して、ぜひ村民が非常に使いやすい、非常に便利なものにしていただきたいと思います。

ではその下、報償費、大倉患者送迎バス運行謝礼ということで45万円ほど、毎年上がっているんですが、運行日数267日、それで延べ人数が9人。僅か9人しか利用していないという中で、この運行状況というのはまずどのようになっているのかをお伺いします。

住民課長（山田敬行君） こちらの延べ利用人数、年間9人ということでありましたが、昨年度については年間21人という状況であります。ですので、去年の9人ということでありまして、月1人の場合、あとゼロの場合、2人の場合もありました。そういった状況になっております。

こちらにつきましては、鹿島厚生病院がバス1台を、ルート4コースあるようなんですが、柘窪含めて柘窪から来たときには大倉方面に来るという中で、全体的にはデータをいただきまして、年間鹿島厚生病院を利用している大倉分を除いて年間1,600人いるようなんですけれども、その中に大倉方面も走った利用が年間、昨年度は9人だったという状況であります。

委員（渡邊 計君） ということは、運行日数267日となると、土日除いた平日全てという形になるんですが、大倉方面にはこんなには走っていないということですよ、何日ぐらい、大倉方面には年間走ってきているのか。それは定期的なのかあるいは、利用者が電話予約とかでやっているのか。その辺はどうなっているんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 運行日数につきましては、鹿島厚生病院、平日だと思えますけれども、その中で、鹿島区域、原町区域を走るところで、そのコースの中に大倉の中走るというのが組み込まれている。ですから、年間の日数でいきますと、267日走っているということになります。その中で、コースが4コースある中の1つが柘窪方面から来る大倉方面を走るコースがあるという状況であります。

委員（渡邊 計君） ですから、大倉方面には年間何日走っていますか。

住民課長（山田敬行君） ここに書いてあるとおり267日であります。予約はなく、このバスはその停留所、大倉3か所あるんですけれども、その中を基本的に予約なしで、バスの路線バスのように時間帯を決めて走ってくると、そういう運行体系になっております。

委員（渡邊 計君） これ267日で延べ人数9人といいますと、それで45万円。費用対効果を言うわけではありませんが、これだけでしたら、逆にワゴンバスを何日か予約で動かしたほうが、費用的にも大分抑えられてくるんじゃないかなと、簡単に単純に考えますとそう思うんですが、今後はまたこれを継続していくのか。あるいは、こういう利用者の人数を鑑みて、別の方法を考えていくのか、その辺は、今後の方針はどのように考えているんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 大倉患者送迎バスにつきましては、村だけで決定するというわけではありませぬので、大倉行政区とも協議しながら、別な方法があるのかどうか、その辺も検討していきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） ぜひ検討していただきたいなど。これ延べ人数9人でありまして、かえってタクシー代のほうが大分安く上がる。そういうことになりますので、ぜひ検討していただきたいなど。

次に27ページ、4款1項3目18節に火葬業務委託事業ということで、113万円ほど上がっ

ておりますけれども、これ南相馬市の斎場利用に対して委託している、補助を出して村民が南相馬で火葬した場合には、今幾らかかるか分かりませんが、大分前のときは一万五、六千円でできたと思うんでありますけれども、その中で南相馬市で火葬する場合に補助金が出て、これだけの恐らく一万六千円か七千円ぐらいで、今火葬できているのかなと思うわけでありまして、現在も避難は継続している中で、福島市だけでも今、3,000人いらっしゃる。そういう中で、なぜ南相馬なのか。南相馬のみの斎場で、福島とか川俣方面、伊達方面で火葬する場合には、こういう補助が受けられないということになるわけでありまして、これらは住んでる地域が悪いから自前を出しなさいということなのか。同じく村民として扱う場合、福島、伊達にも同じくこういう補助金を出して、村民みんなが同じような補助を受けられるようにするのか。いろんな制約はあると思うんですが、今後、村の政策としてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 火葬場の施設関係のご質問であります。今回の追加資料で64ページ、（6）近隣市町村の火葬場の施設使用料の状況ということでありまして、先ほど渡邊委員からもあったとおり。基本的には飯舘村は相馬地方の区域ということで、原町斎場に負担金という形で、施設の維持経費、均等割、利用割ということで、決算で昨年度113万円ほど払っております。基本的に、施設があれば維持経費がかかるということで、一定の額、南相馬市が算出した額を負担金として出しております。こちらで、基本的には南相馬市と同じ料金体系。市町村内、大人であれば1万4,500円。市町村外であれば5万8,000円ということではありますが、負担金を出しているということで南相馬市と同じ金額ということになります。

ここに福島市、川俣町、伊達市とありますが、同じ市町村とそれ以外で料金体系異なっておりますが、基本的にはその施設の維持経費に関して、村は原町斎場に対して支出しているということで、それぞれの市町村でそういう区分けをしているということになります。

ですので、この部分について、村で今の現段階において、負担金を福島市斎場等に出していないということであれば、このような実態にならざるを得ないというのが実情であります。

なお、村では基本的に国民健康保険等であれば、亡くなれば葬祭費という形で5万円ほど出してありますが、そういった中での施設利用ということでご理解いただければと考えております。

委員（渡邊 計君） 国民健康保険からかなり出てくると、それは原町斎場を使った人も出てくるんですよ。原町斎場を使った人が出ないで、ほかのサービスを使った人だけ出るんだったら分かりますけれども、それは一緒なんです。ただ、原町斎場に飯舘村も補助金を出しているということで、飯舘の人は原町斎場で火葬すれば1万4,500円で済むと。ところが、福島6万円、川俣4万円、伊達3万円とかかってくるわけでありまして、これら福島、伊達、川俣に補助金を同じく出すような形で、村民が同じような金額で火葬できるような体制は、何らかの支障があってできないんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 今まで、こういった形で福島市、川俣町、伊達市等と負担金を出して、同じ管内市町村のという協議は今まで行っていなかったという状況であります。

委員（渡邊 計君） だから、ほかの市町村と話合いのあれば、可能かどうかということですが、何か支障があるのかどうか聞いていますけれども、それはどうなっています。

住民課長（山田敬行君） 相手先といたしますか、今まで、関係市町村と協議をしていないということでもありますので、管理負担金がどれぐらいになるのか、もちろん算定も今のところ分かりません。

ですので、ここについては可能かどうかというのは、相手先との調整とどれぐらいの負担金になるかということの中での協議かなと思います。

委員（渡邊 計君） いまだに避難が継続している中で、平等とか不平等という問題じゃないですけれども、同じ村民として南相馬地区、相馬市、あるいは飯館に帰還した方が補助を受けられている中で、伊達方面、福島、川俣方面に避難している人たちが受けられないということで、今その辺がどうなのかなということもあるんですが、今後もこれ、変わらないということでは理解していいのか。今後、検討するというところで理解していいのか、村長いかがでしょう。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） コロナウイルス感染症対策のため一時換気をしますので、休憩いたします。再開は11時00分とします。

（午前10時49分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午前11時00分）

村長（杉岡 誠君） 渡邊 計委員のご質問の火葬場の施設使用料の件でありますけれども、もともとについては相馬管内の飯館村ということで、相馬4市町村との協議の中で、原町の火葬場を使うことが非常に多いだろうということで、そういう取組が県内の中で被災前からずっと続いてきたという状況かと思っております。

現在、避難中の方々のお住まいの場所がかなり広域にわたっているということでもありますので、ほかの被災12市町村がどのような対応をなさっているのかということも含めて、少し情報を集めた中で、今後考えていきたいと思うところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 建設費とか、そういうものの負担も増えてくると大きくなる金額が見込まれるわけですが、であるならば例えば火葬した人がその領収書を持って役場に来れば、補助金を出すような形も取れるのではないかなと思うわけですが、村民を同じような補助を受けられるような体制を、今後ぜひ取っていただきたいと思うところであります。

次、28ページ、4款2項1目12委託料で、不法投棄対策でありますけれども、資料頂いたんですが、一時不法投棄、大分少なくなったような気がするんですけれども、ここに来てまた、増え出したと。説明の中では、不法投棄する場所が変わってきているという中で、以前は監視カメラ、ダミーでもいいけれども監視カメラをつけるとか、あとは看板を立てたらどうだとか、そういうことがあったんですけれども、ここでごみが増えてきたという

ことで、今後の対策はどのような方針でいくのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 不法投棄対策関係のご質問であります。実情としてはなかなか後手後手になっているという実情があります。実際発生した場所に行って看板を立てるとか、カメラというご質問もありますが、この辺については検討の部分であります。ただ、かなり悪質な場合は、警察等に連絡をして、通報して捜査してもらうというのが実情でありまして、同じ場所に何回もやられるところは、チェーンを張るとか立ち入りできないような部分、やっている場所もありますので、その辺できるものをやっていくということで考えております。

委員（渡邊 計君） 日本で最も美しい村連合に参加している中で、不法投棄なんてあっちゃいけないと思うんですが、その辺の監視体制とか強めていただければなど。

では、29ページの4款2項2目の委託料になりますが、ちょうど真ん中あたりにごみ袋の販売を村商工会に委託ということですが、これは何らか委託料とか、そういうものを払っていらっしゃるのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） ごみ袋の販売の20万3,150円。処理手数料取扱業務であります。こちらの商工会の分、ごみの指定袋販売を委託という形でやっております。その販売の1割相当分を、こちらの委託料の中でお支払いしているという部分の内容であります。

委員（渡邊 計君） 販売分の一部ということですが、ごみ袋の販売額というのはどのくらい上がっているのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） こちら、販売額の1割相当額を商工会に出しておりますので、20万3,150円であれば、その10倍ということで、200万円という形に決算となります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 分かりました。では、次に35ページ、4款1項2目予防費の中の新型コロナワクチン接種に関してであります。この中の8節医師への旅費ということで、普通旅費が134万5,000円の予算額に対して10万7,000円しか使っていないということなんですが、これら予算を立てたときと決算額の違いが、これだけ幅が大きいというのは、どういふことでこういう結果になったのかお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 新型コロナワクチンの接種に係る医師の旅費の部分でございますけれども、接種スタッフの、いわゆる旅費を想定をしておりました。集団接種会場、村の中で3回目以降設置をしてきたわけでありまして、当初から予定した部分でありませんでしたので、医師を全国から確保する想定で実施しました。当初、来ていただけるという医師は名古屋からの医師だったものですから、そういった部分を算定しながら人集めのための旅費ということで、最大限想定して確保させていただいたという現状であります。

ただ、実際、実施した中では、この決算額であります10万で済んだという状況だったというようなことでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 今、名古屋というけれども、この決算額の来ていただいた先生も、名古屋方面ということでよろしいんですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） そういうことであります。この旅費の部分、名古屋から来て、

DMA Tディーマットの先生でありますけれども、その方の旅費ということになります。1月以降につきましては、本田先生が村に来ていただいたという部分がありましたので、3月までについてはあづま脳神経外科、いわゆる秀公会の医師のスタッフの中で確保していただいたというような状況で、そちらの旅費はかからなかったようなことになります。

委員（渡邊 計君） その下、役務費ですが、新型コロナワクチン接種事務手数料ということでも手数料が321万円ほど上がっている中で、92万9,000円の決算額ですが、3分の1しか使っていないということで、これどうしてこんな予算額と決算額の開きがあるのかお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらの手数料の部分につきましては、当初福島市と委託契約結んで、接種をお願いした経過がございます。村外接種の部分については国保連合会を通じての手数料の支払いという形になりました。その後、村で接種するようになりましたので、その部分が減額になっている。これだけの開きは多分ないのかもしれないかもしれませんが、そういった部分が要因となっているようなことであります。

委員（渡邊 計君） 分かりました。では次、36ページ、4款1項4目12節委託料で放射線相談支援業務ということで、今後の生活不安など相談を受けたということなんですが、これの委託先及び相談があった件数というのはどのくらい、相談内容などはどのようなものがあったのか、お伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず、放射線相談業務という部分であります。こちらについては村の社会福祉協議会に委託をしております。生活支援相談員とともに訪問していく中で、そういった放射線に関する不安だったり疑問だったりという部分をお聞きしていただいて、村につないでいただくという業務になります。

全体的に、数字が何件だったかという部分については、追加資料の65ページに、相談支援業務の中に含まれているわけでありまして、こういった件数で相談があったということでもあります。放射線に特化した部分としましては、全体で19件ほどということになっておりますが、主に内容としましては、現在の例えば山野草、キノコの放射線どのぐらいなのか、例えば春先ですとワラビだ、フキだ、そういった部分は食べられるのという部分がほとんど、そういった部分が多かったかなという状況を、報告を受けているところであります。

委員（渡邊 計君） 約1,400万円程度の決算額なんですが、委託で1,400万円。人数何人ぐらいで活動していらっしゃいますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） この部分に特化した部分としては、たしか2名だったかなと思っております。

委員（渡邊 計君） 今、2名ということですが、委託先は1つの事業所なんだろうが、2名じゃなくて全体の人数ということで委託して、1,400万円ぐらいなんですが、委託先の事務所というのは、事業所というのは何人程度の事業所なんだろうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今の村の社会福祉協議会、生活支援相談員も含めると全体で二十数名、春先ですと21名ですか。事務スタッフも含めてだったようであります。そのほかで、生活相談員として訪問する方については、10名程度だったのかなと思われまして。

委員（渡邊 計君） いろんな生活での問題と健康面とか、そういうのも一緒にひっくるめての活動であるということで、放射能はなくなるにはまだまだ年数かかるので、必要なことかなと思いますので、いろんな相談も含めて村民に答えていただければと、こういう事業を今後も継続していただきたいなと思うところであります。

次、44ページ、3款2項1目12節委託料ですが、この委託料の中に子育て支援センターの清掃業務が32万5,000円上がっているわけですが、決算額ゼロということですが、これはどうしてゼロになったのかお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 結果的には実施しなかったということになるんですが、なぜという部分が今記憶の中にないものですから、ちょっと確認します。

委員（渡邊 計君） 清掃業務がなくなったわけではないんでしょうけれども、この清掃業務がどこに行ったのか。32万円ほどの予算上がっているわけですので、その辺、後でしっかり説明をお願いします。

次、46ページに放射線に関して、長泥地区のガンマカメラとかモニタリングポストの保守業務とかいろいろあるわけでありまして、令和2年度にモニタリングマップを作成しまして、3,000部ほど村民とかに配っているわけでありまして、もう3年程度やっていないわけなんです、以前にもお話ししたときに、こういうものが今後の何らかあった場合に、証拠品として残る形であるということ、3年か4年あるいは5年に1度ぐらいモニタリングマップを作成すべきであるということでお話したんですが、もう3年たっているわけでありまして、このモニタリングマップですか、次年度以降、それらの製作するような考えはあるのかなのかお伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） モニタリングマップについてであります。次年度以降、製作する考えがあるのかということでもあります。今、委員お話しになりましたように、モニタリングマップについては、これまで何回か作成をしておりましたが、今のところ1年ごとでいきますと、なかなか有意な変動が見られないということで、それならばということでありましょう。

村といたしましては、今後のモニタリングマップ作成につきまして、それが5年がいいのか、その後何年がいいのかということありますけれども、予算の中で国の復興予算を使わせていただきながらこれを作ってきたという経過もありますので、そのあたりのところを国と相談しながら、タイミングを見計らいながら、期間がある程度たったところでもう一つ出すということは検討していきたいと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ、令和2年度9,570万円の決算額で行ったわけでありまして、今後長泥の解除、そしてバイオマス事業に伴っての森林の間伐と、増えていくわけでありまして、そういうこともありますので、長泥の解除及び森林間伐、それらに関して始まるのでそれらで、やっぱりそこをきっかけにもう一度作る必要があるのかな。確かに1年、2年ではそう減衰しないわけでありまして、こういう5年計画とか、5年に1度という計画はよろしいんですが、ただこういうようなきっかけがあれば作成する必要があるのかなと。

それともう一つは、モニタリングマップ何度見ても、ちょっと色が似たような色で、どこがどう境目なんだと。そういう色の辺も強いところと弱いところ。安心して住めるところと違うところを、暖色と寒色で分けるような形がいいのかなと思うんですが、ちょっと色分けが見にくいなと思うわけで、ぜひ長泥の解除等に合わせて作っていただきたいと思うんですが、これら必要性があるのかなのか村長に伺います。

村長（杉岡 誠君） モニタリングマップそのものについては、今産業振興課長から答弁させていただいたとおりでありますけれども、先般JAEAから報告をいただきまして、国とかいろんな研究機関で航空機モニタリングを使ったデータ等も相当今、情報公開をしているということだそうでした、そういった既に情報が、リアルタイムとは言いませんけれども、毎年のごとくしっかり更新されていく情報があるということなので、ちょっとそういったもの、まだ私しっかり見ていないんですけれども、それが短期的には代替ができるんじゃないかなという思いもありますので、そういう情報をしっかり確認させていただきたいと思っていますところでもあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） パソコンなどを使って分かる人はいいんですけれども、使える人、使えない人、いろいろいますので、その辺をぜひ検討していただきたいなと思うところでもあります。

次、48ページ一番上にふるさと再生推進事業ということで、400万円ほどの予算と決算、ほとんど同額ということで出ておりますけれども、これは深谷の道の駅の向かい側の花ということで、これまで3年ほどやってきた中で、今年は見ますと業者も変わったということで、非常にきれいに咲いておりますし、雑草も少なくいいなと思うわけでもありますけれども、今のところ令和7年までということでもありますけれども、その中で今回はいいなと思っているんですが、もっともっとやり方で、もう少し面積広げられたらなと思うわけですが、これニュースなどで取り上げられますと、人が一気に見に来るということで、あそこの交通も大分心配になってくるわけですが、今後あそこの花、相談とか検討会を開いて、どんなものを植えたらいいとか、そのような予定はあるのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 深谷の南手農地に係るふるさと再生推進事業ということで、こちらは平成28年から令和7年までということで、深谷の地権者の皆様の土地を使わせていただきながら、今、委員がおっしゃったようなことを進めてきたところでございます。今年、県道にほど近い圃場につきましては、飼料用米ということで、公社での田んぼの作付などもしながら、これまでには花という形で進めてきたところを、本来の農地というような形でやって、一定程度今評価をいただいているというところかなと理解しております。

今後のところでもありますけれども、あそこの管理につきまして、今のところは村と、そこをやる際に地域の方々との話合いの中で、どんなふうにしていくかというところを委託先である公社も交えた中で、いろいろ相談をしながら進めているところでもありますので、これからもそういった地権者、村、公社の中での相談のタイミングといたしますか、そういうことで中身を決めていくということは、やっていきたいなと思っておりますが、全くそれ以外の方々というところは、今のところはまだ検討していないところでもあります。

委員（渡邊 計君） 今非常にきれいに咲いておるんですが、春先というか5月、6月頃にも咲く花があればいいのかなと。そうすると1年中とはいきませんが、暖かくなってから寒くなるまで花をめでられるのかなと思うので、その辺の検討も今後ぜひお願いしたいなと思います。

次、57ページ、8款4項1目公営住宅の管理全般ということでありますけれども、その中で12節委託料、ここに、大師堂、笠石、白石の各団地の村営住宅草刈り業務ということが上がっているわけですが、この草刈りに関しては3地区だけなのか、それともほかの地区も含まれているのかまずお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） これ以外にも、草野の大谷地団地等も含まれてございます。

委員（渡邊 計君） たまたま、大谷地団地などを訪ねますと、草刈りはしてもらえるんですけども、年に1回ぐらいしかしていないということで、団地の敷地内はしていただけるんですけども、河川との境、あそこが全然やってもらえないんだと。そこを何とかお願いしたいんですけども、議員さんと言われて、何度も言われているわけですけども、その辺で草刈りの範囲ですね。あそこ、幅的に1メートルぐらいで長さ的には四、五十メートルあるのかな。そういうところも、今後ぜひ草刈りの範囲、そして年に2回ぐらいは刈っていただければ大分違うのかなと思うんですが、今後その辺検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） そういう意見、聞いてございますので、今後、前向きに検討してまいりますと思います。

委員（渡邊 計君） 次、58ページ、8款1項1目中段に、県道バイパス工事に伴うということが書いてあるんですが、草野地区のバイパス、これはいまだに止まったまんまなんですが、橋が架けられないということで止まっているんですが、大分日にちはたつんですが、近々の状況はどのようになっておられるんでしょうか。県の仕事なのでちょっと村が出る仕事ではないんですが、情動的に橋の架け替え進捗状況、どのようになっているかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 県道のバイパス工事でございます。課題になっているのが、用地の取得というところでございます。県といたしましても、個別に交渉の部分を進めながら、接触等も含めて進めながら、法的に用地買収ができるような方向性も見据えて、今進めているというように聞いてございます。

委員（渡邊 計君） 道路はできていて橋ができないで、みんな、いつ開通してくれるんだろうと。そういう最近は不満の声がちょくちょく聞こえてきますので、県の計画でやった仕事なので、ただ私も実際見ると、あまりにも家に近づき過ぎな道路なのかなという面もあります。ぜひ早急な開通を望むところであります。

次に、61ページ、8款3項1目河川維持に関して、河川清掃等業務ということで佐須と古今明川をやったということで、説明の中では機械が入れなかったところがあるので、この予算と決算額、開きがあるということなんです。機械が入れなかったというのはどういう理由で入れなかったのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 河川までの距離があるとか、立木等での入れない箇所もあったとい

うことでございます。

委員（渡邊 計君） この河川の維持費、清掃業務ですが、単なる清掃じゃなくて放射性物質の沈殿とかあるということも絡みの中で、あとは川が浅くなっているということなどで、大雨の際の災害が起き得るということでの清掃だと思うんですが、機械が入れなくてそこはしなかったということではありますが、そういうことによって入れなかったところからの災害とか起きる可能性はないんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 当初予算は5,192万円ということで大きいんですが、これにつきましては、復興庁の予算を最大限確保しながら事業を進めたいというようなことで、標準断面に全延長を掛けて金額をはじいてというところで、さらには現地に入りましたら先ほど言ったような理由で掘削できる箇所が減ったというところ、さらには急峻な部分もあって、そこには土砂がたまっていないとのことでもって、2,360万円程度の決算ということになりました。

災害発生の確率ということでございますが、たまっている土砂は撤去されたというところで、発生に関しては確率としては低くなるだろうと見込んでおります。

以上です。

委員（渡邊 計君） それで佐須川、古今明川、村管理なんですけれども、私の地域は小宮で、新田川走っている。これ、恐らく県管理なのかと思えますけれども、これに関してもずっと土砂の掘削をしてくれということをお願いするわけですが、いまだにしていだけない。それで、川の真ん中に中島が次から次とできて、そのために流水が遮られて、2年前は橋の付近が水が上がって舗装まで剥がれるということもあったわけで、地域からはぜひ早急な河川の清掃業務をやっていただきたいということがありますが、これらに関して今後の予定はどうなっているのかお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 県管理の2級河川でございます。県にも、再三要望をしております。今後も、強く要望をして、ぜひ計画的に事業を進めていただくよう強く要望してまいります。

委員（渡邊 計君） では、最後に84ページ、6款1項1目で農業委員報酬とかあるわけですが、報酬というよりも、農振除外の関連になってくるわけなんですけれども、農業委員会がもっと農振除外とか早くやってくれるような働きをしていただければ、要は平らなところの便利のいいところは、借りて集約して農業も今、行われていますが、要は山間部の本当に場所の悪いところ、そういうところがいまだにどうにもならない状況である。そうすると、農業じゃなく別な方法でという方向性もあるんですが、結局農振除外が大変であるということで、やりたいんだけど、時間がかかり過ぎるんじゃないかということで、手をこまねている業者もあるわけで、これまではソーラーとかいろいろあったわけですが、今一時ソーラー下火になっておりますが、ちょっとした情報によりますとソーラーが再燃していると。FIT価格の問題じゃなくなったと。村長も言ったように、バイオマスとかやって炭素の売買で金額が入ると。企業も、ソーラー発電分の炭素の売買で十分やっていけるということで、またソーラーが動き始めたという情報、ちょっとつかんだんですが、そうすると山間部のやまざくとか、山間部の誰も借りてくれない、担い手もない、

そういうところを、ソーラーとかあるいは今後何らかの施策があると思うんですが、そういうことでもっと使いやすくしていくような、農業委員会、報酬も出しているわけですので、そういう助言とか、そういうことができるのか、できないのか。その辺はどうなっているんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 農振除外等の件であります。いろいろと今土地の利活用につきましては、委員お話しのとおり、比較的耕作しやすい場所と、あとは逆にその山間地のなかなか便のよくないところといたしますか、効率的にはちょっとほかに劣るところというか、そういうところがあるというのは事実でありまして、農業委員会といたしましても、その土地を今後どうしていくかというところが、一つの大きな課題になっております。

全国的にはそういった農地につきましては、今後、非農地化も含めて対応をするようにというような通達が出ているところでありますので、いずれそういう形で農地として使う部分と、そうではないところというしっかりとした線引きといたしますか、色分けといたしますか、そういうものが必要なんだろうと思います。

ただ、現在おっしゃっていただきましたその手続等につきましては、どうしても今、農業委員会の定例総会を踏まえて、農業委員会の決定でもってやらなければならないというのが、今の制度上の決まりでございますので、これをすぐに簡素化するということは、なかなか難しいとは思いますが、今後も太陽光はじめ、他事業の相談につきましては今ある法と照らし合わせながら、適切に指導助言をしながら対応をしていきたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 農振除外、早くできるかできないかで、荒地が増えるか、増えないか。

変わってくると思うんですね。現在、ソーラーやっているところを見ると、下の管理とかあるいは除草ネットを張って草を生えないと、そういう管理もソーラー会社でやってくれるような状況なので、今後、どうにもならない農地に関して農振除外、早くできるような体制をぜひ取っていただきたいなと要望しまして、私、質問を終わります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど、渡邊 計委員からありましたご質問、17ページの携帯電話不通話エリア解消事業の件であります。村で把握している完全な不通話地域は現在2か所ということで確認をしているところであります。また、光ケーブルを使った通信ができないか、その検討はということでありましたが、現在ドコモ、au、ソフトバンク等いろいろありますが、その分で、通信は基本的には可能ではありますが、この基地局と同じように事業者が、事業採算性を鑑みますと、これはなかなか難しいというようなことで報告をいただいているところであります。要望はしてきているけれども、なかなか難しいという回答を得ているということであります。

なお、村としましては、なかなか携帯がつながりにくいというようなところについては、基本的に携帯電話の電波の増幅器を、家の周りのところでいろいろなところに設置しました。それで増幅器によって、それぞれ個々に対応していただきたいということで、そういった対応をしておりますし、また会社によって、キャリアによっては、つながる携帯、キャリアもあるのではないかとということで、携帯使っている方に、キャリアの変更といいま

すか。そういったものをぜひ検討していただきたいということで、お願いもしてきているところでもあります。

なお、不通話地域につきましては、今後、村の中に2か所あるということでもあります。そういった部分については、今後も引き続き、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

健康福祉課長（石井秀徳君） 先ほど、渡邊委員からありました放射線相談支援業務の人数でござひます。先ほど、私に2人とお答えしましたが、4名がその担当ということで、配置をされているようでもあります。

それから、44ページの児童福祉総務費であります。子育て支援センターの維持管理部分での清掃業務の部分であります。今現在、応旧飯樋診療所のところ、申し上げたあそこが子育て支援センターとして整備しましたが、震災以降利用されていないような状況であります。維持管理の部分については、かかる経費は今やっているわけではありますが、清掃に関しては、今回当初予算では、イベント等をあそこで実施をして利活用しようかということで想定をしておりました。ただ、コロナ禍の中で、そういったイベントを実施できなかったということから、スポットで清掃を委託をしてやる予定でありましたが、そういった事業ができなかったようなことから、清掃をしなかったということでの決算になっていまひます。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 先ほど、渡邊委員からありました資料ナンバー7の4ページ、行政区に関する経費の地区集会所補修の補助金についてでござひますが、八木沢、芦原行政区それから前田、上飯樋の3地区で行っております。こちら、毎年できるのかというところではござひますけれども、予算の範囲で50%補助というところで、地域の中で合意が得られて、そして修繕箇所、村に相談いただいて予算の範囲でできるということになってござひます。

ちなみに、八木沢芦原地区については昨年は61万5,000円ほど補助金を出しているところではござひます。

産業振興課長（三瓶 真君） 最後にご要望いただきました農振除外の件ではありますが、追加でお答えをいたしますと、この農振除外の手續に関しましては、村農業委員会での審議のほか、県の許可というのでもござひますので、県も交えた中での協議となりますから、なかなかその簡単に見直しというのが難しいということ。また、農地転用につきましては、農地の転用の要件と呼ばれるいわゆるほかに代替地がないことであるとか、農地に悪い影響がないこととか、そういう要件も定まっておりますので、そこを合致させるように農業委員会としていろいろ指導助言もしているところではありますが、いずれにしても、県という相手もおりまして、なかなかその早急な見直しというところは厳しいのが現状かなと考へておりますので、お答えをしたいと思います。

以上です。

委員（渡邊 計君） 先ほど、今、後になって説明あったんですが、まず携帯電話が増幅器を

使用していただいているということですが、増幅器、家の中だったら使えるんですが、外部までは届かないんですね。それともう一つは、ほかの電話に交換をお願いしているということですが、これ今、小宮地区とかいろんなところ、楽天かな、アンテナ上げているんですが、通じるようになったとって楽天に電話して変えた人いるんですが、そこでは通じますが、ほかに行ったときに通じなくなると。じゃあ、2台持てるのか、持つのかということになるので、そんな答弁おかしいでしょうと私は思うんですが。ある程度どこでも使えるような状況にしないと、じゃあ、auと楽天とNTTと3台持てば、どこでも通じるよと言うのか。であるならば、それらにも補助をすべきです。簡単に答えないでくださいよ。

それから、農振除外に関して、県の決まりというか、県との関わりもあるということですが、これは分かっていたんですが、これが逆に農振除外が遅れることによって復興の足かせになっているんじゃないかなと私は思うので、その辺のところ県とも、今後よく協議していただきたいなということで、私の質問を終わります。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 1点目、村づくり推進課でお答えした中で簡単に答えないでいただきたいという話がありましたが、多分キャリアの乗換えの件を、説明が少し不足していたかと思いますが、あるキャリアの会社の電話を使っても入らない、だけれどもほかの会社にも乗り換えることで入ることもあるので、それは今のスマートフォンの世の中ですとSIMカードを取り替えるだけでできてしまいますから、そういうことも含めてご検討いただきたいという話をして、要は端末そのものの交換しなくても使えるということが、今世の中の的にできるようになってきていますので、そういう話を担当課としてさせていただいたという部分と、光ファイバーを活用した不通話地域の解消なりというものは、私自身も非常に大きな政策目標でもありますので、いきなりそのキャリアとの連携というのはなかなか採算性の問題で難しいんですけれども、ちょっと光ファイバーをもう少し活用できないかという検討をさせていただいているということ、申し添えていきたいと思えます。

それから、農業委員会の関係については農業委員会の判断でありますけれども、県との関係性の中で、復興の足かせになっているんじゃないかというお話がありましたけれども、逆に農振農用地の制度があるおかげで、いわゆる何ていうんでしょうかね、いろんなことが農地として守られる中で、健全に守られてきたという過去の経緯もありますので、それを踏まえて、県としては、例えば村からの農振除外の話が来れば、それについて5要件というものを満たしているかどうかという検討を、しっかりさせていただいて回答いただくというようなことがありますし、村として逆に農振に入りたいという話をしたときには、それが本当に適当かどうかという話もさせていただきますから、それは村の政策判断の中で、必要なものは必要だということで、これまでも申請をさせていただいておりますから、そこは引き続きしっかり村の農政でやった上で、農振除外あるいは農振編入について許可をいただいたものについては、農業委員会で審議いただくという流れを、しっかり堅持していきたいと思うところであります。

以上であります。

委員長（高橋孝雄君） 渡邊委員、よろしいですか。

それでは、次の方、質問をお願いします。

委員（横山秀人君） 私は資料請求をした件について、質問並びにどのような対応をするかということでご質問したいと思います。資料はナンバー8、こちらは、基金の運用状況についてであります。土地開発基金、あとは水田農業確立対策推進貸付基金、あとは、高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、この3点であります。それに基づいた詳しい資料ということで、今回提出いただいたんですが、1つずつ確認していきますと、資料の10ページ、土地開発基金の基金でどの財産を持っているかということで明細が出ております。こちらを見ますと、既にもう利用されているところが見受けられます。この土地開発基金目的からしますと、これらの資産については、早急に基金財産から公有財産への移替が必要と思われるんですが、村としてはどのような考えでしょうか。

総務課長（村山宏行君） まず、土地開発基金の保有する財産ということで、追加資料とさせていただきます。ご指摘のように、既に村として運用しているものがあるのではないかと。それが、いわゆる基金上で持っているのがどうなのかということであります。ご指摘のように、村として取得をする際に、土地開発基金で取得しているところがあったようですので、ご指摘のように早急に、一般会計で買戻しをして村の財産としていくという手続きを組みたいと思います。ただ、金額がかなり大きいというところがありますので、こちら計画的に行ってまいりたいと思います。

委員（横山秀人君） ただいまの公有財産へ移替を計画的に行うということがありましたので、これはまずよろしく願いいたします。

あとは、基金総額については、条例上は1億700万円以上という形で、任意に積立てができるということなんですが、ある程度復興のハード事業が大体終わってきているという中で、この土地開発基金の残高が4億7,000万円あるというのは、結構過大になってしまうのかなということで、土地開発基金から別基金の繰入れとか、そういうのもご検討いただきたいんですが、村としてどうお考えでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には上限を設けて、目的を持ってこの基金を設置しているわけですので、直接他の基金にということにはならないかなと思っております。ただ、ご指摘はごもっともというところありますので、基金の総額、どれが適正なのか、そういったことも含めて、検討してまいります。

委員（横山秀人君） 続きまして、資料ナンバー8の2ページ、水田農業確立対策推進貸付金についてのご質問であります。こちらは追加資料の11ページに詳細。ちょっと私の説明が足りなかったので足りない部分もあるんですけども、回答いただいております。まず、質問としまして、こちら水田は最終貸付け。基金が動いたとき、それがいつが最終なのか。つまり、合わせまして547万9,000円かな、こちらについてはまだ貸付けの状態なんですけれども、いつ貸付けしたものがここの基金に残っているのか。こちらを確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 水田農業確立対策推進基金、最終貸付けがいつなのかという確認の質問ですが、こちらの記録ですと平成20年3月4日が一番新しい貸付けの開始日となっております。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 昼食のため、休憩します。再開は、1時10分とします。

（午前11時49分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後1時10分）

委員長（高橋孝雄君） それでは、質疑を許します。

委員（横山秀人君） 先ほど、水田農業確立対策推進貸付金の質問の途中でしたので、そこから継続して行います。こちらの基金なんですが、貸付金が五百数十万円あります。こちらについては今現在、どのような形で徴収を行っているのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 貸し付けている基金の徴収についてでありますけれども、現在、先ほどお答えしましたように貸付け日がかなり以前ということもありますので、ちょっと事実関係を確認中ということでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 基金については、以前から回収がなかなかできずに、いわゆるこれは滞納、見えない滞納、一般会計の税じゃなくて、これは基金の滞納になるわけです。この基金、多分このままずっと回収できなければずっと続く基金で、こういう形で毎年報告しなければいけない。先ほど確認したところも、14年前で最終貸付けが終わって滞納額が500万円あるということは、もしかすると20年以上も前の貸付けの滞納が残っている可能性もあると。そう考えたときに、この基金の目的がもう達成、今の時代、合っていないというのであれば、もう14年やっていませんので、であれば、これはこの不納額、滞納額をどうにかして整理しないと、このままマイナスの財産として村に残ってしまう。

これについては、多分国のお金等も入っていると思いますので、国と県と、そして時効の問題もありますので顧問弁護士と併せて、見えない滞納について、どのような形で処理していくか検討をお願いしたいと思います。まず、こちらについて回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 基金の今後の在り方等についてであります。まずは、この制度についてですが、今お話がありましたように、運用があったのが大分前ということもございまして、その制度の現状であるとか、あとは制度の趣旨、内容等について、もしかすると現況ではもうその役割を終えたあるいはそぐわないというものも、あるのかもしれない。基本的には、そうした制度の趣旨内容を踏まえながら、その内容を精査し条例等に従って、これを適正に管理していくということが基本かなとは思いますが、一方で制度というものは、その都度、その状況、その時代背景等に合わせて見直し、あるいは廃止ということもされるものという認識もございまして、そういったことも踏まえながら、今後内容をよく精査し、対応を検討したいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） 続きまして、資料6に記載のある3番目、高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、こちらは3ページになります。先ほどと同じような質問なんですが、この9頭に

ついて、最終貸付けはいつ頃になりますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 最終の貸付け高齢者等肉用雌牛貸付事業については、平成14年9月でございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 平成14年9月ということで20年前であります。こちらの基金は、牛を貸して牛で返してもらうというのが、多分原則だったと思います。もう20年前が最終でありますので、こちらについても滞納になると思います。既に、もしかすると、借りた方ももうお亡くなりになっている可能性もあると思いますし、原発事故によってもう牛を廃業した方もたくさんいます。こちらの基金についても、20年ほど運用されていない、利用されていない基金であれば、先ほどと重なりますが、国県、そして時効に関することで弁護士と相談しながら、この基金の廃止も含めた検討をお願いしたいと思います。まず回答を求めます。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの基金につきましても、先ほどの水田農業確立対策推進基金と同様に、今後の見直し、廃止も含めて、これから精査確認、検討したいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） では、続きまして資料を請求しました第三セクターに関する件について、質問いたします。資料12ページから始まる、本当に準備が大変だったと思います。ここまで詳しく調査の上、分かりやすい表を作っていただきまして、ありがとうございます。

平成26年に、国から第三セクターの健全化の推進ということで文書が出され、その後、第三セクター等の経営健全化方針の策定についてということで、平成30年に文書が出ていましたので、飯舘村の場合どのような状況なのかなということで、資料請求いたしました。飯舘村で第三セクターと呼ばれるものが4点、飯舘村振興公社と、飯舘までいな再エネ発電、これは大火山、飯舘までいな復興株式会社、これは深谷。までいガーデンビレッジいいたてということになります。で、何点か気になる場所があったものですから、確認させていただきます。もちろん、第三セクターですので別会社であります。出資比率を見ますと、90%、80%を超える出資比率の第三セクターもありますので、ある意味、村の子会社のような形をしている。また、そのうち3つについては、多分村長が代表を務めるという会社でありますので、本当にもう村の一体的な村民住民サービスの団体と認識しておりますので、何点か確認いたします。

まず、14ページなんです。までいガーデンビレッジいいたての出資総額が4,650万円になっております。一番右下を見ますと、その出資に対して、今の現在の評価が4,100万円ということで、現在出資額を下回っていると。つまり、村の出資額が、同じですけども、出資額が下回っている状況であると。これがいいか悪いかは別です。過去3年間見ますと、だんだんプラスが出てきていますので、ここがいつかは超えるんだろうなと思いますけれども、現状は今、投資額より評価額のほうが少ない。もう1点は、14ページに飯舘村振興公社が、営業利益がマイナス932万1,000円と。令和3年度の営業利益がマイナスで932万1,000円。先ほど、資料7の公共の施設の草刈りの中で、振興公社が行ったから結局費用はかからなかったという回答があったわけですけども、片や振興公社はマイナスの決算で

あります。であるのであれば、やはり役場できちんと、その草刈りに予算を取ったのであれば、きちっと振興公社にお支払いして振興公社のマイナスを埋めるということが、この時点では大事だったんじゃないのかなと、そう思っております。

飯舘までいな復興株式会社、これ深谷であります。ちょっと比較対照として見ていただきたいのが、44ページ、54ページ。比較して見てほしいんですけども、資料のページ。まず、54ページから、こちらは、飯舘までいな再エネ、大火山の発電施設であります。こちらについては、54ページは売上げが7億5,000万ほど。つまり、太陽光と風力で7億5,000万円ほどの売上げがあるということで分かります。44ページを見ますと、深谷は幾らなのかといったときに、実は太陽光の売上げが載っていません。これは43ページにあります出資金100万円。これで別会社が太陽光を所有しているという形で、第三セクターのまた子会社が太陽光施設を持っている状況であります。これも結局、役場、このような第三セクターの公開なり調査から外れてしまっているところもあります。

何が言いたいかといいますと、各自治体では、第三セクターが与える財政的リスクが、今後も増える可能性があるということで、国から健全化の推進に向けて、きちんと自治体が第三セクターの経営から、財政からを確認するようにと、それをまた議会、住民に伝えるようにということで国からの指導があります。もう一步進んで、出資比率が25%以上の場合は、監査委員の監査も必要ではないかということで、ある自治体ではこの指針を策定しています。ですので、今後このような資料請求で第三セクターについて出させていただきましたが、これからは継続的に第三セクターの経営実態、そして将来、村にリスクが及ぶのかどうか。もし、何かあるのであれば、事前に対策を組めるのであれば、それを検討しようという形で、早め早めに対応していけば、例えば昔あった公社への追加出資、また道の駅への平成31年の出資というものも避けられたのではないかと思いますので、ぜひ継続してこの第三セクターについての指針策定まで、検討していただきたいと思います。まずこれは村長にお伺いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 村が出資している会社、第三セクターと通称呼びますけれども、そのような会社についてのお話でありました。村がその指針をつくってはどうかという話でありますけれども、これは会社法に基づいて、それぞれ株式会社という形であったり、一般社団法人という形を取っておりますので、会社経営の理事等がおりますから、そちらの中の権限事項ということで、会社経営の指針については、会社の中でやるべきことだと思います。ただ、おっしゃるとおり、村が出資をしておりますし、私が社長を務めているという会社もありますので、村側の政策的な意図が、その会社の協議の中にしっかり入れながらやっているという部分もありますので、その辺は何ていうんでしょうかね、いろいろな指摘も受けておりますけれども、私が社長になることによってできることもあるという中で、健全化ということをしっかり進めさせていただいている部分であります。

震災前には、振興公社のみだったかなと思いますけれども、振興公社のいろんな事業の中で、赤字経営等ありましたけれども、今は経常利益の部分、単年度経営の部分でのマイナスをご指摘いただきましたけれども、純資産の部分、現預金のところを見ていただくと、3億円以上のお金があるという部分もありますので、そういったお金の中で湯水のごとく

使うんでなくて、しっかり収益性を確保しながら、それから農業部門等含めて振興公社や
っていくという部分があります。

それから、太陽光会社についてはご承知のとおり、固定買取り制度の中でやっておりま
すので、基本的に採算が取れないということはあり得ないわけではありますが、落雷等の災
害等があった場合にはいろんなことがありますから、そういうことにも踏まえて、何てい
うんですか、売上げそのものを全て配当するのではなくて、しっかりお金を残しながらと
いうことが経理とさせていただいているという部分であります。

それから、までいガーデンビレッジについては指定管理という形がありますので、こち
らの健全経営ということも心がけさせていただいておりますので、様々ご指摘いただい
ている部分は私が酌み取らせていただいて、そして経営陣の中で協議をさせていただきたい
と思うところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 重ねてではありますが、この第三セクターに関する、第三セクター等へ
の関与に関する指針については、全国の自治体でもつくっている自治体が多数あります。
ですので、やはり出資ということは、村民の税金をその会社に出資して、運用とえばお
かしいですけれどももっているわけですので、ある程度村でもきちっとした経営状況の管
理、今回村長とそして社長ということで、どうしても同じ方がやっているのになかなか難
しい面はあると思いますけれども、やはりそこに監査委員とかという形で、第三者的に確
認する方もいますので、ある程度その第三セクターに関しては、ほかの自治体ではそれが
理由で経営破綻というか、すごく町の財政が大変になったというところも聞きますので、
継続的な、今以上の状況確認をお願いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 今、監査委員のお話ありましたけれども、各その会社の株主総会には必
ず役場の職員も、傍聴者という形では参席をさせていただいておりますので、あるいは株
主総会に提示される会社それぞれのものについては、あらかじめ送付いただいたものある
いは作成していただいたものを、現担当課で確認をさせていただいてという部分をしてお
りますので、役場側の事務的ないろいろなチェックというものは働かせていただいている
という部分であります。

全国的にその破産という、破綻の部分があるのは、例えばその観光業とか、そういうと
ころまで手を伸ばした部分についてはあると聞いておりますけれども、飯館村振興公社、
唯一きこりとあいの沢という部分を持っておりますけれども、その部分についても国の交
付金を頂きながら健全経営ということをさせていただいておりますので、国のお金がいつ
までも続くわけではないというものはありますけれども、しっかりその経営が回せるよう
に、私としても配慮させていただきたいですし、役場も担当職員の中でしっかりフィルタ
ーをかけていきたいと、私もそういう指示をさせていただきたいと思うところであります。

以上であります。

委員長（高橋孝雄君） 次、ございませんか。何かございませんか。

委員（横山秀人君） では、資料請求させていただきました60ページ、イイタネちゃんお知ら
せアプリ保守業務ということなんです、こちらに関しては約2,000万円ほどの金額で行っ

ているわけですか。実際登録者数、日々閲覧している方の平均というのは分かりますでしょうか。

委員長（高橋孝雄君） どなたが答弁ですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどのイイタネちゃんのお知らせアプリであります、まずアプリをインストールしている方については、957名がインストールをして利用しております。それで実際に、アプリを開いて見ているという方でありまして、毎月いろいろ違いますが、令和3年度につきましてはほぼ毎月150人から180人の方が、このお知らせアプリを活用している。令和4年度、今年度につきましては今のところ180人から280人ぐらい、月によって差はあるんですが、その幅で利用していただいているという状況でございます。

委員（横山秀人君） 実は、これ住民懇談会の中で、積極的な情報発信をお願いしたいという要望が、ある村民からありました。そのときに、ほかの自治体をして調べてみますと、専用のアプリというよりも、公式ラインとか、もっと今、身近に皆さんが使われている中で、そこにすぐ飯館が入ってこれるといふか、情報発信ということでお聞きしています。

このイイタネちゃんアプリについては入れている方というのが、申し訳ないけれども私の周りにはほとんどいなかった。そして、改めて見ますと、使いづらかった。これはやっぱり事実だと思うんです。今の操作といふか、今のラインとかいろんな意味からするとこのアプリは操作しづらいなど。探すまで時間がかかるなど思っております。このアプリはいままで利用する予定なのか。これ交付金事業だということですので、多分継続的に行われていくと思うんですけれども、これに代わって、例えば公式ラインとか、もっと村民の方が利用しやすい方式に変えるという計画はありますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） イイタネちゃんアプリについては、その前のタブレットを全世帯にお配りしたところからつながっているかなと思いますけれども、村の情報がその当時も、なかなか分かりづらい、見えづらい、広報だけではということがありましたので、タブレットを利用しながら見ていただいたというのがありました。その後、タブレット事業が終了する中で、そういう専門的な、村から直接情報が受け取れるようなものという中で開発をされたかなと、私は思っておりますけれども、例えば今ホームページで公開されているような情報だとか、通常のSNSを利用する中で出せるような、自分の日常的な写真とか活動とかというものについては、おっしゃるとおり、今はSNSがかなり普及しましたし、個人の携帯電話も、昔でいうガラケーというんでしょうか、ガラパゴス携帯というものがなくなって、それからガラパゴス 아이폰というか、スマートフォンというようなことで話になって、今はスマートフォンに統合されてくるような状況の中で、ご高齢の方も含めて様々な方が、いわゆるタブレット方式の端末を使えなければならないような世の中になってきましたので、そのアプリケーションの一定程度の当初目的の大部分が、通常のサービスの中で看過される部分が出てきたのかなと思うところです。

ただ、一方で例えば防災情報とか、そういったものを考えると、今、SNS等をつくったのかな、あとメールとかで配信をしておりますが、やはり何かのときに村から住民の方々が多くの場所に避難をされたり、住まいの場所が違う方にお届けするという中においては、

大事な位置を占める部分がありますので、全ての機能をこれからもずっと継続するかどうかは別としても、必要とされる部分をこれから精査する中で、これからいつまで運用するかについても、庁内的に検討していきたいと考えてございます。

以上であります。

委員（横山秀人君） 先ほど、内訳を見ますと、この2,000万円の内訳が何かすごくあのシステムを運用するのに金額がかかるんだなと思っています。であるならば、また別な方法も、この金額があればできるんでないかなということもあります。引き続き、こちらについてご検討いただきたいと思います。

委員長（高橋孝雄君） 次の質疑を承ります。いないんですか。

委員（横山秀人君） それでは、資料請求しました62ページ、こちらについては、村税等収納額、未納額の状況ということで資料を頂きました。インターネットをご覧の方もいらっしゃると思いますので、今、現時点での未納額がどれぐらいなのかということで読んでみますと、令和3年度の未納額が392万8,313円。滞納繰越分、令和2年までの未納分が589万3,443円。合わせますと、住民税、固定資産税、軽自動車税、国保、介護、後期医療、後期高齢者と合わせまして、769件、177人、982万1,756円の税金の未納があると。これは、令和2年に比べると約240万円ほど増えたという形になります。

この未納額については、増えている状況を見ますと、今後も増える可能性がある。この未納額の徴収コスト、つまり税務係が督促出したり催告出したりという中で、徴収するのにまたお金がかかってしまうという状況で、この未納額が大きければ大きいほど、村に与える経費的などころ、リスクは高まるばかりになってしまいます。以前は、管理職がこの滞納のための検討会を開いて税務係職員と一緒に、どうしてもこの滞納額を早期に回収しないと、もう回収し切れなくなってしまうと、村民の方にも不公平感を感じさせてしまうということで、必死に動いていた時期があると思います。今後、この滞納の徴収計画について、どのような考えかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 税等の滞納関係のご質問であります。

横山委員からありましたとおり昨年度900万ほど超えたということで250万円ほど増えたということでもあります。震災前、税等のみの1億7,000万円ほどありました。その中で東京電力の賠償等もありましてかなり減ったものの、今回につきまして増えた要因は、固定資産税が令和3年度課税再開ということで、固定資産税の分が150万円ほど増えた形で、令和2年度と比較した中で一番の要因が、固定資産税の課税再開ということでもあります。

この分につきましても、税等は課税再開が徐々になりつつあります。一方で、将来的に、国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険料についても、国から令和8年度から、段階的に課税が再開になるという見通しも出されております。ですので、村としましては、公平公正な滞納対策ということでありまして、ご質問にあったとおり、滞納対策会議、年に最低1回開いておりますけれども、全員の管理職の徴収については、ここ最近行っておりません。震災と同じようには。ただ、今後、鉄は熱いうちに打てというわけではありませんが、これ以上増えないような形でいわゆる滞納額が増える前に、その滞納者と分割納付、それから少しでも入れていただけないかという相談等応じながら、これ以上増えない

ような対策を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 私もこの滞納徴収に関して、何度か村外に行ったり、夜間行ったり、先ほど言いました差押えで銀行に行ったりという形をしておりましたけれども、一職員にとっては本当に大変なストレスのかかるものであります。ですので、役場挙げて、滞納を何とかしてなくそうという形を取って、進めていただければと思います。

続きまして、私のほうで資料請求しましたところについて、質問いたします。76ページになります。こちらは、飯舘村の飯舘牛をまた復興しよう、再開しようということで、積極的に飯舘村の雌牛導入に対して補助金を出している事業であります。今まで96頭の雌牛が村に入っていると。こちらの現状を確認。今、その牛がいるのかどうか。あと、受胎しているのかどうか、出産しているのかどうかというところで、今どのような確認を取っているのか。こちらを確認します。

産業振興課長（三瓶 真君） 追加資料76ページの、畜産再開素牛導入支援事業補助金についてであります。農家の方への懇談会を通してとか、聞き取り等あるいは現場への現場確認等により、こちらの牛についての状況を確認しております。今までのところ、貸付けをした方1件1頭のみ、ちょっと何か事故があったということは聞いておりますが、それ以外については特にそうした報告は受けていないところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） この補助金のときに、事故があったときに、共済掛金とかでお金が入ると思うんですけれども、耐用年数が過ぎていない、この牛が事故で亡くなった場合に、補助金の一部返還というのは、現在ありますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） すみません、貸付けの補助金の一部返還については、ただいま確認をする時間をいただければと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。それに関連してなんですけれども、これは資料ナンバー4、歳出決算書の177ページ、物品ですが、パイプハウスが146棟、村が所有しているということでもあります。また、トラクターも20台。これはリース事業で、各農家なり団体に貸しているところだと思っておりますが、これだけの資産が村は所有して貸付けしている中で、実際こちらについてもあるのかどうか。また、利用されているのかどうかというのはどのような形で確認されていますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの事業につきましては、県の仮設補助ということもありますので、県で定期的にアンケート調査を行いまして、それによって現在機械がどうなっているかというような調査をしているところであります。ただ、これアンケート形式でありますので、回答率100%ではなかったと認識しておりますので、ちょっとつかみきれていない部分もあるかなとは思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 多分、この金額は10億円を超えるような資産だと思うんです。ですので、少なくとも村の財産台帳に載っているわけですから、所在の確認だけでも、もし今、アン

ケートが回答ないという方もいらっしゃるということなので、こちらについても、年に1回とかの確認は必要かなと。大事な村の財産でありますので、また利用もきちっとされているのかも含めて、現場見に行くと。それによって、また農家の方とのいろんなお話もできるのかなと思いますので、こちらについてはお願いしたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほどの答弁に追加いたしまして、機器等の確認についてですが、実はこちらの機械につきましては、今、村で保険を掛けております。後から、その負担金を皆さんから頂くというような方式でやっておりますので、導入した機械そのものについての詳細については、そこで確認ができるのかなと思います。

なお、そのあとのお話でありました、実際の農家の方を訪問しての現地確認であるとか、対面での相談とかお話とか、そういうことについてはこれから努力してまいりたいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） また、同じような質問で申し訳ないんですけども、資料の80ページ、これはなりわい農業支援のところであります。飯舘村が県単で75%の農業機械を導入した方に対して、5%の上乗せをして補助金を出すということでもあります。既に、補助実績が117台でよろしいでしょうか。117の実績があると。こちら、多分トラクターだと思うんですが、この事業のいいところとちょっと不安なところは、前の形態、震災前に持っていた補助金、同じトラクターの馬力を入れられるという形であったと思うんです。それはある程度、村で営農計画書を書いて、通れば出すという形だったんですけども、もしかすると、それをその計画どおりに利用されていない、利用できていない方もいらっしゃるかもしれない。

これは、県単だけであれば村に言わないんですけども、村でも5%の補助金を出していますので、少なくとも今、存在しているのかどうか。それは確認が必要だと思います。中には、耐用年数過ぎたら売ってもいいという考えを持っている方も、いらっしゃるかもしれません。少なくとも、それを有効活用した上での話であって、この5%がどのような目的で出されたかという、営農再開でその機械を使ってくださいよという形で出したわけですから、その補助金の目的が、きちんと執行されているのかどうか。先ほど、財産、財産、財産という形でありましたけれども、今、10年以上たって一度、いろんな形で村民に届いている財産について、村として確認が必要ではないかと思いますので、回答お願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） これまで補助事業等で導入した機械の確認等ということであり、確かにこれら導入した機械の現状が、どのように使われているのかというところ、折に触れ、様々な手段で確認はしてきたところでもありますけれども、全体を細かにやってきたかというところになりますと、まだどうなっているか分からないといえますか、今は把握できていないものも存在するのかというところでもありますけれども、ちょっと私も今、その点につきましては詳細がはっきり把握しておりませんので、現状を少し確認をしながら、なお今後、そうした機械についての状況調査といえますか、そういうものについて検討したいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） では、続きまして資料ナンバー73ページ、敬老会開催に係る近隣の市町の状況ということで、資料を頂きました。これは、今年というか、毎年だったと思うんですけども、敬老会の名簿の中に、その方の番地までも特定される住所があったということで、ほかの自治体どうなのかなということで調べていただいたところですが、これを見ますと、細かに住所まで記載はないようであります。また、今年見た方からここまで詳しくは必要ないだろうというお話もございました。その話と今回の市町村のほかの市町村の状況を見て、今後どのような考えか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 敬老会の名簿につきましては、細かな住所まで載って、村の住所ということの指摘でございます。慣例といいますか、今までずっと敬老会のときに行政区ごとの名簿をつけてきたところでありまして。今までも、特段それで問題あったかという、村に報告されている部分としては全くなかったということで、村としては慣例的にそうしてきた経過でございます。

ただ、中には今、委員おっしゃるように、ここまで必要なのかという意見もあるやに聞いておりますので、今年度庁内の庁議等でもその話題で打合せといいますか、会議をしまして、次年度以降については、細かなところまでは必要ないだろうということで名簿の修正をするように考えているところであります。

委員（横山秀人君） 分かりました。続きまして資料ページの74ページ、次世代営農育成事業実績ということで、各月、このような指導があったということで、細かくありがとうございます。中を見ますと、花ということであるんですが、この指導される方というのはどのような方が指導されているのかを教えてくださいませんか。

産業振興課長（三瓶 真君） 追加資料74ページの令和3年度次世代営農者育成事業についてであります。ご覧のように指導を受けていらっしゃる方は、主に花卉農家ということになります。現在、その花卉農家につきましては、こちらで大手種苗会社さんを通じて市場への出荷等を行うというような形で、営農しております。なお、一部品種によってはJAさんにも出荷をしておりますけれども、このうち、今そうした形でお世話になっているその大手種苗会社の社員の方で、こうした技術指導ができる方に来ていただいて、指導を受けているという状況になります。

以上です。

委員（横山秀人君） こちらについては、農家の方の感想というか、例年、毎年こうやっているわけでしょうけれども、この指導を受ける方の回数は年々増えているのかどうか、これはどのような状況でしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 農家の方からはこちらの方が、先ほど答弁を間違えましたけれども、種苗会社を通じてではなくて、種苗会社の方の紹介によって市場に販売をしているわけでありまして、そうした市場動向を踏まえた指導を中心にやっていただいておりますので、その販路については今、市場のニーズを踏まえた形で受けていただいているということでの反応をもらっています。

その回数についてですが、大体対象とする農家の戸数が、それほど毎年変わりませんの

で、大体年間70回近く、前後というような形になっております。ただ、令和3年度につきましては、折からのこのコロナの関係がありまして、訪問というところを見合わせたこともございまして、若干昨年度と比較しますと、回数が減って64回ということになっているということでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。続きまして、資料の72ページ、シルバー人材センターの活動内容ということで、一定金額、このシルバー人材センターに村からお渡ししているわけですが、この村として、今、会員が24名ということでありますが、今後積極的に会員を募集をするとか、そのような計画というのがありますでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 積極的に募集をするかということ、なかなかそういった動きも、今までしていなかったかなと思っておりますが、シルバー人材センターの事務局が相馬にありますので、そちらから会員募集のお知らせ版等を通じながら、そういった活動は定期的に行っているということでもあります。

委員（横山秀人君） 今年、雇用したときに200円補助金があったと思うんです。農業分野のほうで。これはシルバーにも該当する。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの委員おただしの部分につきましては、令和4年度から始まった事業ですので資料に載っていませんが、結の農業支援事業ということでもあります。こちらは、農家の方が繁忙期に人手を雇ったときに、そこに上乗せ分として200円を追加するという内容のものでございます。これについては、基本的にシルバー人材センターだから駄目ということではなく、この事業はこの事業で村の単独事業でございますので、適用になるかと思えますけれども、すみません、そのほかの補助金の関係とかのところを少し確認しますので、お時間ください。よろしく申し上げます。

委員長（高橋孝雄君） ほかに質問ございませんか。

委員（飯畑 秀夫君） 私からも何点か質問させていただきます。資料ナンバー5ページ、2款1項1目調査管理に関する費用14節で庁舎屋根修繕工事。令和2年度より繰越しされている工事請負費2,750万円とありますが、今年3月にも大きな地震がありましたけれども、屋根の施工内容を伺います。

総務課長（村山宏行君） こちらにつきましては、一昨年の地震による庁舎の被害というところで、そちらの繰越し分でございます。内容ですけれども、庁舎屋根の瓦、そこで漏水箇所が若干あったということがありますので、そちらの修繕ということでございます。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） これで休憩いたします。再開は14時15分とします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後2時15分）

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほど、横山委員からご質問があった点で、2点ほど後ほどとということがありましたので、回答をさせていただければと思います。

まず、1点目の200円の事業、結の農業支援事業についてであります。こちらは農家に対しまして、補助対象経費の内容が他の事業の補助を受けていないことというのが、その補助要件になりますので、農家に特別、他の補助を受けていなければ、また該当になるというものであります。シルバー人材の方につきましては、人材センター登録していらっしゃる方と直接の雇用契約というのが一番望ましいかと思っておりますけれども、そのあたりちょっとケース・バイ・ケースで、ご相談が必要かなと思っております。

あともう一つ、畜産再開素牛導入支援事業の件であります。もし、牛に何かがあったときに、その補助金の返還はあるのかということではありますが、こちらの交付要綱によりますと、補助金の返還につきましては、補助金の交付の決定を取消した場合とか、規定、村の指導あるいは指示命令に違反した場合というような規定がございます。

したがって、例えば通常どおり営農されていたんですが、不慮の事故、やむを得ないことによりまして受胎しなかったとか、死亡してしまったとか、そういう場合について特別定めたものではないと理解をしております。強いて言うならば、ちょっと悪質なことがあったときなどに、これが該当するのかなと思っておりますが、なおそういった事例があったときには、それもまたその人とのケース・バイ・ケースで、相談をしながら丁寧に対応していくということになるかと思っております。

以上です。

委員（飯畑 秀夫君） 庁舎の屋根ですけれども、大きな地震が来れば瓦なのでずれてしまうとか、本当は瓦でなければよいのかなとか思ったりもしますけれども、今回はある程度のお金をかけて修繕するところで、これ以前太陽光が乗っていたと思うんですが、その太陽光はまた乗せる予定なんですか。

総務課長（村山宏行君） 2年続けて地震の被害で、修繕工事が必要になったということがございます。令和2年のときの地震については、当然ソーラーを直しましたし、また瓦の大きく動いたというのがありましたので、びす止めを行ったというところでございます。ただ、今回令和3年度3月の地震、そのびす止めをしたところを中心に割れたということがありまして、なってしまったというところであります。なお、ありましたが、瓦ふきをやめたらどうかというようなことで、鋼板ぶきということであったんですが、多分以前お答えしたかと思っておりますけれども、費用の面で約3倍もかかるということで、今回は瓦の選択となっております。

委員（飯畑 秀夫君） 同じく2款1項1目の下、温水ヒーターボイラー交換工事2,250万円とありますが、何台交換したのか教えてください。

総務課長（村山宏行君） 温水ヒーターボイラー交換工事でありますけれども、庁舎、実は階段の下に大きなボイラー室ありまして、そこから配管をして各庁内に行くようになってございます。そちらの施設ということで、老朽化によりということで直してございます。1基です。

委員（飯畑 秀夫君） やっぱり飯館の冬は寒いので、やっぱりきちんとして暖房施設整えるのはいいと思うので、いろんな事業を使って修理するところあれば有効的にやってもらいたいと思います。

続いて、資料ナンバー 7 番、15 ページ、2 款 1 項 6 目 18 節 飯館村移住定住支援事業補助金、家賃補助 19 件、修繕補助 7 件で、決算額が 1,818 万 8,700 円の内訳をお願いいたします。
村づくり推進課長（佐藤正幸君） 15 ページの移住定住支援事業補助金ではありますが、家賃補助 19 件、修繕補助 7 件。そのほかに、引っ越し補助金が 12 件と収納補助が 2 件ということでもあります。内容について詳しくということではありますが、ちょっと今、手元にありませんので、後ほど提出させていただきたいと思います。

委員（飯畑 秀夫君） 移住者のために家賃補助があったとは思いますが、19 件。その家賃補助は、月 2 万円でもよろしいでしょうか、1 件当たり。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そこについても後ほど確認後にお願いしたいと思います。

委員（飯畑 秀夫君） 今のと関連しますけれども、今の家賃補助、どのぐらい、いつまで続くのかも併せてお願いいたします。

続きまして、資料ナンバー 4、61 ページ、2 款 1 項 6 目 18 節 負担金、補助及び交付金という交付金で、一般コミュニティ事業補助金 350 万円とあるんですが、どのような補助金なのかお伺いします。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後 2 時 2 2 分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） それでは再開します。

（午後 2 時 2 3 分）

委員（飯畑 秀夫君） 前もって資料請求しないで申し訳なかったです。一般コミュニティ事業、何に使えるのか、自由に使えるお金かと思ってお聞きしました。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどの一般コミュニティ事業補助金ではありますが、説明資料ナンバー 7 の 13 ページにあります中ほど、宝くじ助成事業ということで、飯桶町と八木沢、芦原行政区で使用しているものでございます。

委員（飯畑 秀夫君） 同じく資料ナンバー 4、111 ページ、7 款 1 項 2 目 17 節 備品購入費で高圧洗浄機ほか 17 万 3 円。高圧洗浄機その他と書いてありますが、高圧洗浄機 17 万円。金額としては大きいのかなと思うんですが、使用目的をお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 高圧洗浄機の使い方でございますが、深谷の風の子広場わくわくですか、建物を掃除するための高圧洗浄機ということになります。

委員（飯畑 秀夫君） 建物を掃除するということで、一応これ 17 万円。高圧洗浄機のエンジンつきじゃなくて、これ電気式ですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 稼働方法については、資料調べまして、後ほどお答えしたいと思います。

委員（飯畑 秀夫君） いや、風の子広場の掃除に使うということで、風の子広場に使用して保管されているものと理解いたします。

続きまして、資料ナンバー 7 番、33 ページの 18 節 相馬看護学校共同運営事業の、相馬市に設置の看護学校の運営費の負担 318 万 9,000 円とありますが、令和 2 年度は 409 万 5,000 円

かと思います。負担額が2割減った。また、同じ18節の公立双葉准看護学院共同運営事業の南相馬市で再開した公立双葉准看護学校の運営費負担金、決算額が165万5,070円とありますが、こちらは令和2年度で見ると118万4,795円でした。逆にこちらは3割増えているんですが、その理由をお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず、病院の輪番制の共同運営事業の部分でございます。均等割30%、人口割70%というようなことでありますので、総額の部としましては人口減が、ごめんなさい、失礼しました。看護学校の共同運営事業。総額で部分で1.8%です、負担割合。減った理由という部分については、委員会での決定の中で動いている部分でありますので、総額が下がったということなのかなと理解するところであります。

それから、公立双葉准看護学院の部分についても、負担の総額の部分での移動があったのかなと思われませんが、ちょっと手持ちで総額の部分もないものですから、調べて報告させていただきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど、飯畑委員から質問ありました説明資料ナンバー7の15ページ、移住定住支援事業補助金の家賃補助であります。家賃補助につきましては、令和3年度までの事業ということでありましたが、補助率が50%、上限が2万円で2年間ということでありまして、昨年から引き続きの方については今年度までということで、基本的に事業については、昨年度で終わっているという内容になっております。

委員長（高橋孝雄君） 飯畑委員、今の答弁でよろしいですか。

委員（飯畑 秀夫君） 移住する方にとって、子供世代にとって家賃補助あれば、すごい助かりますけれども、これやっぱり国か県の補助が、交付金がなくなったということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この事業につきましては、村の単独事業ということで、国県の補助金は入っておりません。

以上でございます。

委員（飯畑 秀夫君） 続いて、資料ナンバー7番、72ページ、10款1項4目10需用費教職員住宅管理費についてお伺いします。需用費の電気代5万4,000円に対して、ゼロとなっておりますけれども、これ利用しているからゼロになったのかお伺いいたします。

教育課長（高橋政彦君） 教員住宅の電気料ですが、これは、空き部屋があるとかかる事業になっておりますので、昨年度は全室入居でしたので実質はゼロとなっております。

以上です。

委員（飯畑 秀夫君） 教職員住宅、以前説明を受けた中で太師堂に4戸、伊丹沢2戸で教職員住宅は6戸で間違いないですか。

教育課長（高橋政彦君） 教員住宅6戸ですが、商工会脇に4戸、あとは草野小学校の下、大師堂住宅の上に2戸ございまして計6戸となっております。

以上です。

委員（飯畑 秀夫君） やっぱり子供たちのためにも、教職員住宅が大事になると思います。多分学校関係でないと、この教職員住宅には入れないと思うので、やっぱり空き待ちみたいなものがあるんでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 教員住宅ですが、空き待ちはございません。交通の便もよいので、車で通える範囲であるということと、また独身の先生方については住宅に入っているという傾向が高いかなと言われます。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。質疑を承ります。

委員（佐藤眞弘君） それでは質問させていただきたいと思います。まず初めに、資料ナンバー7の21ページ、7款1項2目の10節の大倉のキャンプ場の管理棟トイレ、真野ダムのトイレの関係なんです、大倉のキャンプ場というのは、今年度どのぐらいの稼働状況といえますか、利用者数があつたのかを教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大倉のキャンプ場ではありますが、大倉の体育館の脇の元の学校の校庭になりますかね。そこがキャンプ場ということで、管理をしているところです。震災以降、キャンプ場としての、いわゆるテント張ってのキャンプとか、そういった活用はされておらず、専ら地元大倉行政区の方の老人会の方が、グラウンドゴルフをということでスポーツのために使用をしているという状況でございました。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） 次、23ページ、2款1項10目13節防犯カメラシステムの関係なんです、17台で貸借料が1,500万円ほどかかっているんですけども、これは1台当たりになると92万9,000円の金額になるんですけど、どうしてこんなに貸借料が高いのか教えていただきたいと思います。

住民課長（山田敬行君） 防犯カメラシステムの質問であります。この額、17台分。それからシステム。データを、映像記録をサーバ等に保存するというので、その経費がこの事業が始まってからこの額、年間額で来ております。ですので、基本的にリースということになりますので、1台相当で割るとそのような額になりますが、その機器とサーバ等の運用保守も含めたリースということでの額になっております。

委員（佐藤眞弘君） それでは、次に33ページ、先ほど飯畑委員が質問しました4款1項1目18節相馬看護と、あと双葉の准看護の関係なんですけれども、この看護学校に村内からから進学した生徒が何人いるか教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 相馬看護学校それから公立双葉准看護学院ですが、令和3年度はゼロであります。

委員（佐藤眞弘君） それでは次に、50ページの6款1項3目17節の備品購入費なんですけれども、被災地農業復興総合支援事業ということで、養豚用の機械一式3,157万円。説明の中で家畜運搬車1台、ホイロローダー、堆肥運搬車ということで購入されているようなんですけれども、これはそれぞれの機械の値段を教えてください。

産業振興課長（三瓶 真君） それぞれの機械の値段ということでございますが、ちょっと内訳を今、手元にありませんでしたので、少し調べるお時間いただければと思います。申し訳ありません。

委員（佐藤眞弘君） それでは、最後です。ナンバー6の成果報告書の10ページ、⑧の教育機器の関係で、今年度から電子黒板購入して、学校で使用していると思うんですけども、

これの利用の状況と、それから今後の活用状況についてお尋ねいたします。

教育長（遠藤 哲君） 今年度から導入していただいております大型の電子黒板の使用状況ということですが、もちろん、従来のいわゆる黒板の代わりということは、もうこれ大前提ではありますが、そのほかに電子黒板、特に大型のモニター入れていただきましたので、そこに文字とか写真を写して拡大したりあるいは文章を読み上げたり、それから実験の動画を見たり、音楽、額から音を出すなんていうのもできるようで、非常に視覚、聴覚に訴える教材を扱うことができしております。それによって子供たち、やはり集中力や興味、関心を高めることができしております。

それから、1人1台行っておりますタブレットと組み合わせることで、児童生徒の考え、回答をその画面に集約して、比較検討したり、多様な考えに触れることができます。それから体育なんかでも、さらに大型の画面のものを入れていただきましたので、運動であるとかゲームの様子を撮影して、それを全体で確認したり、課題を持ったりと、そういったこともできております。最後は教師が本来板書する手間という言い方はあれですが、準備、こういったもの、瞬時に投影することができますので、効率化も図られているという状況です。

委員長（高橋孝雄君） 佐藤委員、よろしいですか。ほかに質問のある方。

委員（横山秀人君） では、提出いただきました資料について、質問いたします。資料ページが75ページ、一般財団法人飯舘村振興公社への貸付金について。こちらについては、資料ナンバー7の51ページ、運営資金を貸し付けるということで、短期質貸付金資金繰り、そして村が出しているということになります。この資料の中では、令和4年度以降はないということで、先ほどの第三セクターの資料等見ますと、短期貸付金に関しては喜ばしくない貸付方法という記載がございました。ただ今回、今年はないので、どうしてこの1億円もお金を貸付けがなくて、急に公社が今年から要りませんと、貸付けは必要ないですよとなった理由を教えてくださいませんか。

副村長（高橋佑一君） 振興公社の貸付金であります。貸付金は平成25年度から貸付けされているという形になっているかと思えます。振興公社は、もともと非収益事業ということで肥育関係をずっとやってきたわけですが、震災により経営できなくなったというようなところで休止していたわけでありましてけれども、25年から環境省、国の除染事業を村で引き受けるという形になったものですから、その受皿として振興公社で除染を25年度から開始したという形になっています。

除染の事業については、やはり金額的にもかなり大きな金額でございます。かなりの人数なり下請業者を抱えながら運営して、除染をしていかなくちやいけないという中で、やはりあの頃は、JVから公社が下請をしてやっていたわけでありましてけれども、やっぱり入ってくるお金が、その月にすぐに入ってくるかというところではなくて、ある程度遅れて入ってきてしまうという部分があって、やはり一般費として人件費等、お支払いについてかなり苦慮しているという部分があったものですから、そういう部分でその1億円をどうにかしてやりくりして運営していくという形で、大変貴重な支援という形で、間接的な支援にはなりますけれども、それによってどうにかなってきたという形になっております。

そういう中で、除染事業もかなり金額がだんだん大きくなった中で、ある程度収益的なものも出てきております。そういう収益的な部分を活用しながら、規模を大きくしたわけでありまして、令和4年度からにつきましては、除染もある程度落ち着いた形になってきております。そういう意味で、事業規模も小さくなったというところで、令和4年度からは貸付けしなくてもやっていくという流れになってきております。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。短期貸付金がなくてもうまく回しているということで、すごく喜ばしいことだと思います。

公社についてももう1点、資料の15ページなんですけれども、すみません、私が議員になる前の話であって、詳細分からない部分あるんですけれども、ここに寄附金が2億円ということで記載があるんですけれども、これはどのような内容の寄附金ですか。

副村長（高橋佑一君） これにつきましては、振興公社の中でもある程度肥育事業に対して賠償という形で頂いているところがあります。賠償について肥育事業、非収益事業というところで、お金の活用が正直言ってできないというような状況でございました。そういう中で、行政なり地元へ貢献できるものというところで、その当時、パークゴルフ場の建設というお話がございまして、その財源の一部として振興公社から寄附金として村に2億円を出しているという状況でございます。

付け加えます。非収益事業で農業関係の補助ということでもありますので、皆さん農業の村でありますし、そういう人たちの農業者が健康でいられるようにということでパークゴルフ場の建設費に充てたという形になっています。

委員（横山秀人君） これは収入ではなくて寄附したという形ですね。分かりました。九十何%持っている出資、出捐、公社でありますので、財務の中身もちょっと見たときに、仕様書の23ページなんですけれども、公社の3月31日現在の普通預金の額が6億5,000万円という形があります。この金額があるので、資金繰り等も大丈夫なのかなと思うんですけれども、15ページ、先ほどの寄附金のページに戻りますと、昭和63年に3,000万円が、振興公社が大変だということで、多分村が出資、追加したと思うんですけれども、当初は5,000万から始まったわけですが、ここで3,000万追加となって。この6億5,000万円、この資金繰り、この財務状況の中で、村に当時の出資した金額、3,000万円について戻すとか減資をすとか、そういうお考えというのはありますでしょうか。

副村長（高橋佑一君） これについては出資金でなくて出捐金という形になってございますので、基本的には戻さない中で活用するという形になっておりますので、今のところは村に戻すという考えはございませんが、先ほど言ったように寄附と寄附金とか、そういう形で貢献できればなと思っております。

委員（横山秀人君） 続きまして、資料請求の4ページ、公営住宅使用料収入未済額についてであります。こちらを見ますと平成16年、約20年弱前の滞納があるわけなんですけれども、使用料は多分不納欠損ができないのかなと思うんですが、ただ、このままですとこの状況は残っていくのかなと。この滞納の回収見込みがないものについては、今後どのような対応をしていくのか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 滞納繰越の分でございますが、催告とかしたり分割納入等で、実は

平成16年の分も幾らかずつは入ってきております。今後も、引き続き、地道にはなるかもしれませんが、分納も含めて、少しずつでもお支払いいただけるように取り組んでいきたいなという考えです。

委員（横山秀人君） 分納いただいているということで、本当に職員、大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、資料ナンバーの9ページ、これは確認なんです、簡易水道への東京電力の賠償金が8,600万円、農業集落排水が3,100万ということで明細があるんですけども、営業損害という趣旨でこの賠償金が入っている場合に、これを一般会計に今入れているわけですが、特別会計に入れなくていいのかどうか。また、このお金というのは、今後どのような形で、特別会計上利用されるのかについて確認いたします。

副村長（高橋佑一君） 一応、簡易水道、農業集落排水での営業損害、逸失利益ということでの賠償になっております。特別会計見ていただくと、一般会計から繰出金という形で運営上成り立っているというところでありまして、そういう部分の観点を考えまして、一般会計に全てを歳入として取り扱っているという形です。そのほかに毎年、やはりその繰出金という形で一般会計から繰出しをするという形で、単年度相殺にはなりませんけれども、そういう形で一般会計の活用させてもらっているという状況です。

委員（横山秀人君） そうしますとこの、約1億1,700万円については、繰出金の準備金というような形の認識でよろしいでしょうか。

副村長（高橋佑一君） 別会計にはなっておりませんが、一般会計の中でそういう形の活用になっております。

委員（横山秀人君） 続きまして資料、57ページ、ふるさと納税返礼品の実績ということで、詳しく、そしてすごく将来性のあるというか、表を出していただきましてありがとうございます。今現在、令和3年度ですと、村関連の返礼品が約半数、50%までいっていると、約半数。平成27年のときはゼロだったということが、6年目にして約半数まで来たというのは、村の返礼品を作る、作っている方への支援、様々なPRの成果だと思っております。すごいなと思っております。

これを、全て村の産品にしても、もういいのではないかと。美しい村連合の関係する市町村の、選ぶことはできるんでしょうけれども、約半分まで来たということであれば、村産品にすれば、村にお金が落ちるわけですので、ここで一度村100%にしたらどうかということでお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の返礼品関係であります。確かに令和3年度、前の令和2年度に比べて10品目ほど増えたということで説明いたしましたが、ふるさと納税返礼品魅力アップ支援事業業務ということで行って、その成果がここに現れているというふうなものでございます。

今ありました、もうそろそろ品目も20品目近くなったので、村の品目だけでも十分ふるさと納税できるのではないかとということでありましたが、ここに額面はちょっと記載はしていなかったわけでありまして、令和3年度村関係の返礼品ということで511万円ほどの寄附、村以外のふるさと納税ということで、1,011万4,000円ほどの寄附というふうな

ことで、収入があるところであります。村のものだけだと、なかなかそういった数字伸びないのかなという部分で、いま少し村のものだけという取扱いするのは、まだちょっと時期尚早かなと思っているところであります。

委員（横山秀人君） 返礼品ということもありますけれども、例えば村への、飲食店のサービス券とか村に来てもらうような形の返礼品もあり得るのかなと思いますので、ぜひ広い視点でご検討いただければと思います。

続きまして、これを58ページ、地域おこし協力隊の活動内容についてなんですけれども、フリーミッション型、自由に目的を持ってやっていいですよということだと思えますけれども、これについて実際、どのような成果があるのか。このフリーミッションということに対して。これは、村から例えば観光についてやってくれとかという形じゃないんですよ。もう自由にやっていいですよということなんですけれども、このフリーミッションにこだわる村の理由と、成果を教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 出させていただいた資料で、フリーミッション型ということで記載させていただきましたが、地域おこし協力隊、それぞれが村の中でどのような地域活性化に寄与できるかということで、提案型というようなことで、私はこういったこと、自分の得意分野でできるとか、こういったアイデアになってそれを生かしていきたいと、そういった提案型ということでの面接を行って、それで委託契約、採用といった形になっている状況であります。それぞれの方が、資料にあるように、それぞれの自分のこと、得意分野、アイデアを生かしながら、地域の中に溶け込んで地域の方と一緒に事業を行ったり、中心になって行ったり、そういった部分で展開をしているというようなことで、始まった当初から、なかなか村でこういった事業を行っていただきたいというものでなく、どンドンまずは若い人たちに入ってきていただきたいということがあって、また地域を村を活性化していただきたいということがあったので、そういった形で行ってきたところがあります。

今後につきまして、それに限らず、村として、こういった部分で活動していただきたいとか、そういった部分については、今後、課題等を見据えながら採用というか、募集の方法は工夫してまいりたいと思います。

委員（横山秀人君） ここに記載されている5名の方、すごく相談に乗っていただきまして、村民の交流事業に参加いただいたりしております。本当にすばらしい事業だと思いますので、継続してよろしく願いいたします。

続きまして、資料ナンバー59ページ、磨き上げようふるさと補助金の実績についてであります。第4次のと きだったかと思うんですけれども、どうしてもその行政区によって差が出てしまうと、やる行政区と、やるという言い方、おかしいですね。事業を積極的に進める行政区と、どうしても会議がなかなか開けないという形で、進めないという形で、やはりあまりにも差が出てしまうと、また行政区の間の中で不都合が起きてしまうのかなと思うんですけれども、今後の進め方についてどのように20行政区、全体どうやって進めていくのかお聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど、委員からご質問あったとおり、なかなか行政区に

よってまちまちということで、令和3年度から始まった事業でありますので、それぞれ何をやったらいいんだということで、あとは避難先から集まらなければならないとか、そういった中でどんな事業できるんだということで、それぞれの行政区ではもう苦慮しているということは承知しているところであります。そういったことから、3年度については、10行政区が補助金を活用したということでありまして、ほとんどの行政区で、計画策定やら、人が集まりやすいような、そういった交流的なイベント、そういった部分について、始まったばかりという状況かなと思っております。

こういった情報、行政区長会が終わった後などに、そういった全体でのこういったそれぞれの行政区で活用していますよとか、そういった部分の情報を共有しながら、ほかの行政区のまねをするわけじゃありませんが、参考にしながら、自分たちの行政区で何をやったらいいかというような取組を検討していただくという場を設けながら進めているという状況でございます。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） ここでコロナ感染防止のために換気を図りますので、休憩します。
15時20分から再開します。

（午後3時00分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後3時20分）

健康福祉課長（石井秀徳君） 先ほど、飯畑委員からありました相馬看護学校の共同運営事業の負担の部分でございます。令和2年度、令和3年度の総額、分かりましたのでお知らせさせていただきますが、令和2年度のいわゆる総額の部分2億2,234万円ということでありまして。令和3年度が1億7,714万2,000円ほどということ、4,500万円ほど減額となっているようであります。こちらの減額の要因としましては、公債費の減が大きく影響があるのかなということでございます。それに伴いまして、看護学校の負担金が減ったということになります。

それから、公立双葉准看護学院の運営事業の部分であります。令和2年度の総額の見込みが2億6,190万円、令和3年度が3億4,314万、失礼しました。令和2年度が2,689万円、令和3年度が3,431万4,000円ということ、742万4,000円ほど増額になっております。こちらについては、管理費の増ということで、こちらは人件費、先生1人分ということのようであります。その分が増えたために、村の負担金も増えたという内容になっているようであります。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは先ほどの佐藤真弘委員のご質問にありました資料ナンバー7の被災地域農業復興総合支援事業。このうち17節備品購入費の内訳につきまして確認をいたしましたので、お答えをいたします。

まず、ホイールローダーにつきましては、諸費用税込みで1,188万円でございます。次に、堆肥運搬車も同様に諸費用税込みで679万8,000円でございます。最後に家畜運搬車、同じ

く諸費用税込み1,289万2,000円、総合計で3,157万円であります。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 佐藤委員、それでいいですか。

それでは、質疑に戻ります。

委員（横山秀人君） 休憩前に続いての関連になりますが、資料ナンバー59ページのみがきあげよう！ふるさと補助金について。この事業の実施なり情報提供なりというのは、コミ担職員がすごく大事な役割を担っているのかなと思うんですけども、令和3年の広報で全職員コミ担ということで顔写真で担当行政区、こうですよと、職員紹介があったんですけども、今年、令和4年を楽しみにしてたんですけどもその顔写真がなかったなというところがまず一つ確認と、あとコミ担職員の1年間やってみてよかった点、例えばここ改善が必要だなと、あとコミ担職員の活動に対して予算、人件費をどれぐらい年間予定しているのかを確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） コミュニティー担当職員の活動についてであります。確かにコミュニティー担当職員、行政区によっては3人、5人のコミ担という割り振りのところもあるかと思いますが、それぞれ行政区からの要望によって、それぞれ役員会あるいはそういった計画づくり、そういった部分、あとは申請書、補助金等の申請とかそういった作業についてもそれぞれが関わって、地域と一緒にになって地域の中に溶け込んでパイプ役、それ以上のコミュニティー、地域の中のつながりということで活動しているところであります。

その成果ということでありますが、今までもそういった地域の中で何か事業を実施したいという場合に、一緒に考えて意見を求められて意見を出したり、あとはまとめ方について相談を受けて、それを書類を起こしたり、そういった処理の部分、あとは広報活動の部分、そういったいろんな部分で、コミュニティー担当職員が活動してきたところであります。地域からは夕方と、休日も含めて、コミュニティーの要請があった場合に積極的に出るようにということで動いていただいている分であって、その予算についてはそれぞれの超過勤務手当というようなことで支出しておりますので、全体的なそれぞれの各担当課の予算科目の人件費の給与の中、手当の中で措置しているということで、現在は積極的な把握はしていないところでありますが、そういったことで動いていただいているところであります。

課題点としましては、やっぱり地域からの要望が主であって、積極的にこちらからということがあまりない行政区のコミ担もあるのかなということで、おっしゃるとおり行政区の中でコミ担の役割の重要さというんですかね、関わり方が深い行政区もあれば、あまり、浅いというような行政区さんもあるのかなと思っております。

村としましては、せつかく正職員がコミュニティー担当ということで割り振りをしましたので、ぜひ積極的に地域の中に溶け込んでいただいて、村全体をそれぞれの地域とともに職員も築き上げていくように、なお一層働きかけをしてまいりたいなと思ってるところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 村民の間でも役場職員の方が来てくれたということに、皆さんやはり感謝を申していますので、ぜひ今後も積極的に、こちらも来てほしいという要望が必要なんでしょうけれども、活動していただければと思います。

続きまして、資料ナンバーが83ページ、こちらの交流センターの利用実績について、詳しく資料を頂いた件であります。この実績については、当初、交流センターをこういう形で利用していこうといったときの人数と比べて、多いのか、少ないのか、その利用達成状況はどのパーセントぐらいなのか、教えていただけますでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、交流センターが最初つくられたときに、どのぐらいの利用をとということなんですが、すみません、私のほうで把握しておりませんで、ただ名前のおり交流センターということですので、地域の皆さんがここの場に来て交流していただくという施設であります。また、農業関係であったりとか、復興関係などのいろいろな会議なんかも行われているということでございます。去年は6,000人ほどの利用でありましたけれども、コロナ前は1万2,000人ぐらい使われていたというのが、令和元年度そのぐらいありまして、かなり使われていたのかなと思っております。

取りあえず、以上でございます。

委員（横山秀人君） そうです。交流センター、あれだけの施設がありますので、ちょっと計画がどれぐらいだったのかなというのにも気になりますので、あしたも委員会ありますので、もし分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。こちらも住民懇談会において、土日の開館、気軽にホールに行ってお話ししたいという形が、村民から村長宛てに要望がありました。ですので、この交流センターの意味を含めると、より積極的に村民の交流を図るのであれば、土日の開館が必要と思っておりますので、そちらについても再度ご検討をお願いいたします。

続きまして、交流センターの図書の貸出し冊数について。うれしいことに、令和3年度600冊以上増えたわけですが、これは何か理由があるわけでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 増えている理由としては、2つほどあるのかなと思っております。1つは地域サロンが、今、再開をされておまして、そちらにもコアラ号運行させていただいておまして、そういったところでの利用が多くなっているということが1点と、それからあと、昔ほど近くに学校なんかありませんので、そちらのお子さんとかお母さん、親子の利用がどうしてもそんなに多くないということがございますので、今のこども園に団体貸出しというような形で本を何百冊という形で貸出しをして、毎朝、夕方それぞれお母さんたちが、今日はこの本を読もうかなという形で貸し借りをして、それで少しでも多く本に親しんでいただくというような取組を、こども園さんと一緒にやっているということが、大きな要因かと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 本当にうれしいお話でありまして、先日の社会教育委員の会議の議事録を見ますと、やはり土日やってみるのもいいんじゃないかという言葉もありましたし、また村民からも、冬期間、なかなか飯館の中で子供を遊ばせる場所というのがないというところで、交流センターの図書コーナーというお話もございました。ですので、ますます

有効活用されるように、土日なり冬期間の開館もご検討願います。

続きまして、資料請求しました84ページ、自主文化事業についてであります。こちらは、報告の中では実績しか見られなかったんですけども、こういう形でアンケート結果が、よかったという形がおよそ8割超えなのかなと思っております。村の中で、こういうコンサートができるということはとても素晴らしいことだと思っておりますが、実際村民の参加割合というのは、どれぐらいの村民参加があったのか、教えていただけますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 村民についても、実はアンケートを取っていたときがございまして、大体7割から8割が村民の方だったと思っております。あとは、避難先の福島市とか、そういった避難先でお友達になった方とか、そういった方がいらっしゃっているのかなと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 今日最後の質問になりますけれども、その中で、例えばこういう事業を公民館の自主文化事業としてやってほしいとか、そういう村民の声があれば、数例ご紹介いただきたいと思っております。

生涯学習課長（藤井一彦君） 実は、アンケートで取っているときに、今後のこういった自主文化事業的なものも自由記載という形で、ご希望も取っております。やはり、この事業そのものが避難先にまだいらっしゃる方、それから戻ってこられる方の交流ができる場をつくらうというのが、大もとの目的でございまして、ですからコンサートのお休み時間とか、それからコンサートだったり、前は寄席なんかもやったときもあるんですけども、そういったときにそういう出演者なんかも交えて、それぞれの方が交流できるようなお茶とかケーキなんかも、用意してやっているという事業でございまして、大体今までも、こういったピアノコンサートやったり、寄席をやったりとか、それから漫談をやったりとか、そういったものを作ってきておりまして、大体ご希望に沿ったものはやってこれているかなと思っております。

今後、また新しいものが出てきた際には、そういったものも参考にしながら、事業を組立ててまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） 何点か質問します。ナンバー4で、先日資料を要望しましたので、ページ14のですけども、資料を頂いているので資料で1ページに、特別交付税、収入額ということで内訳あります。説明を受けたときに、261万3,000円だったのかなと思っていますが、資料を見ますとどこまで含めて言っているのか。それぞれ説明、内訳ありますけれど、まず今日も地域おこし協力隊の話がありましたけれども、内容的にそれぞれ若い思考が入っての活動でありますけれども、これ交付金として国庫で入っているものは、人数的には何名とか、制限なり交付税の割当てなりというのは決められているのかどうか。その中での事業だったのかどうか。まず、地域おこし協力隊について聞いておきます。

総務課長（村山宏行君） 特別交付税についてのご質問ということでありますが、地域おこし協力隊のことですね。2,241万5,000円、これがどういう金額だったのかということであり

ますが、まず特別交付税であります、自治体において自治体運営を行う際に、基準財政需要額というのがございます。これは国の算定基礎で、いわゆる人一人が飯館村のようなところで生活するためにどのぐらいの経費がかかるのか。その積み上げたものが、飯館村分として基準財政需要額というのが定められております。それ以外の部分でいろんな事業、それから取組について出されるのが、この特別交付税ということになります。

おただしの地域おこし協力隊、こちらについては、人数に応じてその自治体が行う部分についていわゆる基準財政需要額外の部分で、特別に行う事業に対して交付されてくるというところで、その分が2,241万5,000円ということであったということでございます。

1人当たりの金額、おおむね国では基準額が定まっているとは考えております。飯館村は、今のところ5人ということをやっておりますが、ほかの自治体では10人とか、多く地域おこし協力隊をお願いをしている自治体もございますので、それにに応じて、各自治体の、実施の実態に合わせて交付されていると考えております。

委員（佐藤八郎君） これ全額、交付金対象になるんでしたよね。途中からでも可能なのかどうか分かりませんが、5名という人数は、村が全世界に募集というか、協力依頼をかけて応えた方が、結果として5人だったということになるのでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議いたします。

（午後3時40分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後3時41分）

総務課長（村山宏行君） 地域おこし協力隊ですけれども、全額国から補填されるということでございます。1名は、昨年度の後半2月に新たにということになったと思いますので、5名というのは一時期5名だったというところでございます。

委員（佐藤八郎君） せっかく100%なので、村にとってああいう役割を果たす人が必要だということで、庁内で検討されて、こういう、こういうってある程度立てて、それに見合った人を募集と言うのかどうか分かりませんが、依頼するのか、それは分かりませんが、その結果をもって4人と、途中から1人増えて5人になったというのが、決算での報告ですけれども、この経過というか、飯館の村民の生活や10年たった原発事故被災地の状況からして、どんな人がどういうふうに、若者が入って、そういう思考を生かして頑張ってもらいたいというのは、何か議論された経過なり、こんなことも話し合ったんだけど、その部分の人は、結果としては6名、7名の人にはなっていたがなかったというのは、経過的なものではどんなことになったのか、若干、今後のために聞いておきたいんですけども。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩します。

（午後4時43分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後4時44分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊の今までの採用状況であります。公募をしまして、資料にあるようにフリーミッション型ということで、こういったことを自分でやって、飯舘村を盛り上げていきたいという、提案をいただいたの採用ということになっております。募集をしましてその募集の期間を過ぎてから申請があった方について、もう効かないですよということで、若干の不採用という結果があった方も何名かおりましたが、基本的にそのやる気、そういったものを十分聞き取りながら、これの方であれば、飯舘村を盛り上げていただける、地域の中に溶け込んでいただける、そういった内容、情熱、そういった部分を十分加味しながら、基本的には今までの方については採用してきたという結果もあります。

採用の、募集の方法で、村としてこういった事業展開をしていただきたいということでの募集の仕方もあるかとは思いますが、そういった部分については今後必要に応じて、庁内でも検討してまいりたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 今の説明だと、公募によって地域おこし隊というある一定の3年とか5年の期間をもって、働く意欲のある人が自主的に提案をして、お願いをして採用されて、実際に事業をやるという流れだということですが、10年原発事故からたって、いろんな放射線被ばくの問題も含めているような関わりあって、どうもそういう専門的な部分の人って入ってこないし、そういう健康に対応するような、そういう中での飯舘の再生に向けた人というのをきちんと公募されて、安心安全な生活の中での村の再生なんだという流れの人は一番大事なかと、ずっと見ていて、おこし隊の実績なんかも議会でも聞きましたので、いろいろ努力されているんですけども、何か原発事故に遭った被災地でなくてもやれるような若者の思考しか生かされなかったのかなと、ちょっと、高齢化して過疎化が進むような状況の中での、全国のいろんな地域おこし隊の活躍を見るといろんな方がいるので、その辺ではどうだったのかなって。

決算ですから、決算は決算でいいですけども、そこで総括して来年すぐはともかく再来年とかに向けて、将来的にそういうおこし隊員募集というのは、こちらからある程度探しながらも依頼するとか、そういうことも必要ではないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、ご提案いただいた部分については、私たちがフリーミッション型と呼んでいるものと違って、ジョブ型といいますか、ある程度こういう業務、この要件に合う方をとというような方法を考えるべきでないかというご提案だと思いますので、それを担当課長からご答弁申し上げたとおり、今後そういったことはしっかり検討していきたいと思うところです。

なお、どの自治体でも活躍できたんじゃないかという話もあったところですが、追加資料の中にもある方々のプロフィール、これまでの活動を見ていただくと分かるのとおり、被災地の中でなりわいを起こしてしっかりやっというものは、並大抵のことではない。にもかかわらず、福島市とか様々なところから寄ってきて、地域おこしという言葉の中で

自分たちのアイデアを発揮して、様々なことが村民のために、あるいは地域のためにという思いの中で、私になってから実は年に1回、2回ぐらい、中間報告というのをしっかりいただきながら、今どんなことをしているか、あるいはこれ、先村としてのニーズというものを知っていただきながらということをやっておりますので、そういうことが適時できる方というのは、やはりなかなかたくさんはいなかったんだなというのが現状かと思っております。ただ、村としては、そういうアイデアがあったり、やる気がある方がまず村でなりわいを起こしたり、活動を起こすことによって、村民の方々あるいは村民の若いお子さん、お孫さんたちも含めて、そういう村だったらもう一度、どんなことができるかなと考えていただく大きなきっかけになるのではないかなという期待も込めながら、今まで進めてきておりますので、今の方々にはさらにアイデアを発揮していただきながら、活躍いただきたいと思ひますし、委員ご提案のとおり、ジョブ型ということについてもしっかり検討していきたいと思ひするところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今後になろうかと思ひますけれども、こういう地域、自然環境はこの状況なんですね。その上に立ってのお話なので、今後は。そういう意味では、例えばバイオマス事業を今度展開しようとするれば、森林というのがおのずから関わってきて、木工関係のことでどうなんだ、あんなんだ。例えば、佐須のほうで一部材木市場に出したら、ちゃんと正常な価格で売れたんだという実績が、前から答弁していますけれども、そうなれば、今後そういうことも含めて、木工製品、昔から原発事故前から村づくりの中で、木に関わる生き方は村にいっぱいあったわけだね。そういう部分での、例えば炭焼きの再生とかいろいろ含めて、身近に。今、高齢者はかなり、生きて中で持っている、体験している、そういうものがしっかりある人たちがまだまだいるので、長生き人生になってそういう方しっかりしていらっしゃるので、それとこのおこし隊の人たちの交流をきちっと、そういうものを行政がきちっとした上で、発展させていくという意味は、せっかく100%の交付金が来るので、それを十分生かしたらいいのかなと、いろいろ考えたらどうかと思ひますので、その辺生かしていただきたいと思ひます。

それと若干これは聞いておく部分になるかもしれませんが、中山間地域の1,467万円というのは、これは中山間地域云々とまた別なことでの特例交付なのか聞いておきます。

総務課長（村山宏行君） こちらの部分、中山間地域とある部分であります。特別交付税の国の算定基礎の名称を入れさせていただきました。基本的には、飯舘村の中山間地においてのいわゆる加算分でありますので、これについては、非常に複雑な計算式で出されているということでございます。こちらについては、国の算定に基づくものということでご理解いただきたいと思ひます。

委員（佐藤八郎君） これは中山間地域、別の事業との関連とか云々がなくて、面積とかいろいろ計算してあるんでしょうけれども、中山間地域支払制度に該当しない面積というものがあったりするんですけれども、これはどんな考えでこの金額が出て交付されているのか。

総務課長（村山宏行君） ちょっと名称が似ているので紛らわしいんですが、いわゆる中山間

地域直接支払制度に係る交付金とは全く別です。これは、いわゆる条件不利地域、中山間に位置する飯館村のような地域が、その条件不利を克服するための経費ということで算定をされて、特別交付税として来ている。特に、事業が行うというものではございません。委員（佐藤八郎君） そうしますと、準高冷地自治体の山間部の地域なので、こういう交付金があるんだという、簡単に理解すればいいということですよ。

それでは、定住自立圏の部分と移住定住対策と、これまた別にあるんですけれども、これはどう理解して、どんな中身で交付されてくるのか。

総務課長（村山宏行君） まず定住自立圏でございますが、1,800万円ということで来ております。これは、震災以前から、南相馬市と飯館村の間でこの定住自立圏の協定を結びながら、様々な事業を行っている、その部分についての、いわゆる加算になります。

委員（佐藤八郎君） 昔、飯樋町地内で何か事業やるとか、ああいうのと関係があるのかな。定住のためのそういう環境整備というか、そういうこともまた関係ないのか。隣の市町村との連携してやる事業圏だということの特例交付金だという認識で合っているでしょうか。

総務課長（村山宏行君） あくまでも、飯館村の場合ですと南相馬市との定住自立圏構想という計画書を持っておりまして、その中で協力して様々な事業を行っていくという、その活動に対する支援ということでありますので、飯樋でやった構想というのは別の事業かと思えます。

委員（佐藤八郎君） 移住定住の対策は、今の空き家対策含めた移住定住のああいう特別活動に対して、国や県が進めている移住定住に、飯館がかかる経費を交付するという意味かな。

総務課長（村山宏行君） 移住定住対策部分での特交410万6,000円でございますが、こちら、村で今移住定住策を進めております。その中で、独自の事業もかなり組んでいたというところがあって、それらの部分を国に報告をして、そのうち約半分ぐらいがこの特別交付税に算定されてきているというものでございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、移住定住としての事業展開をして、展開した内容を報告すると2分の1ぐらいをこの交付金でもらえるという、その限度というのはあるんですか。

総務課長（村山宏行君） こちらについては村の取組として、国に書類的には上げて申請している状況でございますが、全て認められるというものではありません。当然、国の算定基礎なりあるいは財源等もございますから、そちらの部分、国のある程度の指針に従ってそこで認められた部分が交付されているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 移住定住の諸条件は、仕事場、雇用の場があるとか自然環境がいいとか、いろいろ条件あると思うんですけれども、工場用地とかそういう企業誘致とか、例えば飯館では考えられないけれども工業団地をつくるとか、雇用機会の場とかの部分の移住定住の特例交付金の対象にはなっていないのか。これは全く別なほうの事業の関係になるのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住定住対策の特別交付税でございますが、説明資料の7番の15ページの中ほどにあります交流移住定住の推進体制等検討業務。これ、加速化交付金で行っておりますが、この加速化交付金の補助、交付金の裏の分といいますか、その残りの部分を特別交付税で措置されているということでもあります。

委員（佐藤八郎君） いや、今のは今ので分かりましたけれども、ここで特例交付金としては、

私が言ったような意見、発言したことは移住定住対策の特別交付金のものには入ってこないということでしょう。

総務課長（村山宏行君） 委員の話では、移住定住対策の中に、あるいは仕事の場所の創造であるとか、企業誘致を図るための誘致活動であるとか、そういったことも含めるべきではというご趣旨だと思いますが、今のところ直接的に移住定住に係る部分については、こういった形で国で算定されていますが、委員おただしの部分まではまだ広がっていないかなと考えております。

委員（佐藤八郎君） じゃあ、資料頂いていますので、5ページの再生化加速化交付金、ここでの内容で、基金対応から単年度の財政処置なりあるんですけども、これは今例えば木質バイオマスだと、バイオマス全体のものが、再生化加速化交付金の交付額に、決算でのですよ、なってきたらという理解でいいのかな。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマス施設等緊急整備事業については、今、委員お話しのとおり、バイオマス事業に関する再生加速化交付金のお金、交付を受けた額が全て今、基金の中に入っているということでありまして。交付の申請制度、申請の回数といいますか、そのタイミング等違いましたが、交付を受けたものを今、1つにまとめて基金化しております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ここに上げた交付金が再生加速化交付金だということでありましてけれども、ここでもまだ移住というか、推進の体制整備事業ということが入ってくるんですけども、これと移住定住の先ほどの交付金との関係は、特別なんでしょうか。これは単年度なのでどうなのでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど、大変失礼しました。1ページにあります移住定住の対策の410万6,000円の部分は総務課長が答弁したとおりでございまして、今ほどの加速化交付金は先ほど説明しました資料7の15ページ、その事業の部分の加速化交付金でありまして、その補助、裏の部分については2ページの中の震災復興特別交付税の部分で措置されている移住定住コンサル支援事業、そこと合わせての支出ということになっております。失礼しました。

委員（佐藤八郎君） 原発事故によって内部被ばく検査や甲状腺検査事業ということで、ずっとやられてきましたけれども、検査とかの内容とかが途中から2年に1回になって、空いた年を村もやるようになったり、そういうことで、いろいろ検査そのものが変化されているんですけども、その放射線によって放射線被ばくを受けた飯舘村民にとっては、検査なりそういうものについては、3年度については要望なり検査体制については、問題がなかったのか。課題が残ったのか。ちょっとお伺いしておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 震災以降、内部被ばく検査、甲状腺検査、こういったものを実施してきたところであります。震災当初は非常に、どの程度の被ばくしているのかというのが心配で、それぞれの方が内部被ばく検査を実施してほしいという意向が、震災当時はあったかなと、ちょうど私、担当しておりましたので、そういう状況だったと認識しております。そういった部分もあって、福島市のあづま脳神経外科病院に村の費用で内部被ば

く検査を、病院の1室をお借りして設置をして、村民の内部被ばく検査実施してきたのかなと思われま。震災当初以降は、結構個人、あるいは学校も含めてですけれども、検査する機会が多くて、検査をしていただいていたかなと思われま。ただ、もう毎年、年々少なくなってきました、検査する方も、実際毎回測っても検査の結果がND、いわゆる検査限界値以内ということになって大丈夫だということで、検査が少なくなったことかなと思われま。

また、甲状腺検査につきましては、被災した当時、村にいた子供、当時多分18歳までを対象にしていたのかなと思われまが、医科大学で県が主体となって甲状腺検査を実施しました。その結果についても、ここに通知をされてきたと認識しております。県の甲状腺検査については、2年に1回実施するというので、その部分では非常に何らかの異常といわれまか、何らかの問題、いわゆる嚢胞があるよという判断をされた方については、非常に心配になりますので、そこは村で費用でやりましようというようなことで、こちら福島のあづま脳神経外科病院で甲状腺検査ができる体制を整えていただいたという経過であります。

年数が経過すると同時に、非常にそういった検査する方も少なくなりましたし、それから内部被ばく検査の機器も10年以上たつということから、昨年度の事業の中で撤去したという結果になっています。その問題、いわゆる部分はどうかという部分については、その代替としましては、今、村でやっています集団健診の会場に、移動式の内部被ばく検査の機器を、検査していただきながら希望者についてはそこで検査をするというような状況に、今現在しているところであります。人数については、今、手元に資料ないものですからあれなんです、そこで検査の機会、そこで検査を受けていただいているという状況であります。それ以外では、県に申し込めば無料で検査を受けられる体制も整っておりますので、希望すれば受けられるというような状況になっております。

甲状腺検査につきましては、大規模にやる部分としては、なかなか実施ができなくなってきましたので、昨年につきましては、伊達市のなかのクリニックと個別に契約をしまして、そちらで検査できる体制を整えました。ただ、希望者が1人ということで、非常に実際検査する方が少なかったかなと思われま。そこしかないという部分もありますので、そういうことだったのかなと思われまけれども、それ以降は内部、甲状腺検査のできる医療機関で検査していただきまして、その費用については償還払いという形で、今後進めていくと方針を切り替えましたので、そういった形で対応できるのかなと思われましているところでもあります。

これについて何か問題があるかという部分としましては、健康福祉課にそういった部分での問合せは、今のところないという状況であります。

委員（佐藤八郎君） もう、飯舘まで運転もしてこられないぐらい弱っている高齢者、11年たっていますからね。60歳の方が71歳になっているわけですがけれども、ただ、放射性物質の放射線被ばくによつての影響で、全国的に医師が証明出してくれないという世界なので、今、日本の状況なのでね。なかなか出してもらえないんですよ。出しても途中でそれが打ち消されたりしたりして苦しんでいる村民もいるんですけども、例えば嚢胞が前に検

査したときに大きかったけれども、その後検査したら小さくなったとか、消えてしまったとか、いろいろ経過もあるんでしょうけれども、検査数が決算の方向でも少ないですが、やっているけれどもなかったという話がありましたけれども、中にはあづま脳神経外科に行って検査して、イノシシ肉食ったりイノハナ食ったりしていて、検査したら高い数値が出たとかなんていう大人もいましたけれども、実際今、村挙げて、山菜なりキノコなり、そういうものは取らないように、売らないようにとやっていますから、それ守ればそういうことはないんでしょうけれども、実際1キロなんか食べないんだからいいんだみたいな雰囲気、どこの会話の中でもあるのよ。だから、少しならいいみたいなどころがあって、ただそれはある程度の体力がある方はそれなりの量、少なく、いっぱい食べなければ大丈夫というのはあるけれども、赤ちゃんとか、やっとう物を食べられるような体に同じ量、少なくとも食べたら害があるとか、そういうものがなかなか分からないとか、もう問題にされていないとか、そういう怖さを常に感じているものだから、この検査の周知。だから1名しかいなかったんですよと村に、村民に知らせれば、じゃあそんな検査受けなくていいんだとなっちゃうわけですよ。長泥の方が検査して、ボディー検査したけれども何も出なかったというのを聞いたら、私の知り合いなんか、長泥の人出ないんだから、俺なんか検査する必要全くないなというものになっちゃうわけよ。

だから、そういう点ではどういう呼びかけがいいのか。今後、1名しかないからそういう事業なくしていくとは言っていないから、いいんですけども、こういう心配の方は受けてくださいというのが、もっときちんとされたら、もっと受ける人出るのかなと思うんだけど。ただ、私も専門家でないから、細胞が、放射能、放射線で被ばくしたから、それがどうなっていくかというのは、なかなか、村長は専門家だから分かるかもしれませんが、いずれにしろ、そういう要素は今もあるということだと思うので、もう少しきちんと周知なり、受けた中で大丈夫だというのは大丈夫だと思うんですけども、受けない中で大丈夫だになっちゃうと怖いのかなと思うんですけども、何かそういう意味では工夫することになり課題はないでしょうかね。

委員長（高橋孝雄君） 佐藤八郎委員に申し上げます。質問は簡単明瞭に願います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 内部被ばく検査につきましては、やはりそういった検査機がないとなかなか測れるものではありませんので、今現在は集団健診のときに合わせて、検査できるような体制を取っているところであります。ぜひ、機会あれば検査いただけたらなと思われま。

外部被ばくの部分については、サーベイメーター等で自分でも測れるということもありますので、そういった部分では、簡単にと言ったらあれだか分からないですけども、測れる体制はあるのかな、貸出しもできますし、そういう部分もあります。

ただ、震災以降11年経過しまして、以前より内部被ばくあるいはその外部被ばくの認識の部分がだんだん薄れてきているのは、多分確かなのかなと思われま。ここでちょっと機会を設けながら、そういった食物に対する何ですかね、被ばくの部分だったり、その影響だったりというものを、何かの機会に、広報お知らせ版等を使いながら、年1回程度出せればなと思われま。

私からは以上です。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、6ページの被災者支援総合交付金、内訳もいただきましたので、上げてある11の事業は全て継続される事業ですよ。

総務課長（村山宏行君） 被災者支援総合交付金の分でございますが、基本的にはソフト事業というところでございます。これらの事業で、今のところ中止という事業はないかと思っております。これまで継続して様々な活動、村民の方々にソフト事業に取り組んでいただいているというその部分を、被災者支援総合交付金で見ているというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 予算もばらばらなんですけれども、やったことで課題として予算的に無理があったとかもって、コロナがあったのでコロナで全て、予算との決算との関係ではかなり違いあるんでしょうけれども、いつまで続くか分からないコロナなんですけれども、ただコミュニティーは先ほど横山委員から上がったように、これは事業ですけれども、コミュニティー全体が、各地区ともってこう綿密になってくると、いろいろな事業も生まれるのかどうか分かりませんが、そういう意味では全体的には全部アップされる事業なのか。ただ、スクールバス運行業務委託事業は、今精いっぱいの中でやっているのか。民間に委託している部分を自分でやるような方向に、どんな検討されて、1年やってみて今のままでいいのか。もっとバス自体も人数に合わせてもっと小型化したり。前はタクシー送り迎えもあったようなんですけれども、そんなことは今できないでしょうけれども、いずれにしろ。だから、そういう意味では、やってみてこの成果からして課題というのは、それぞれは何も、特になんかあるんでしょうか、あるんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちらの分でスクールバスの運行業務。当初は、この令和3年度の前、たしか、被災児童就学支援事業という形で、別の事業で行っていたものであります。ただその後、各自治体、いわゆるスクールバスの運行も必要性というのがありまして、统一的にこの被災者支援総合交付金で見るという事業の位置づけでございます。

こちらにつきましては、いわゆる外注している部分。村が直接雇用して運行している8台、これの外の部分です。それに足りない部分を、この委託事業を使ってそちらでバスの増加分をこの事業で見ているところでございます。

当然、この中、様々な事業ありまして、村のそういった政策、基本的にソフト事業なんですけど、いわゆる民間の方々、村民の方々が主体になって動いている事業と、村がこういったバスのようにソフト事業を、直接の運営主体になって動かしている、そういったこともありますので、目的に沿って使っているというところでございます。

課題は、やはりいつまで続くのかということがあるかと思えます。村としては、持続的、そしてなおかつ激変しないような形を望んでいるわけですが、当然県に要望活動を行いながら、なるべく長くできるように、またソフトランディングできるような体制にということで、活動してまいります。

委員（佐藤八郎君） 今後、自然界に出歩いたり、自然界の仕事なり山菜取りなりそういうことのできない人、高齢者がだんだん筋肉なり体力なり弱っていくと、介護になるんですけれども、ここで村外の介護サービスについては、交付金頂ける。2分の1なのか、それは分かりませんが、いずれにしろこの部分は村内で事業所が、これ村内は見てもらえ

ないのかどうか分かりませんが、例えば今のスクールバスの説明だと業務委託した分だけだと。村でやっている部分は、ここでの交付金でなくて別な交付金の算定になるというので、業務委託する分を増やしたら、全くあっちから見てもらえるのかということにはならないんでしょうけれども、そういう考え方はどうなんですか。

総務課長（村山宏行君） この被災者支援総合交付金と、いわゆる今まで行っていたバスとか、そういったいわゆる村が独自で行っていた部分との整合でありますけれども、基本的には村で直接行っていた事業、当然雇用を抱えておりますし、またバスも全て抱えて村が行っているというところでもありますから、それを補助金が出るのでそちらに切り替えてというのは、なかなか難しいのかなと思います。

ただ、ご指摘のように、被災者支援総合交付金でいろいろなソフト事業を回せるということは事実でありますので、当然新たな事業区分、あるいは組み替えるというような際には、これがあるということは意識をしながら、村としては運営をしているということです。

委員（佐藤八郎君） 交付金で100%来るのであれば、こちら増やして100%もらったほうがいいし、総務課長が言うように、被災者支援総合交付金がいつまであるかという見通しが、もうなかなか大変なんですけれども、例えば村営住宅入居者支援だって村でやっている村単で出している部分もあったんだよね。全額国庫対応、全額無料というわけじゃないんだから。だから、そういう考え方からすると、もっと有利な交付金のもらい方はないのかどうか。

総務課長（村山宏行君） 一番は、村営住宅の入居支援事業ですけれども、こちらについても、役場の会計年度任用職員、専らこの村営住宅の入居、入退業務の管理に当たっていただくということで、充てている部分でございます。いわゆる家賃補助とかということとは別であります。村としては、重ねてになりますけれども、この被災者支援総合交付金を使ってそういった、一部は人件費に回っている部分もありますし、そうした新たな事業の組立ての部分で、これを利用しているというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 村営住宅に任期つき職員だから、この事業対象者になる。そういう話で合っていますか。

総務課長（村山宏行君） この費用は入居費用ではございません。入居のため、来る方々の入退居に係る事務を行うための事業ということでもあります。いわゆる村営住宅の入退去に係る事務を行う職員の人件費に充てているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 任期つき職員に対する支援事業と理解していいのか。

総務課長（村山宏行君） 繰り返しになりますけれども、村営住宅の入居者支援事業、こちらについてはやはり会計年度任用職員を、この村営住宅の入退居の事務を専ら専門にやっている職員がおります。その職員の人件費にこの事業を使って充てているということです。その方が入居するとか退去するといったことでの経費ではありません。あくまでも、村民の方々が村営住宅に入る。その際の入居に係るいろいろな事務がありますので、それを行っていただくと、その人件費に充てているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 入居に関する事務の仕事に対する交付金だということに理解すればいいのね。分かりました。

次、9ページの、東京電力の内訳を頂きました。先ほど横山議員からもありましたけれど、これ一般会計から繰入れしている特別会計事業なので、入ったものもそちらにみたいな話がありましたけれど、多分普通に考えると、令和3年はこれだけの支払い額もらったという流れだけでも、10年来期間があって、6年ですね、少なくとも役場が戻って仕事している間、6年の中での水道、集落排水の管理運営機能、眠っていたわけだ。休業をしたわけです。今度再開したわけだ。再開して、もう令和3年だからそれなりの、5年ぐらいかかっているわけだ。すると、管そのものを全部取り替えないとならないとか、施設がどうするんだとか、いろいろ含めての部分での賠償は賠償でもらったのか。それはまた別事業で、修繕なりなんなりとなってきたのか。東京電力の損害賠償という考え方について、ここでいうこの金額はどういう部分。私たちの農業での収益があったらどうの話だけじゃないんだと思うんですけども、お聞かせ願いたい。

総務課長（村山宏行君） 今回の9ページについておりますのは、東京電力の損害賠償の令和3年度中の部分でございます。逸失利益、平成29年それから30年、31年の部分の営業損害ということで、請求額8,680万円ほどということで、それが支払われた。今の監査ですね。農集排については3,100万円ほどということで、こちらについてはあくまで令和3年度中に入ったものということでございます。

ご指摘のように、平成23年度以降、ずっと村としては止めておりません。農業集落排水とか、簡水の部分は動かし続けるということですので。当然継続されていた、継続操業されていた事業所もございまして、そこから出されるされる排水もあったということで動いております。その分については、過去に請求をして頂いております。金額が合わせて簡水と農集排合わせて4億3,000万円ほど、これは営業損害ということで東電から賠償になってございます。

ご指摘のよういわゆる管路工事、当然老朽化をする管路等の修繕が必要というところがありまして、こちらについては、国の補助事業です。帰還再生加速化交付金。そういった形で見られているというところがございます。逸失利益とはまた別の事業になります。

委員長（高橋孝雄君） まだ質疑のある方はおられますか。あるようですので、それでは、明日も引き続き総括質疑を行います。

午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日の質疑はこれで終了します。

ご苦労さまでした。

（午後4時33分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月26日

決算審査特別委員会委員長 高橋孝雄

令和4年9月27日

令和3年度飯館村決算審査特別委員会記録（第3号）

令和4年9月27日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	高橋孝雄君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	飯畑秀夫君	横山秀人君	佐藤真弘君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり 推進課長	佐藤正幸
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育長	遠藤哲	教育課長	高橋政彦
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
選挙管理委員会 書記長	村山宏行	農業委員会 事務局長	三瓶真
代表監査委員	高野孝一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	室井麻矢		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（高橋孝雄君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（高橋孝雄君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名などを示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。類似、繰り返しの質問は極力避けてください。

これから質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。

昨日、地方交付税、福島再生加速化交付金、被災者支援給付総合交付金と、交付金とか交付税のことで確認をしてきましたけれども、全国の過疎地域やいろいろな見ると、もっと有効に交付金を活用している例もあるので、もっともっと村民の生活実態に合った交付金なり補助金なり使うような努力をぜひ、庁内、優れた皆さんが仕事をしていらっしゃるのを、研さんを深めて、さらにね、進めてほしいなというふうに申し上げて、ナンバー7の15ページのまでいライフの心の復興事業の補助金、ありますけれども、内訳などお聞かせいただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） までいな心の復興事業であります。追加資料、55ページに実績内訳ということでお示しをさせていただいております。4団体から申請がありまして、まずオープンガーデン飯舘については、二枚橋地区を中心に花卉花壇の手入れと、あとはフラワーのマップ・案内板の作成と、喜多方方面への視察研修というようなことで実施されております。

あと、きつつきの会では、健康で楽しく過ごせるようにというようなことで健康体操教室、あとは原子力災害伝承館への視察研修、かしわ餅や桜餅作りというようなことで実施されております。

あと、飯舘までい文化事業団では、伝統技術継承に取り組む若者との交流・研修ということで実施をされております。

あと、ふるさと飯舘で自分らしく生きよう会については、ポーセラーツ教室、ピラティス教室ということで、ポーセラーツというのは、これは真っ白な磁器に自由に絵つけ、あるいはデザインをして、アート性と実用性の高いハンドメイドの作品を作るというような事業、あとピラティス教室としまして、ヨガとはちょっと違うのですが、インナーマッスル、体幹を鍛えて体を健康、身体を健康的に鍛えるというような、そういった運動ですか、そういった体操のような事業に取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 団体名、4団体ということで、上限が200万円なので、限られた事業にな

るかとは思いますが、ただし10分の10なのでね。これ、申込期限とか内容とか、よく分からないで申込者が4団体になったのか、それとも十分周知したけれども、結果として4団体になったのか、その辺はいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当初の予定としましては、7団体ほどを見込んでおりました。200万円上限の3団体、あと150万円ぐらいが4団体ぐらいあるのかなというようなことで予定して、1,200万円という予算を組んでいたわけですが、コロナ等の関係もあって4団体に収まったというような結果もございます。

また、事業規模についても、なかなか大々的な活動はまだできないというようなことで、少額で収まったというふうな団体もあったようでございます。

なお、募集等につきましては、年度当初のお知らせ版で周知をしたということですが、またこの事業を知っている団体、継続されているような団体については、事前に次の年度でどういったことをやるというのは聞きながら予算立てをしたというような結果でございます。

周知方法について、なかなか詳しくというようなことにはならないかと思いますが、それぞれお知らせ版で確認していただいて申込みいただいたというような状況になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今、課長が言うように、何せコロナ、この中でね、思うようにいかないのは分かるのですけれども、やった事業は200万円までは上限で補助されると。こんな内容でやれば、そういうグループとして認められる、団体で認められるのだという、何か分かりやすいものは、私がここに来て全部こう見る中では、よく分からなかったのですけれども、いや、それは分からない人の勝手な話ですけれども、ただ、全体の、ほら、村民にとってね、いろんなことを、まあ、きつつきの会は前から自治組織なので継続なのかどうか、ありますけれども、そういうほら、南相馬にしる、どこにしる、自治組織で何かやろうとしたらこれを使えるのかどうか、なかなか判断が。あと、福島市なんかも自治組織を途中でね、どんどんやめる、解散したというか、そういうところがまた何年かたって、何かそれではこういう事業があるのでやってみようということに結びつくように、町政執行したほうが、このふるさとを思う気持ちなり、村づくり再生に努力するものということが高まるのではないかなと思ったものですから、そういった意味では、もっと前のね、ここ11年間で培った仮設での集団組織なり、いろんな組織、把握しているわけですから、そこには少なくとも、きちんとしたこう、分かりやすいものを送ってね、参加していただくというか、そういうふうに進めたほうがよかったのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました元の自治会ですか、解散してしまったような自治会とかそういったところへの周知、積極的にやったほうがいいのではないかというようなお話もいただきましたが、なかなか代表者の方に直接というのも、今の状況だと難しいのかなということで、基本的にお知らせ版で紹介しまして、こういった事業をやりたいのだけれどもどうだろうかというようなご相談をいただけますと、被災者支援総合交

付金事業、このまでいな心の復興事業のみならず、いろいろいたてティー・パーティーやらスポーツ交流やら、いろんな事業、そういった追加資料の6ページにあるような事業でございますが、全体的にコミュニティー形成のための事業というようなことでの、この総合交付金の事業でございます。村民の方のこういったことでコミュニティー形成を図りたいというふうなご要望があれば、またここのメニューにある、今までやってきた事業以外にも、もしかすると何らかの方策、こういった活動というようなことで取り上げることもできる可能性もあるなというふうに思っているところであります。

まずはそういった昔の自治会関係者の方とか、そういったあとは新たな任意団体でも結構でございますが、こういったコミュニティー活動、形成活動を行いたいというような、お伝えいただければ、その都度、それにマッチした事業を展開できないかというようなことで検討してまいりたいと思いますので、ぜひお問合せ、ご相談をいただければというふうに考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 既存の組織とか、そういうものでやっていたところ、文化団体にしろ、集まって何らかの形を持っていたところは、今課長が言ったので十分対応していけるかもしれないけれども、もうちょっとこう、こんなものがあるんだとこんな感じでやれるんだという、こう実例なんかも示しながら、もっと村民の中に広めたほうがいいんだなというふうに私は思いますので、ぜひご努力願いたいというのを申し上げて、次、15ページにある、建築士協力報償12万円と、19ページにきこりの被害調査19万円というふうにありますけれども、この建築士というのは、村内の住民の中にも建築士というのはおられるのかどうか分かりませんが、そういう組織的なものがあるのかどうかも含めて、村として12万円払う、きこりの被害調査をしてもらおうという部分では、どういう考えから発注し、仕事をしていただいているのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどの移住定住支援事業の建築士の協力報償の部分であります。追加資料を出していただいております。56ページに主な内容というようなことで記載してあります。

まず、建築士、一級建築士の方であります。この内容としては、住宅修繕補助金申請に添付する見積りの精査ということで、お住まい、住もうと思っている住宅の破損・不具合に対して適正な修繕工事の内容になっているか、住宅環境として適正かどうかというようなことであります。それから、見積り額が適正かどうか、あと修繕内容が補助対象の内容になっているかどうか、そういった部分を総合的に検討していただいている可否の判断をいただいているというようなことであります。

村内にそういった方がいるのかというようなことであります。今まで例えば学校等を改修工事、あとは新築工事、そういった部分で関わっていた方で、村のことをよく知ってる方に今までは頼んできたというような経過がございます。

なお、今年度、移住者の方でそういった建築士の方、いらっしゃるというようなこともあったので、できるだけ近い方ですぐに対応できる方というようなことで、令和4年度については村内の方に頼んでいるところでございます。

委員（佐藤八郎君） 今、課長からもありましたけれども、移住した方なり、村内にももっと

もっているのではないかと、私、そんな気がしているのですけれども、よく村民の人、一人一人の持っている資格、全部把握はしていないので分かりませんが、村内にもそういう方、設計士なり建築士とか、いるのではないかと思うので、できるだけそういう方々にお手伝い願って、実行前のことであれば、ほら、住宅修繕の雇用の場づくりなり、地元の大い建築現場をやれない人の仕事づくりなりという関係のお仕事みたいなので、そういう点ではきちんと把握されて、村民がね、持っている資格を活用されて、生きがいを持てるようなことにしたほうが私はいいと思っていますので、ぜひ村民の方の起用をお願いしておきます。

次に、26ページの乳幼児医療費個人負担についてですけれども、社保と国保の内訳なり、対象者人数など、分かればお教え願いたい。

住民課長（山田敬行君） 乳幼児医療の助成の質問であります。追加資料の64ページの（5）ですね、こちらに国民健康保険と社会保険等加入者の状況であります。

国民健康保険加入者につきましては129人、ゼロ歳、18歳未満ですね。ただ、社会保険等加入につきましては、正確な状況といえますか、あくまでこれは受給資格証を交付している人数、365人ということであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 無保険者はいないのでしょうか、まさか。そういう意味からすれば、国保以外は社保というふうに見ているわけですよね。国保と社保との違いというか、この制度を利用するに当たって、乳幼児の、個人負担も含み、どんな点があって、特別行政として社保を勧めたり国保を勧めたりしているわけではないので、実態としてはどうなのでしょう。

住民課長（山田敬行君） 今現在、国民健康保険、一部負担、窓口負担ですね、上位所得者以下は減免と、全額減免ということになっておりまして、そちらの制度であれば、基本的には乳幼児医療はかからないのですが、一方で転入者、震災以降、それから社会保険加入であれば、会社のほう、村のほうにその企業があるとか、そういった形での部分については、一度窓口で負担していただいて、18歳未満、就学児であれば3割、未就学児であれば2割ということ一度負担していただいて、その分を村のほうに請求していただければ、該当者の世帯のほうの口座に支給するという流れになっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これ、今、医療費無料だからね、あんまり医療費のことでいろいろ論議も起きないのだけれども、免除期間が過ぎたり、現実に免除でなかったらということ考えると、かなりの負担割合があるんだなというふうに思っているのですけれども、その辺はどういうふうに思っていますか。

住民課長（山田敬行君） この乳幼児等医療費の助成については、福島県のほうで県内全部ということでの扱いになっておりまして、これがいつまで続くかについては未定ということになっております。

また、一方で国民健康保険、後期高齢者医療、医療費等も今、上位所得未満は減免なり窓口負担の免除になっておりますが、そちらについては国のほうの見通し、考え方ですね、

今年の春頃ですか、示されまして、令和8年度から、避難指示解除10年を経過して徐々に経過措置を踏まえて戻るといふ扱いになっております。今のところはそういう状況になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） チェルノブイリでは10年過ぎてから、いろいろ病気が出たり、医療を必要とする方が増えてきたという、過去のね、事故の事例の中で、多くの学者、医者、関係者から言われていますけれども、令和8年からは、やはり事故前の正常化した形に戻すというふうに今言っているようだけれども、それで村長はそういうことでやむを得ないということに思っているのかどうか、所見を伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 段階的に避難指示解除から10年を目安にしながら、減免措置については段階的な見直しをしてきてと申しますか、解除していくというのが、国が今日、今年ですね、示した方針でありますので、これについては被災12市町村を含め全ての自治体の中で様々な要望があるところの、一定のその方針を国が示したということについては評価をするというふうな考え方があるかというふうに思います。今までは国が、どこまで続くのか分からないような状況の中で、毎年毎年の審議というものがあつた中で、先行きが見えないという声も私たちのほうから出してきましてから、それに対する一定の国の回答だというふうに評価するものであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、27ページの火葬場業務というように、昨日、渡邊委員からもありましたけれども、大体私が勝手に想像する範囲ですけれども、七十数名の方が1年に不幸にも寿命というか、命を落とすわけですけれども、そのうちの40件が南相馬の組合関係のほうの火葬場ということですが、それ以外の方はほかということになって、昨日も負担割合については説明ありましたけれども、これはずっと思っているのですけれども、同じ村民、これは好きで私たちが保原に行ったり、好きで福島に行ったりした経過ではないんですね。原発事故という、とてつもない想定外のことが起きたのでこういう状況が生まれているのに、同じ村民が南相馬、原町の火葬場に行けるといふか、そっちの関係者はそうだと、こっちに行っている人は行っている場所が悪いんだかどうかわかりませんが、同じ扱いにしてもらえないというのは、延々と続いていますけれども、何かこの、12年たとうとしても、それはやむを得ないということなのかどうか、もう一度伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） 火葬場施設の使用料のご質問であります。昨日も答弁しましたけれども、原町斎場については負担金を一定の割合に応じて払っていることから、南相馬市と同額の施設料、それ以外、福島市場ほかについては、そちらの施設があれば、管理、維持、施設の維持費がかかるということの分についての負担金は、今まで村としては出していないという経緯であります。

ただ、佐藤委員がおっしゃるように、全村避難で、自分の意思でその市に住所を構えるといふ申すか、そういった状況でない中での差があるというご質問でありまして、そちらについて、被災12市町村の動向等を見ながら、負担金を出さずに同じ額になるのかという

点についてはかなり難しいのかなと思いますが、そちらについても被災12町村の動向とい
いますか、その辺をちょっと確認しながら、何か村としてできる手はないか、ちょっと勉
強といえますか、していきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 資料に米印で、原町斎場以外の施設利用件数について不明という、あり
ますけれども、埋葬許可とか窓口に来てやったときに、どこで火葬するかの届出は必要な
かったんですっけかね。何かあったのかなのか、ちょっと私の親も大分前なので、よ
く覚えていないのですけれども、これ、数は不明でつかめないんですかね。

住民課長（山田敬行君） 今、死亡届も業者さんのほうで村のほうに出さずに、避難先とい
いますか、そちらのほうに出すと。本籍地があれば死亡届等は来るわけですが、基本的にそ
れも1か月以内で法務局のほうに提示すると、原本について、副本ですか、は村で保管し
ていないので、直接村に死亡届があれば、火葬場はここだというのは把握できますけれど
も、こういった意味で統計的な資料は今まで持ち合わせていなかったという状況でありま
す。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、48ページに、ふるさと再生推進事業、令和7年度までとい
うことで、いわゆる意欲ある方々への補助や助成をし、村の基幹産業について伸ばそうと
いうことでしょうけれども、この実態について伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 48ページのふるさと再生推進事業、決算額404万9,720円という
ことでありますが、ご質問のように、こちらにつきましては深谷の南手農地について村の
ほうで今、地権者に対して耕作をこちらでさせていただいておりますけれども、そこに係
る補助金ということでもあります。

委員（佐藤八郎君） 今年からかな、工夫して田んぼをやったり、前はほら、花一色で、スタ
ートは全く絵に描いた餅で、散歩コースもあったり、すばらしい花園の田園があるわけだ
ったのですけれども、結果的にはそうならなくて、現状にあるわけですけれども、地権者
はね、最初はそういうことで承諾をして始まって、こうずっと変化しているわけですけれ
ども、それは地権者との関係では話し合いはきちんとされているのでしょうか、これ、
令和7年度までじゃあ、今年田んぼにしたところそのまま田んぼ、花のところはそのまま
花というふうに、令和7年度までこうなんですよというふうに、地権者との合意には至
っているのかどうか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） その令和7年度事業までの地権者との合意ということでありま
すが、今般、深谷の南手農地については、初めてといいますか、米の作付を実施いたしま
した。ここにつきまして、開始前に地権者の方々と相談をして、現在の形について了解を
いただいているというふうに思っております。

今後、令和7年度までそのままいくことについて了解をもらっているのかということに
つきましては、まだ次年度以降についてはっきりそうだというふうにはお話ししていない
かと思いますので、今後、またあそこの計画がどういうふうにするかというような村の案
を持って、地権者の方々と、さらに同様にいくのか、あるいは別な方法があるのか等を含
めて、相談しながら進めていくということになるかと思えます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 先ほども言いましたけれども、あそこはそういう景観作物というか、景観の環境の場所というのがもともとあるのでしょうか、一方で、意欲ある方々への補助や助成、いっぱいされていて、だからあそこの方々が、地権者が意欲ある方々みたいな意欲を持ったら困るわけですね、今のところあの計画からすれば。それとの関係からいけば、家の前のハウスからの騒音で裁判まで起きているような状況があるので、やはり早め早めの見通しは必要だと思うんです。多分変更もあるかもしれないけど、田んぼは田んぼ、花は花のままでいくか、途中から花のところももう少し減らして田んぼにするか。それは分かりませんが、変更も認めていただく中で、やはりこの今、はっきりと令和7年までだと言っているわけだから、だからそれはきちんと伝えて合意した中でやってもらわないといけない。また地域でどうしても部落の議員に来るものですからいろいろ、真っすぐ言わなくても。二度とそういう嫌な思いを私もしたくないし、だって地域住民が悪いわけじゃないのに、地権者として判こをついた時点のものと結果と大分違っていけば異論を申し上げたくなるのは当たり前で、何か誰かがどっちが悪いみたいな話じゃなくて、そういう意味ではやはり見通し、もう7年って言っているのであれば、7年までの計画と、こういう点の変更もあるかもしれませんを含めて、やはりまでに、丁寧に説明して合意をいただいて進めるというのが、行政の在り方でないかなと思いますので、その点はやはり地権者との合意をしっかりとっていただきたいと。

次に、79ページの自主文化事業について内訳を伺っておきます。

生涯学習課長（藤井一彦君） 決算説明資料、79ページの自主文化事業であります。追加の資料の84ページのほうにより細かい成果等を書かせていただいております。昨年は、本来は4回ほどやる予定だったのですが、やはりコロナの影響で、実施できたのが12月11日のクリスマスコンサートと3月5日の守時タツミのコンサートということでございます。今、アンケート結果にもありますとおり、とてもいい内容だったということで、そんな感想等、いただいております。

委員（佐藤八郎君） 自主文化事業というものの意味合いがよく見えないのですけれども、クリスマスコンサートと音楽会があれば、自主文化の事業、これは帰村された村民にとって、文化事業としてそういうことが、ぜひやってほしいということで、4つの事業の提案があって、結果として2つしかやらなかった、できなかったということなんでしょうか。いろんな人、戻っている方なんかと会話する機会があったときに、私ら、ああいうの望んで見たいわけでもなんでもないという人もいますのですけれども、もっとう、戻った方々のその文化に対する思いというのをどういうふうに捉えてこういう事業になったのか、伺っておきます。

生涯学習課長（藤井一彦君） この事業そのものは、国で出している事業名は、この追加資料の6ページの被災者支援総合交付金の一番上に書いてありますコミュニティー継続支援事業、「いいたてティー・パーティー」という名前をつけております。この事業の趣旨は、村に戻った方、それからなかなか戻れない方の交流の機会をつくらうということで、ティー・パーティーというような名前をつけておまして、またコンサートなどでいろいろ、コンサート以外にも今まで寄席であるとか漫談であるとか、そんなことをやってきました

けれども、集まって、それで交流の機会を設けるということで、コンサートの途中であったり、その終了後にその出演者なんかも交えてお茶を飲みながら、ケーキなども食べていただきながらおしゃべりをしていただいて、再会の機会をつくっていいこうということで始まった事業でございます。

そういったものについては、今も継続をしてやっているところなのですが、昨年に関しましては、今までは会場も教室形式というよりは、机を3つ4つ合わせまして、そこに6人ぐらいの班みたいなものをつくって、そこでおしゃべりなんかもしながら聴いていただくというような工夫をしてやっておる事業でございます。

そういったことで、少しでもその帰ってきた方、まだ戻られてない方の交流機会をつくっていいこうということでやっておるものでございます。ただ、どうしても去年はコロナということで、なかなかそういった対面式でケーキなどを食べるというのはちょっと難しかったものですから、去年につきましては少し教室型の会場の設営なんかもしながら、その前後でお互い交流する時間なんかを持ってやってきたというところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 他の課の事業でもいろいろコミュニティーの場、あとは社協の訪問活動とか、いろんな意味でいろいろやられて、各部落でも、そういう交流の場を設けている部落も出てきている状況の中で、わざわざこの集めて、鑑賞させて、鑑賞をした後、聴いた後に交流するんだという、これは12月、3月なので、コロナでは非常に危険な時期だったのですけれども、他の2つはもっと悪い時期だったのだからどうか分かりませんが、村外、村内とか、帰村者、あと避難している方々、振り分けてどのぐらいのパーセントでこれは参加されたのか。

委員長（高橋孝雄君） 佐藤八郎委員に申し上げます。質問は簡単明瞭に願います。また、質問の答弁も簡単明瞭に願います。

生涯学習課長（藤井一彦君） 村にある住所の方が7割、8割といったところでございます。

そのうち大体5割から6割ぐらいはまだ避難先という方が多かったのかなというふうに記憶しております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 80ページのYO I TOKO発見！ツアーについて、内訳をお聞きします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 予算説明資料の80ページの飯舘YO I TOKO発見！ツアーのお金の中身ということでよろしいでしょうか。これも追加資料の85ページのほうに載せてございます。

まず、そこの表にありますとおり、昨年については検討委員会というのを、企画委員会と言ってもいいかと思うのですが、これを2回ほど開催しております、その謝金が10万円出ております。それから、会場準備用務ということで、これは今年度に二枚橋、それから関沢古墳群を巡るツアーを今計画しております、二枚橋のは4月にやったところなのですが、そこの周辺整備ということで、これについては村の指定文化財であったり保存木というのを、なかなかこの10年間、整備ができなかったということもございまして、国のこのお金を使いながら、そういったところの整備もしながらツアーもやると。

あわせて、案内看板とか説明板などもつけておりまして、そこに書いてあるとおりでございますけれども、会場準備のほうが139万7,000円ほど、これはミズバショウの木道というのですかね、林道というのでしょうか、その再整備をさせていただいたのが99万円。それから、あと関沢古墳のあそこ、草刈りなんかはほかのちょっとお金でやりましたけれども、階段、あそこは結構起伏があるところですので、木の階段などを整備させていただいたのに40万7,000円かかっております。それから、それぞれのところに案内板、それから説明板、標柱を各1つずつつけまして、これにかかったお金が68万900円となっております。

これに係るトータルのお金のうち半分が再生加速化交付金で、国から交付金を頂くことになっております。また、その残りの2分の1については、今後、震災特交のほうで補填をされるという予定になってございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 事業内訳を聞いて、私としては驚いているのは、1つは訪問先を何で二枚橋と関沢だけなのか。村内の周辺環境整備とか云々という、あとツアーだから鑑賞かな、する場所というのはもっともっと比叢をはじめ、佐須だって、大倉にだっていろいろ、あるわけですけども、なぜ二枚橋と関沢なのかというのが1つは、どういうことなのか。

そして、検討委員会、発足して、協議して、ツアーの訪問先と言っていますけれども、じゃあその訪問先の、課長のほうでその会議に出した村内の訪問先と思える部分、何か所を提示されてこの2か所に設定されたのか、伺っておきます。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今委員おただしのとおり、なぜこの2か所かというふうなご質問でございますが、一応この事業は、国のほうには5年間での計画を出しております、この5年間で徐々に、ほかのまだ未整備のところもツアーをやりながら整備をしてまいりたいというふうに考えておりまして、取りあえず昨年度につきましては、春にやる二枚橋のミズバショウを見に行こうということで、その場所、それから秋にやる関沢古墳群の2か所を整備をさせていただいたところでございます。

あと、検討委員会については、うちのほうの、全部で二十数か所あったと思うのですが、指定文化財、それから保存木などの一覧表なんかもし出して、どういったところを見に行くといいのかということと、それからあと2年ほど前に、そういった指定文化財なんかの現地調査をやっておりまして、それでやはりなるべく早く整備したところがいいところから始めているというような状況でございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 答弁によると、去年から始まって5年やると。5年の中で二十数か所、その検討委員会には提案しているので、今後の中で徐々に整備を進めてツアーの場所にしていくと。それで、2年前には現地調査、何か所やったのだから分かりませんが、やったんだと、そして行った事業だという答弁なのでございますけれども、私の理解でいいのかわか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 委員のご理解でいいと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　じゃあ82ページの野球場の山砂という話がありました。これの内容といますか、購入先が愛樹園という話ですけれども、これはどんな砂で、どういうもので、なぜその砂だったのか伺うのと同時に、81ページにも、この芝維持管理があるのですけれども、野球場、あとは、スポーツ公園の人工芝とか管理費もあるのですけれども、こういう仕事は何とか村の雇用の場に結びつけるような仕掛けはできないのかどうか。今年の、今回決算に出されたところはまあ、それは終わったことなのですけれども、非常にその辺が、自分たちのふるさとを自分たちの手で、まあ資材とかはなかなか村内のものを使うというのは今、難しいのかなと思いますけれども、そういうことはどうなのかという点も含めて、内訳をお聞きします。

生涯学習課長（藤井一彦君）　これも追加資料の85ページ、それから86ページに詳しいものが載ってございますので、それでご説明させていただきたいと思います。

まず、砂に関しては、山砂が4トン車で7台分、それから海砂で4トン車1台分ということで、合わせて約20立方ですか、ほど買っております。これは野球場、主に野球場の、土のグラウンドでございますので、そこと、芝にまく砂ということでございます。一部については、これはパークゴルフ場のほうでも使わせていただいております。

それから、あと芝の管理等の仕事を村の雇用につなげられないかということなのですけれども、この追加資料の86ページのほうをご覧くださいと思うのですが、まず飯舘球場の天然芝の管理業務については、これも愛樹園さんのほうへお願いをしているところでございます。村の企業にお願いをしているということで、非常にこれも良心的な金額でやっていたらいいものかなと思っております。

それから、あとサッカー場の人工芝につきましては、これはどうしてもあそこの芝が特殊なものでございまして、なかなか村の企業ではできないというようなこともございまして、ここはその専門企業の1つであるカゲヤマさんというところをお願いしております。これ芝の長寿命化を図るためにやっているものでございます。

それから、あとパークゴルフ場の芝管理、これは秋元造園さんというところをお願いしておりますが、400万円ほどかかっております。ただ、実際は、この秋元造園さんの下に愛樹園さんがこの下請ということで入っております、そのために、これもほかのところと比べれば3分の1、4分の1ぐらいの値段で良心的にやっていたらいいものかなと思います。そういうことで、ここについても村の業者さんには実質的にはお願いをしているというところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　そうすると、これから芝やそういう環境、山砂、海砂を含めて、村内の愛樹園でほとんどのことは、村民にお手伝いをもらいながら、雇用の場としてやっていくということでもいいのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君）　芝管理につきましては、これもある程度、専門的な知識とか技術が必要かなというふうに思いますので、そういった技術を持っているところの村内業者に頼んでまいりたいというふうに考えております。

ただ、例えばパークゴルフ場であるとか、それからあとスポーツ公園の周りの草刈りとかは、行政区さんであったりとか、それから村の個人の事業者の方だったり、建設業者に頼んでいたりとかという、村の行政に頼んでおりますので、そういったところについても、村の雇用になるべく結びつくようなことで今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 68ページの学校医と薬剤師の内訳と成果、分かるものがあればということで、資料を求めていましたので質問します。あわせて、73ページのものも含めて説明願います。

教育課長（高橋政彦君） 資料の82ページのほうに、学校医の業務実績を載せてございます。内科検診から歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診、あとは学校薬剤師ということで、この5名の方に学校及び子ども園の検診をお願いしております。実績は資料に載っているとおりでございます。

ただ、なかなか近隣の、お近くの先生がいらっしゃらないということもございまして、福島なり郡山のほうから先生にいらっしゃっていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） なかなか、今課長が言うように、近いところから云々の話ではなくて、やっていただける方順になるのでしょうか。これはあれかな、あづまさんのほうの関係の医者も入っているのかどうか。その辺はどういうふうに関わりを持っているのでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） あづまの先生が入っているかということなのですが、一番上、内科検診の太田先生につきましては、以前はあづまの先生でございました。今年になりまして、あづまを退職されて、この郡山の老健施設のほうに行っていられるということで、なかなか郡山からいらっしゃるのも大変だということで、これから学校医の登録をされている先生方、近くの方がいらっしゃれば、医師会などにご紹介いただければなというふうに今のところは考えているところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ナンバー4のほうになりますけれども、253ページの委託料の業務の選定方法と内訳をお聞きしておきます。

建設課長（高橋栄二君） 請求資料の81ページでございます。ここにお示しのとおり、契約種別、随契、見積り合わせ、指名、プロボというようなことで、内容のほうを示しております。ご覧のとおりでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 事故前だと、村内に組合というか、そういう制度関係のグループとか、設備関係とかがあったのですけれども、そういう関係ではどういうふうになられているのですか。

建設課長（高橋栄二君） 委員おただしの、飯舘村管工事組合という組合でございます。震災前も管工事組合さんのほうにご協力をいただいて、日常の巡回であったり、メーター検針

というようなどころもお手伝いをさせていただいておりました。震災後、一部、日常点検等の部分がなかなか厳しいというようなどころも実は結果としてございましたが、今現在は、いろいろ勉強、ご協力等をいただきながら、水道施設のメーター検針から日常の巡回、さらには施設の維持管理、清掃等につきましても、ご協力をいただきながら進めているというところがございます。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） コロナウイルス感染症対策のため一時換気をしますので、休憩いたします。再開は11時15分とします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午前11時15分）

産業振興課長（三瓶 真君） 私のほうから、先ほどの佐藤八郎委員のご質問に対しまして、ちょっと追加で答弁をさせていただきます。

お話にありました南手農地の件につきましては、昨年度、作付による景観形成ということでありまして、総会等に村のほうでも出席をいたしまして、地権者の合意をいただきながら進めてまいったところでもあります。なお、本日、ご意見をいただきましたので、令和7年度までという今後のこと、計画等も含めて早めに皆様にお示しし、ご相談をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 資料を要求しておいていました237ページの部分も、農業集落排水事業ですけれども、同じような内容かと思うのですけれども、この水道関係、集落排水事業関係の村内の業者の実態は、もっと震災前だとこのぐらいの業者があつて、今は同じ数なのかどうか。そういう中で協議されて、ほとんど随意契約なので、この額はどう、上がっているのかどうか。あとは仕事の中身もね、どういう変化をされたり、追加されているのか、分かれば伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） まず、村内の業者の動向でございますが、水道事業関係につきましては、実際の水道工事についてはもうされていないというようなどころも1社、私の知る範囲でございます。そのほかは、同じように進められているのかなというようなどころでございます。

集排に関しましては、直接村内業者が専門的に取り扱う業種も、震災前からもなく、村外の業者に頼っていたというようなどころでございます。

今現在、その水道施設のほうで、先ほどご説明をさせていただきましたが、管工事組合さんのほうで、先ほども申しましたが勉強等もしていただきながら、施設の維持管理のほうも、加えて震災後、今現在、執り行っているというような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） この事業は、水は安心安全の生活の源なので、大変重要な部分なんですね。それで、悪い例の歴史なんかからすればね、源にいろんなものが入ったり、今回は原発事故で放射性物質が入ったりして、やっとな、もともと水にはそんなに影響なかったの

ですけれども、いずれにしろ大事な部分なので、この随意契約もね、やむなしというのは、安心安全の上からは信頼の関係でね、そういうものもあるのでしょうか、経営が成り立たないというか、仕事をするのに大変だという部分もあるのでしょうか、その辺は十分協議されて、村民生活の源の水を安心安全にしていくために、十分なことで進めていくように要求しておきます。

36ページに入りますけれども、放射線の相談支援事業の内訳を、もう一度伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 追加資料の65ページ、ご覧いただきたいというふうに思います。

こちらで放射線相談支援業務につきましては、村の社会福祉協議会のほうに委託しております、生活支援相談員と一緒に訪問しながら、そういった放射線に関する部分の相談も併せて受けているというふうな状況であります。

この表にありますとおり、訪問活動をする際にいろいろ相談を受けるわけですが、放射線に関する相談につきましては、昨年1年間で19件ほどだったというふうな報告を受けているところであります。内容につきましては、食品に関するその放射線の量だったり、例を挙げますと、キノコは今どういうふうな状況なのか、山菜は食べられるのというふうな状況の相談があって、そういった部分についてはその検査方法も含めてご案内しているというふうな状況であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私の聞き間違いか、説明のときに、社協が21名で訪問が10名という、これ、何の数字か、私、書き込んだのですけれども、それで資料は19名という今の話なのですけれども、ダブる部分でのこの件数なのか、その辺を聞いておきます。

あと、昨日の答弁で、食べ物関係が多いということで、何人かは水もいまだ買って、購入して飲んでいらっしゃる、使っているという方も聞いているのですけれども、実態としてはどうなのでしょうね。震災当時から、水に対してはすぐの、二、三日の話じゃなくて、検査していった部分ではもう大丈夫だったという話でありましたけれども、食べ物に関しては、ほとんどの方が検査に持参して検査しているのか。聞くところによると、ある程度、お知らせ版か何かでとか、検査したことを聞いた方々は、ああ、じゃあ検査しなくても大丈夫だ、大丈夫だと言って、今はもうあんまり検査件数が少ない中で生活されているような状況も聞いていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 食品に関する検査につきましては、いちばん館にも検査機器、ございますので、そちらのほうで定期的に測られている方もいらっしゃるようです。それから、あと集会所等にも設置してありまして、そちらのほうでご自分で検査しながら確認をして食されているのかなというふうに理解しているところであります。

現在出荷されているものについては全て検査済みのものが出荷されていますので、そういった部分については何の問題もないのかなというふうに思われますが、個別でいわゆる家庭菜園等で作られているものについて、そちらについて正式なルートで測っていないものもあるのでしょうか、そういったものについてはそういった検査機器を通して、今、非破壊式の検査器具がございまして、それで測っていただいているというふうに理解してい

るところであります。

ただ、山菜等は、いまだに若干ではありますけれども、検出されているというふうな状況はあるようではありますが、ただ、そこで食するかしないかは本人の判断でやられているのかなというふうに理解しているところであります。

全てこちらのほうに情報が入ってくるわけではありませぬので何とも言えませんが、そういう部分で、検出された部分についての相談があれば、そちらについては適正に相談に応じていきたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 今、課長答弁で、個人判断で自由だという話ではないのでしょうかけれども、お知らせ版で必ず出てくるので、それを参考にしている方がほとんどなのでしょうけれども、だからそういう意味で、NGのものが多くなっているというか、だからといって、山菜とかキノコなり、野生動物の肉がいいということにはならないから、それはそれで取らない、売らない、食べないと広報して、きちんと周知を、村は毎回ではないけれども、月1回ぐらいやっているわけですけども、そういう意味ではきちんと、確かにハウス内で作ったり、土の入替えをしたりしていろいろ工夫されているので、飯館のどこを歩いても、私らは漬物にしろ何にしろ、出されて食べても、それは何にも問題ないし普通なのですけれどもね。

特別、あと村内で自分できちんと検査されていて、塩漬けして塩さえ取ってもう1回食べていけば、かなりの、下がるという結果も持っている方もおりますけれども、ただ、そこは行政としてそんなことは聞けないので、今までどおり、ほぼ検査したものが問題なくなるまでは同じ姿勢だというふうに思いますので、ぜひその辺は続けて、健康のためにもやってほしいというふうに要求しておきます。

次に、38ページの統合診療所の運営事業の委託の内容と成果を伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 資料ナンバーで言いますと、資料ナンバー7のほうでは38ページですか、追加資料ですと66ページになりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

追加資料のほうでご説明させていただきますが、統合診療所、いわゆるいいたてクリニックの運営事業ということで、指定管理というふうなことで福島市の秀公会ですね、あづま脳神経外科病院を経営しています秀公会のほうと指定管理業務を締結しているというふうなことで、内容につきましてはこの（1）番から（5）番、施設の運営、管理業務、それから使用許可に関する業務、それから管理施設の使用に関わる利用料金の徴収に関する業務、それから管理施設等の維持管理に関する業務、それから村、指定管理者が必要と認める業務というふうなことでございます。

それから、2番目としましては、いわゆる診療の部分でございます。月別、日別ごとの資料をちょっと今回載せさせていただきましたが、合計しますと、日数としまして令和3年度は99日、診療日があったというふうなことのようであります。そうするとしまして、1,593名の受診者がいて、1日平均ですと16.09人というふうな結果のようであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 指定管理者の業務の内容で1から5までありますけれども、この4番目

の維持管理に関するというのは、日常的な維持管理の話なのか、施設全体で何か起きた場合は、秀公会で云々の話ではないでしょうか、地震とかいろいろ。

あと、この5番目の部分では何かこういうことがあるのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず、（4）番の管理施設等の維持管理に関する業務というふうな部分ではありますが、軽微なものについては全て指定管理先の秀公会のほうでの維持管理というふうなことになります。地震とか災害等で大きく損傷があったりという部分については、双方で協議しながら進めていくというふうな流れになっているというようなことであります。

それから、（5）番の指定管理者が必要と認める業務という部分については、契約状況の中で、双方で協議して決めるというふうな部分、どこの契約書にも記載がある部分でありますので、その部分かなというふうに理解しているところであります。

委員（佐藤八郎君） それでは、ナンバー7の40ページの弔慰金事業について、申請者ゼロということで、ここ何年かゼロが続いているのか、弔慰金そのものが、制度そのものがなくなっているのか。国の流れとしてはどういう位置づけになっているのか伺っておくと、あと人工透析の助成のゼロの件もあって、何か10キロ以上云々とかという条件があるようですけれども、透析患者にしてみれば、なるべく透析を受けられる近いところに住居を構えたり、そういうことをしたわけですね。誰だってそうしますよね。そうすると、10キロ未満だから該当しないという、この流れなのですけれども、どうもこう、被災者なり、そういう透析患者の皆さんを支援するというか、ことにつながらないことになっているのですけれども、村としてもそれでよしとしているんだかどうかも含めてお聞きしておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず、災害弔慰金の関係でございます。資料ナンバー7ですと40ページ、追加資料ですと70ページ、ご覧いただきたいというふうに思いますが、ご存じのとおり、震災以降、その被害に遭った方、直接的に被害のあった方、それから関連があってお亡くなりになられた方という形でこういう弔慰金制度があって、弔慰金を交付してきたということでもあります。

この表にありますように、2012年、震災の翌年が関連死というふうなことで認定がされて、5名の方が弔慰金を受け取っている、それ以降については認定されていないというふうなことになります。もちろん申請件数も、震災と同時にどんどんこう少なくなって、ここ3年、18年に1件ほどあったようではありますが、19年以降については申請がゼロというふうなことであります。その以前も2年ほどなかったというふうなことで、非常にここに来てやはり、なかなかその申請というふうな部分は少ないのかなというふうに思われます。なかなかその関連づけというふうな部分が難しくなっている、それから年数と同時に、そういった部分が困難になってくる部分が非常にあるのかなというふうに理解をしているところであります。

それから、人工透析の交通費の助成についてであります。追加資料ですと71ページにちょっとまとめさせていただきました。当初、私、説明のときに、10キロというふうな話をさせていただきます。ちょっと私のほうで誤りがありましたので訂正させていただきます。

すが、この71ページ、ご覧いただきますと、人工透析のために医療機関へ通院する方に対して補助をするんだというふうなことであります。それで、補助額につきましては、月単位で月額5,000円、これを超えたものについて補助をするというような仕組みになっております。

今現在、震災前ですと、飯舘村から通って医療機関で透析を受けるという方が多かったのかなというふうに思われます。そうしますと、距離も、近いところでも、例えば福島市ですと30キロ、40キロあるわけでありますから、相当のやはり交通費がかかってくるというふうなところからの支援というふうなことで制度であります。こちらは県のほうの補助もございますが、そのような形で、県内ですと、ほぼどの自治体でもこういうふうな制度でつくっているというふうな状況であります。

限度額としましては、5,000円を超えた部分としまして、上限として2万5,000円までというふうなことで制度でございます。

令和3年につきましては、対象者ゼロというふうなことであります。内容を精査しますと、距離の問題、それから交通費の問題、皆さん今、八郎委員おっしゃるように、近くの医療機関のそばに住まれて、そこで通っているというようなことがありますので、どうしても月額5,000円を超える人が、対象者がいないというふうな状況であります。透析を受けている方はいらっしゃいますので、そういった方が申請されれば。ただ、該当するわけでありませけれども、この下限の5,000円を超える方がいないというふうな現状が今の状況だというふうなことであります。

委員（佐藤八郎君） 弔慰金は因果関係と申請と審査に対しての規則や基準がね、私ら議員に見えない部分があって、ここ10年来、私はずっと質問して求めていますけれども、それで岩手の事例とか新潟の事例を参考にして、国が示したものを参考にしてつくっているんだという話でありますけれども、それで弔慰金に対する審議会というのは存在して継続されているのか。この制度そのものが、それで審議委員も申請がなければ審議会をやらなくてもしょうから、先ほどの資料からすれば、もう2013年からやっていないのしょうけれども、やっていないものを審議委員としてずっと設置されて、賃金も変わったのか、どうなったか分かりませけれども、その辺は、基準も含めてどういうふうに通過しているのか、伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず、審議委員の部分でございますが、今おっしゃるように2018年以降、開催していない、そのとおりでございます。審議委員については、3年ほどないわけでありますので、メンバーについて、同じ人かというふうな部分については、その状況によって変わる部分もあるのかなというふうに思っています。ですので、申請があった際に、新たに選任を今のところを考えているというふうな状況であります。

それから、基準について、岩手の基準、それから新潟の基準、いろいろございますけれども、そういったものを参考に村としては進めていくというふうなことで、それでそれに沿ってといたしますか、それしかないんだということではなくて、その状況を確認しながら進めていくというのが村のスタンスなのかなというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 原発事故の被災地の弔慰金と、岩手・新潟の弔慰金と、同じ規則・基準

でしたが、それに沿ってやるというのはね、そもそも最初から亡くなった方を冒瀆するような行為であって、私ずっと思っているのです。いまだかつてそういうことでね。誰もよ、早く亡くなりたい方なんかいなかったんですよ。飯館で自然に暮らして、動けるうちは自分の農作業をして、体も健康で維持して長生きできたんですよ。だって、仮設の中で孤独死しても、アパートで孤独死しても、弔慰金をもらえなかった村民がいるんですよ。それは申請が悪いのか、規則・基準が悪いのか分かりませんが。申請さえもしないというのもあったのかもしれませんが。どちらにどうのこうのじゃなくて、おかしいでしょう、そもそも。

だから、そういうのはもう12年たって、確かにもう2018年から審議会すらやらないという状態で、もう忘れられた制度みたいになっていますけれども、その辺は、私はこの、早くして、早死にした村民にとって、非常に悲しく悔しい思いを持っています。そういう意味では、孤独死しても、該当させられなかった、一家で3人も亡くなっても、1人も該当させなかった、この制度そのものに私は怒りを持っているのですけれども、だからそういう点では今後、きちんと調べられてほしいなど、検証できればしてほしいのですけれども、その辺は検討していただきたい。

あとは、人工透析の10キロでなくて、こういう条件だということが今分かりましたので、このことも、これは申請が難しいのかどうか分かりませんが、そんなに難しい話ではないのだろうと思うのです。あと、透析している病院からのご指導というか、助言なんかもあるのかどうか分かりませんが、できるだけそういう人たちが安心・安全に暮らせるように、このコロナ禍でかなり人工透析患者というのは身の狭い思いというか、もう命をかけているといつかね、大変な状況にあると思うので、ぜひその辺を救うような手だてを十分していただきたい。要求しておきます。

委員長（高橋孝雄君） それでは、質疑、佐藤八郎委員は終わりました。他にどなたかおられますか。

委員（渡邊 計君） 昨日に引き続き、数点お伺いします。

まず、最初に質問の前にちょっと確認しておきたいことがあるのですけれども、ナンバー6の主な成果報告書、これの45ページの一番下に、消防団員183人というふうに書いてあるのですが、報償等が183人、これに対して説明資料のほうの7ページ、ちょうど真ん中辺に、消防団員の報酬で合計181人と書いてあるのですが、これ、2人違うのは、いろいろ計算してみたら、何か団長・副団長が入っていないので181人なのかなと考えたのですが、その辺のところをちょっと確認しておきます。

総務課長（村山宏行君） 消防団員の人数ということではありますが、資料ナンバー7の7ページの中段になります。ご指摘のとおり、ちょっと記載の表現が、もう少し分かりやすかったですらよかったのかなと思います。ご指摘のように、団長、それから副団長については別で、その分団長以下、その下の合計が181ですので、全体としては183ということでございます。

委員（渡邊 計君） では、質問します。ナンバー4の19ページ、後での資料のほうでも頂いておられますが、19ページの下から3つ目、公営住宅使用料、これの収入未償額58万9,800

円、これについて資料を頂いて、資料のほうの4ページ、これに年度別に書いてあるわけですが、これの人数なんかはわかりますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） まず、住宅使用料の収入未済の分でございますが、人数といたしましては4名の方になります。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） これは、平成16年からずっと4名だけということですか。

建設課長（高橋栄二君） はい、そのとおりでございます。

委員（渡邊 計君） この未済額については、ほかにも、昨日、横山委員からもありましたが、ほかにもいろいろ未済額がありまして、水道の使用料、それから下水使用料、それらが、未済額が結構あるわけでありまして、役場職員の皆さん、一生懸命頑張っていて、大分前よりは減ってきているわけですが、ここに来て固定資産税とか、あと水道料、下水道、これがかかるようになってきて、またちょっと増え始まっていると。古くなったのはね、どうしても収入、未収額、難しいと思うので、現年度分を増やさないような、そういう政策をしていってこれ以上増やさないような形を取っていただかないと、どんどんどんどん数字が高くなって未済額が増えていって、これが一般企業でありますと不納欠損で幾らでも消せるのですけれども、こういう公共のものはそうはいかないので、できるだけこういう数字を増やさないような、今後、取組をしていただきたいと。今もやっておるのでしょうか、その辺に今後、強化していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） まず、委員おただしのとおり、まず現年分についてはしっかりと徴収のほうをしていき、さらには収入未済の分につきましても、できる限り通知等、あと接触等をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員（渡邊 計君） 次、37ページの中段あたり、物品売払い収入とありますが、ここに不要物品売払い収入、それからもりの駅まごころ物品売払い収入、公用車売払い収入と3点あって、これらが173ページ以降に詳しく書いてあるのですが、173ページで、総務課のほうで、普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車、それから普通特殊自動車（水道車）と書いてありますが、これらが1台ずつ減と。それから、175ページには住民課のほうで、小型乗用自動車、貨物、軽貨物、それから中型バス、これが1台ずつ減ということと、あとその176ページのホールボディカウンターは分かるのでいいのですが、それから179ページ、ここにもりの駅まごころの6点ほど減になっております。それから、次に180ページ、道の駅までい館、ユニック車1台減になっておりますが、これらの売払いのときのやり方というか、どのような人たちを集めて売り払ったのか、それからその金額はそれぞれ幾らだったのか、説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） まず、公用車ですね、そちらの売払いについてでございますが、こちらについては広報による公募でございます。それによって参加の業者があつて、そこで16名が入札に参加をしていただいて、そこで売払いを行ったというところでございます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） もりの駅まごころの物品の売払い関係であります。ナンバー4の決算書ですと、179ページの下になります。ここに載っているものは金額が大きいものを台帳として、決算書として載せているというようなことでありますが、まず179ペ

ージ、下の段、ベーカリーオープンについては使うことができないということで廃棄処理になっております。あと、その下のコンディショナーについては払下げ、あとその下の製粉機についても払下げということで、あとミキサー関係は、ミキサーは廃棄ですね。あと、圧搾機については廃棄、その2つ飛ばして下、スチームコンベクションオープンについても廃棄というようなことで、ここにあるものについては、上から2つ目、3つ目の部分、コンディショナーと製粉機を払下げという処分をしているところであります。

払下げの方法でございますが、まず令和3年10月20日の広報いいたてお知らせ版のほうに掲載をしまして、もりの駅まごころの物品を売却しますということで、お知らせ版で周知をしたところであります。それで、現地での下見会というようなことで、10月25日、26日の2日間、もりの駅まごころの現場で物品の下見をしていただいて、そしてあと入札、希望者が入札で、その価格で、希望価格で落札というようなことで、流れて進めたところでございます。

それぞれの処分の価格関係であります。まず179ページ、主立った、この上の2つ、2段目、3段目ですか、コンディショナー、製粉機も含めて、ほかの細かい、金額が小さいものも売払いをしておりますので、それぞれをお答えしたいと思います。まず179ページにあるコンディショナーというものについては50円ですね。あと、製粉機につきましては3,000円で売払いをしております。そのほかに、ガスボイラーセイロ昇降機ということで1万円で売払い、あと片トンボラック、ラックですね、ラックを50円。あと、両トンボのラックを50円、あとガステーブル50円、あと1槽のシンク50円。あと、作業台が50円で売払いしたものと5,001円で売払いしたもの。それから、フードスライサーを1万円。あと、粉碎機を50円ということで、合計した額が決算書の、先ほどのですね、37ページのもりの駅まごころ物品売払い収入2万8,351円という金額になっているところであります。

以上でございます。

総務課長（村山宏行君） 各車両の売払い、落札額ですか、そちらのほう、お知らせをいたします。まず、水道車につきましては32万5,000円。それから、ユニック、これがまでい館にあったものですね。こちらについては150万円。それから、ポンプ車、85万9,000円。それから、住民課にありました小型乗用車、これが5万円。それから、乗用のバン、これが10万1,000円、あと総務にありましたワゴン車、こちらが10万円ということでございます。

委員（渡邊 計君） 聞きづらいところもあったので、後で明細的な書類、頂ければと思うのですが、よろしくお願いします。

次に、61ページの工事請負費、ちょうど中段でありますけれども、深谷ドッグラン整備、それからドッグランサイン工事ということで去年の7月ですか、オープンしたと思うのですが、私、道の駅に寄るたび、犬を、ドッグランを使用している人に必ず話をお伺いするのですが、評判はいいのです、物すごく。この地域であれだけ広いところはないと。

ただ、今回、今年春、大笹生の道の駅にもドッグランができたらしいのですが、あそこはまだ見に行っていないのですが、大分評判はいいのですが、その中でやはりこうしてほしいという意見も大分聞こえてくる中で、今、あずまやが高過ぎて日陰にならないと。それで、もう少し日陰を、犬は特に暑がりなものですから、犬も一緒に涼めるようなところ

を造っていただければなということと、ただ、平面的な芝生じゃなくて、そこに犬が上り下りしたり、蛇腹のホースで曲げてトンネルみたいにしたり、ちょっと遊ぶところがあればもっといいのかなという意見も聞いております。

それで、あそこの使用料500円ですが、それが最後には道の駅の500円の商品券になると、これは非常に皆さん、喜んでおります。帰りに飯舘の新鮮な野菜とか、いろんなものを買って帰れるということでも評判よくなっていますので、もっともっと皆さんが本当に来ていただいて、犬も飼い主も喜んでいただけるようなものに今後していただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょう。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 昼食のため、暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。
(午前 11時50分)

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
(午後 1時10分)

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 先ほどご質問がありましたドッグランについてであります。まず、ドッグランにつきましては、令和3年の7月に開所しまして、利用状況でありますけれども、7月から昨年度の3月末まで現在で、全体で547件、657頭の利用がございました。多い月ですと、9月で119件、144頭の利用というようなことで、大変人気を得ているというような状況でございます。

ご質問ありましたドッグランの今後の整備とか、そういった状況でございますけれども、まず1年を、利用開始から経過したというようなこともありますので、道の駅までい館を通じまして、利用者のご意見等をいろいろ聞いた中で、今後、改善すべき部分は改善していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

委員（横山秀人君） では、資料ナンバー7の15ページ、一番下のまでいな心の復興事業補助金について質問いたします。こちらについては、資料集の6ページの災害者支援総合交付金の内訳の中にある、上から3つ目、までいな心の復興事業というところと併せて質問なのですが、まず交付金においては1,200万円の収入がございます。実際、決算の額を見ますと315万9,000円となります。そうしますと、900万円弱については、これは返還という形になりますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） までいな心の復興事業関連であります。まず、までいな心の復興事業、これは追加資料の6ページにもありますように、被災者支援総合交付金事業というようなことで、ほかの事業と一緒にの精算というようなことになってくるわけですが、まず心の復興事業につきましては、当初予算としては1,200万円ということで予算計上いたしました。先ほど別な答弁でも申し上げましたように、実績としては4件のみだったというようなことで、その分、補正予算で減額をしての整理予算というようなことになった経過でございます。

この被災者支援総合交付金の事業全体につきましてですが、資料ナンバー 7 の13ページの22節のところにありますが、被災者支援総合交付金返還金というようなことで、精算しております。これは令和2年度の被災者支援総合交付金の返還金というようなことで、この追加資料の6ページにある被災者支援交付金全体的な部分の精算というようなことでありますが、国との決算期の違いというようなことで、例年、前年度の精算を9月、10月ごろに精算をしているというようなことで、昨年ですと令和2年度の返還金というようなことで、ここで精算をして返還をしているような状況になっております。

このまでいな心の復興事業につきましても、315万9,000円という実績でありましたので、残りの部分については今年度、返還金ということで精算をしていくというようなこととなります。

以上でございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、この心の復興にかけられるお金があったのだけれども、利用がなかったから返すという形だと思うんですね。これは10分の10ということで、本当はその実行団体のほうで負担がすごく最小限でいろいろな活動ができるという事業ですけれども、福島県のほうでも心の復興事業が行われていまして、確認しますと、今年ですと2次募集、3次募集ということでPRをして、また交付決定が決まった団体名称と、また事業名等も広報しながら、このようなお金をぜひ使ってくださいということで積極的にPRしております。

思うに、やはりこれに関しては、一単独化だけじゃなくて、例えば生涯学習課のほうでも一趣味事業等があります。そこからの再度の拡大とか、あとは文化祭の団体においてまた活動を広げたらどうかとか、あとは自主交流事業という形で、村民が集まる機会が多々あるわけですし、生涯学習課に来る方のさらなる活動のお金にすごく適している事業だと思います。

また、再度確認します、これは村外での活動も対象になりますでしょうか。先ほど佐藤委員のもありましたけれども、例えば村外の元の仮設住宅の自治組織で、村外で交流会をやりたいとか、そういうものにも該当しますでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後1時15分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後1時17分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村外に避難されている方でも使える事業かというようなご質問でございますが、手元に要綱を用意してございませんでしたので、再度確認させていただければと思います。よろしくお願ひします。

委員（横山秀人君） それは回答があつてからなのですけれども、ちょっと続きになりますが、ほかの課、行政区等、すごく利用しやすいと思いますので、全庁挙げてこの心の復興事業、この名前のおりの事業でありますので、村民の力、自主的な活動の中で心の復興が図ら

れるわけですので、900万円の予算を残して返すということが今年はないような形でお願いしたいと思います。

じゃあ回答を1つ待って、続いて資料ナンバーの7、20ページの商工総務費のプレミアム付商品券についての質問であります。商品券を買ったけれども、結局使うことができなかったと。未使用の商品券で、村民のほうが払ったお金というのはどのような流れになりますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） プレミアム付商品券の換金されなかった分の取扱いについてというようなご質問でございます。令和3年度事業では、販売したものの未換金であったという金額が、販売額が67万円相当で使える金額が100万5,000円という金額でございました。67万円が無駄になってしまったのかなというふうな結果というようなことでございます。この部分につきましては、この事業の規定で、消費者が実際に使われなかった交付金の取扱いということで、交付金の対象とはならないということで、この分減額で実績のほう、精算というようなことになっております。それで、この減額になった、この交付金の部分については次年度に繰越しというふうな形ですかね、そういった形で今後の事業展開の中で使っていくと。利用者につきましては、利用者だけが損をしてしまったという形に結果的にはなってしまいますが、そういった取扱いになってございます。

委員（横山秀人君） 今の回答ですと、見方を変えれば、105万円の飯舘村で使っていただけるお金があったのだけれども、それが各商工団体のほう、お店のほうに回らずしてなくなってしまったという形だと思うんですね。ですので、今年も今やっていますので、極力この利用しない人がいない、もう村で全部使い切るような形で、PRのほうを再度お願いいたします。

続きまして、資料7の21ページ、観光費についてであります。この観光費の内容を見ますと、その場所の維持管理とか、修繕とかという形に感じます。それで、実は村民のほうから、村に入ってきての石の、石造の飯舘村案内がすごく汚れていると。村の顔でもありますので、ストーン・コンベンションのときに整備した、あの入り口の石については掃除してきれいな形でお見せしてはどうかとか、あとは村の場所が分からず、例えば野手上山登山に行きたいのだけれども、どこへ行っていいか分からないとか、桜を見た後、急ぎす庵に行きたのだけれどもという人が草野のほうで聞いたりとか、すごく村内で迷っている方が多いという実態があると思います。そこで今、観光費にかけるお金が、場所的などころが多いのですけれども、少し村全体を見回して、面的にちょっと、もう一度その観光ルートの案内とかということも、実際、道の駅とか沿道のお店とかに聞けば、こういう問合せがあったとかというのは分かると思いますので、やはり迷えばすぐ止まる車もいますし、危険もあるのかなと思いますので、早急な対応をお願いしたいと思っております。

村長（杉岡 誠君） 今ご指摘の村内の案内が少ないという部分であったり、石が汚れているという部分がありますので、その汚れ等については、担当のほうで確認をしながら適切に処置をさせたいというふうに思いますけれども、案内が少ないというお話は、区長会の中でも少しいただいていたたり、あるいは自分の行政区の大字の名前は知られていたとしても、小字の名前がなかなか分からないのでというお話もあつたりしますので、逆に言うと、そ

ういうことに興味を持っていただける方が増えてきたんだなというところをしっかりと
かみながら、必要なことをやっていきたいというふうに思います。

多分これまでは、村の自然環境をよく見ていただきたいということで、あまり看板が目
立たないような配慮というものがあつたのかなというふうに思いますけれども、今後、観
光とか、あるいは地区のいろんなその磨き上げという、ふるさと資源をしっかりと磨き上げ
ていくという中において、必要なものについては検討を加えさせていただいて様々なこと
に取り組んでいきたいと思うことであります。

以上であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどのまでいな心の復興事業についてであります、基
本的に村民であればこの事業を活用できるというようなことで、村内にお住まいでも、村
外にお住まいの方が中心だった団体でも可能だというようなことで、特にきつつきの会と
か、そういった会も動いてございますので、十分対応可能だというようなことで、事業実
施可能だというようなことでありますので、よろしくお願ひしたいと申します。

委員（横山秀人君） そうしますと、村内、避難先のほうで村民同士が集まって、そしていろ
んな交流事業をやるということも該当するということであれば、先ほど佐藤委員からあつ
たとおり、やはり昔の自治組織とか様々なところに再度案内して、ぜひこれを使い切ると
いうか、有効に利用するということで対応をお願ひしたいと申します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） なお、国の補助事業というようなことでもありますので、
再度こういったケースについては、団体はどうだというようなことで問合せをいただいて、
国に確認した上で実施してまいりたいと申しますので、その辺、よろしくお願ひしたいと
申します。ありがとうございます。

委員（横山秀人君） 続きまして、資料ナンバー47、47ページ、農業振興費、この項目の質問
ではないのですけれども、先日、農振についての質問、要望等があつたので、また改めて
の質問になるのですが、農振の見直しが以前、5年に1回を目安に農振を見直しして、適
切にその農地の網かけというか、手順、手順の何だ、農振ですから、農地を守っていかう
と村で計画をしながら農振の見直しをしていたと思うんですね。多分これは震災前で終わ
っていて、それから5年目安ですけれども、まだ1回も終わっていないという、1回もや
っていないということなのですけれども、今後、農振の見直しについてはいつ頃を予定し
ていますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 農振の見直しにつきまして、いつ頃を予定しているのかという
ことでございます。今お話にありましたように、村として最後の全体的な農振地域の見直
しにつきましては行ったところでありまして、この避難指示解除後、災害に遭ってからは、
今、その全体的な見直しというものは行っていない状況です。

それで、今後の進め方なのですけれども、今村で行っておりますように、まずはその今、
農地を取り巻く状況というところが震災前とは大きく変わっている、または村の進める農
地中間管理事業等で、その地権者の方の土地の利用方針というものがいろいろと固まり切
っていないといひますか、動きがある部分もある。こういう中で、個別にそうした農振の
除外の必要がある場所については、これからも随時ご相談を受けながら柔軟に対応してい

きたいというふうに思っております。

なお、全体的な見直しにつきましては、これは地権者の方々中心に、その方々の意向も含めて、村の計画であるとか、大きなその動きの中で見直しをしてきた経緯というものもございまして、事務量的にもかなり大変になるということでもありますので、こちらについては、今の農地を取り巻く動向を経緯を見守りながら、何かその必要なときが、タイミングが出てまいりましたら、そのときに全体的な見直しをかけるというようなことで今後、見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 横山委員に申し上げます。ただいまの質問は議題外です。

委員（横山秀人君） では、ちょっと視点を変えまして、農業委員会についての質問になりますが、各農業委員さんが村の農地を適正に管理しているかどうかという形で見守っていると思うのですけれども、明らかに、例えば中間管理機構を通さない、もう貸さないと、それでもう作付もしていない農地というのも、農業委員会さんが見て回っていると思うんですね。ただ、一方では、税金が農地のままかかっているわけだと思うんですよ。その点について村民のほうからも農業委員会さんのほうに多分指摘があると思うんですね。

それで、農業委員さんは、そういう土地というのは、農地だけでも利用していない、休耕地になっている土地というのは把握しながら、今管理をしているのかどうか確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 農業委員会の中に、農地の適正化推進員というのがありまして、農業委員の活動の中に、そうした農地の管理というものをを行うということになっております。これのために年に1回、2回程度、農地パトロールというものをを行いながら活動していくということが、一応その農業委員会の活動の中にはあるわけでございますけれども、今農業委員会の中で、はっきりとじゃあこの日にパトロールをやってくださいというようなことは、今この震災後の特例といいますか、そういう形がありまして、被災地についてはある程度その免除といいますか、それを行わなくても認められている部分というのがあります。

農業委員の方々については、今年は20名おりますけれども、適正化推進員も含めてですね、13人も含めて、もともと地元の方で、しかも農業者でございますので、農業委員会主導のそうした定期的なものがなくても、ご自身、各農地の状況等を把握しているものというふうに捉えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 実際、例えば非農地証明とか、あらゆるときに、今予算にはないですけども、一応活動費ということで報酬を払っていますので、それについて質問なんですけれども、例えば非農地証明を出したときに、農振に入っているから出せないという理由も、可能性があると思いますので、ぜひ農振の見直しについても早急な対応をお願いしたいと思います。こちらはお願いで終わります。

続きまして、72ページ、資料ナンバーの72、これは、10款1項2目の数学・漢字・英語検定受験料等について質問いたします。

まず、こちらに対して、こちらの人数と、あと金額、幾ら負担、それは10割なのか、何割なのか、ちょっとその辺も含めて、その実績をお願いします。

教育長（遠藤 哲君） 昨年度の実績では、申し訳ありません、最後の回は入っていないかもしれませんが、令和3年度の2月の段階で延べ88名と。これは後期課程は全て、前期課程は希望者となっています。費用負担については村が10割、100%負担しております。

委員（横山秀人君） こちらの多分財源が、いいたてっ子未来基金だと思うのですが、これは飯館の学校に通っている子供たちのみだと思うんですね。村の子供たち全体を考えたときに、飯館の学校に通っている子供たちだけではない。そういったときに、飯館の子供たちの学力向上等を目指すのであれば、この受験料の補助金、これは全部の飯館村民である子供全員に、後からでもいいと思います、払い終わってから領収書を出せば、きちんと出しますよという形でいいと思うのですが、全員に行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） まず、1つは、この基金ですか、これは無尽蔵ではありませんので、限りがあるということはまず1つあると思うのですが、私たちとしては、教育委員会としては、あくまでも現在の希望の里学園の子供たちの教育の充実、関心・意欲の向上ということで行っております。全体にということについては、先ほどの費用の件もありますが、今のところは考えておりません。

委員（横山秀人君） いいたてっ子未来基金の目的については、飯館の学校に通う生徒だけではなかったと思うんですね。多分、飯館の子全員に対しての事業に使うための基金かなと思われま。もちろん今やっていることに対して全然否定も何もしていません。すごくいいことだと思います。それを拡大して村の子供たちにと。それで、去年まで義務教育でいたわけ、自分の子でもいたのですが、本当にその村との接点というか、ないです。こういう、少しでも飯館村がそういう学力向上の動機づけとして、そういう受講料の補助があるよとか、そういう形で村が村外の子供たちに応援してもいいじゃないですか。本当に全くない。それが何年もない。そして、飯館村の言葉がおかしいときがあるんですね。飯館村の子供たちと言ったときに何か全体を指すような、学園の子供たち、飯館村の子供たち、じゃあ飯館村の子供たちに何をしているのかなと思うと、特段、回答があるのは、奨学金を貸しているよとか、そういうすごく狭まったところの回答になってしまうと。

です。やはり飯館村は村外に通っていても、ちゃんと応援、学力を応援しますよというメッセージを、きちんと政策の下、出していただきたいと、そういう要望であります。村長、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 奨学金のみだというお話でありますけれども、これだけでも相当な部分はあるかなというふうには思っています。ただ、足りているか、足りていないかという中では、委員がおたのしみとおおり、村外の学校に通う子供たちにとって、その親御さんにとって、ちょっと村のほうでとの接点が少ないという思いはあるのかなということをお承せいただいたところであります。

ちょっと私ごとでありますけれども、私は村外で生まれて、村で生まれたわけではございませんけれども、村から何か学生時代、支援を受けたわけではないのですが、この村のこ

とが好きになって、この村に住んで今このような立場を取らせていただいているというの
もありますから、金銭的な、あるいは支援的なものだけが心をつなぐということではない
だろうというふうに思いますので、まずは令和3年度については、今教育長がご答弁申し
上げたとおり、学園の中での学力向上を目指したものだということでお踏まえおきい
ただきたいと思えますし、今後のことについてはまた改めて教育会議がありますから、そ
ういう中での議論等も踏まえて、私のほうでもいろんな検討をさせていただきたいと思
うことでもあります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 1つ提案なのですけれども、子供の、村外に通う子供たちの入学式にお
祝いの言葉を出したりとか、あとは卒業のときにおめでとうという形で村の花を送るとか、
お金のかからないところからでもいいと思うのですけれども、やはり見ていますよとい
うところはきちんと子供たちに伝えていかないと、本当に飯舘村を忘れてしまう。住民票は
飯舘であっても、本当にほかで育った子供たちは、どうしても飯舘の関心、飯舘との接点
が薄いので、いくらこちらから飯舘出身だから何とか飯舘に戻ってとか、何とか頑張っ
て言ったときに、何もなかったじゃないかと。じゃなくて、やはりそういえばいろいろ、
入学、卒業のときにいろいろお祝いがあったとか、そう思い出させるようなことをぜひ
していただきたいということでもあります。まず、これは期待を込めて要望いたします。

続きまして、同じく72ページ、いいたて学、その上のところについてであります。今の
話は今の話で言いますね。まず、先ほど村長室の前で、昨年、7年生が作ったいいたて学
の報告書を拝見しました。すごくすばらしい、飯舘の過去から、そして飯舘の村民のお話
を聞いて、そしてきちんとした4テーマに分かれてちゃんと報告書を作っております。す
ばらしいし、こういうことをすれば、本当に飯舘のことを学べるのだろうなと思いました。

それで、ここも1つあるのは、じゃあ村外に行った子供たちというのは、このいいたて
学というのは、通常の授業ではないわけですよ。ですので、今後、教育委員会がそうい
う形で、いいたて学で培ったそのノウハウをどのような形で村外の子供たちに伝えてい
くか、その計画があればお願いいたします。

教育長（遠藤 哲君） まず、いいたて学について大変光栄な言葉をいただきましてありが
とうございます。本当に子供たちはよくやっております、積極的に発信をするというのは、
村長からの新聞がありましたし、我々としてもそのように心得ているのですが、今現在と
しては、ホームページが主になります。これについて、日々の授業の様子あるいは発表の
ときの様子も全てアップしております。それから、広報のほうにも大きく扱っていただ
いて、丁寧に報道されておりますので、それで広報をしているということと、今後につ
いてなのですが、今年度はちょっとコロナの影響もあって難しいかもしれませんが、この発表
会を赤蜻祭の折にやっておりますので、そこに案内を出して来ていただくということも、
これは学校と協議しなければならぬのですが、そんなことも考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） いいたて学はぜひ継続していただきたいし、そしてあと様々なところを
記録として残していただきたいと思います。1つ要望として、実は「飯舘よ

いとこ」という歌が、私、あったのを知らなかったんですね。この前の敬老会のパンフレットの一番最後に載っていて、私は知らなかったんですね。それで、妻が歌い出したんですね。これは昔からある歌なんだという話になって。それで、よくよく聞いたら、飯樋は飯曾小唄なんですよ。学校で習うのが。けれども、飯館よいとも昔から、何十年も前からあったということで、ぜひその昔の子供たちが学んでいた歌を今の子供たちが、動画なり音声で取って、ぜひホームページでアップいただければなど。これもいいたて学なのかなと。本当に私も飯館よいとこ、全く分からなかったというのがありましたので、ぜひお願いしたいなと思います。これは要望で終わります。

続きまして、これは生涯学習課のほうですね。昨日、交流センターの利用者数について昨年の回答をいただいたのですが、実質、当初予算、当初予定していた人数と比べて、どれぐらいの、そのもう目的は十分に達しているのか、それともまだ当初の計画には達していないのか、そちらについて回答をお願いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 昨日いただいた交流センターの利用実績に関するご質問でございますけれども、実は昨日探しまして、実はこの交流センターの国の補助金としては農水省のお金を使っているということがありまして、要するに公民館ではないということでございます。

それで、申請資料等を調べた中には、そういった利用人数とか、そういった目標値を設定するという項目はございませんでしたので、数値としてはなかったということでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 通常、目標値があつて施設の大きさが決まるのかなと、そう思っております。ただ、結果的にその目標値はなくて、ある程度的人数でこれぐらいあればいいかなということで、多分つくられたのかなと思うのですが、別に何人集めるというわけではありませんが、せつかくの施設ですので、何とか今年はこれぐらいの目標を目指していろんな事業をしていきたいと思いますとか、いろんな団体に告知していきたいと思いますとか、会社もどうぞ使ってくださいとかという形のPRは、公共施設、大事かなと思いますので、その辺のところをよろしく願いいたします。

続きまして、81ページ、スポーツ関連、保健体育総務費、こちらについてなのですが、こちらにも用具を貸し出す事業というのをやっていると思うんですね。いろんなスポーツ用品とかレクリエーション用品を貸し出す事業をやっていると思うんですね。ここの予算の中ではなく、この活動の中に入ると思うのですが、ぜひ、私も今ボッチャを借りています。すごく助かっています。多分たくさん、まだ貸し出しできるレクリエーション用品があるのかなと思いますので、これも備品の有効活用ということで、ぜひ村民の皆さんにこういうものをお貸しできますよということでPR、お願いしたいということであります。これも要望になります。これ、回答いただきます。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今ご要望ございましたので、ちょっとうちのほうも、どんなスポーツ用具あるかという、今はちょっと把握しておりませんので、調べまして内部で検討させていただきたいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） あと、全体の質問、質問というか、要望なのですけれども、今回決算審査するとき、各種委員会、やはり報酬を出して、そしてテーマに基づいて議論している各種委員会はどのような活動をしているのかなということでホームページを見たところ、きちんと議事録を出しているのが議会と、あと教育委員会が議事録を出しておりました。多分、報酬が出る委員会というのはほかにもあると思うんですね。

ですので、細かな内容までとは言いませんが、一言一句ではなくて、ある程度どのようなテーマで、誰が集まって、そして村の何について議論をしたのか、それについては少なくとも報酬が出ているものについては、委員については、議事録として公開いただきたいということであります。これは要望とします。

最後になります。最後に、今回の決算審査では、補助金、委託金、出資金、出捐金など、外部化した予算等の適正な執行状況、運営確認、2点目として、補助金等で導入した農機具や牛の存在とその運用状況確認、3点目として、土地開発基金も含めた3つの基金の実態に合わせた、廃止も含めた適正管理、そして4番目として、村税等の滞納対策について、主に質問並びに提案させていただきました。いずれも通常の行政運営では見えづらいところでもあります。しかし、いずれも飯舘村の将来、もしかしたら数年後、飯舘村の行財政のリスク、また職員のかかる事務量についてリスクが伴うということでもあります。

また、一般質問で提案した際に、よくあるのが、予算がかかるからという回答があります。本当にお金がないのかという視点でも、今回の決算書を拝見させていただきました。質疑では厳しい意見、例えば振興公社の追加出捐金を戻してはどうだとか、あとは利用していない農業機械があれば、それを売却して返還してはどうだとか、あとは税の滞納で、前のおり管理職で集めたらどうだとか、あとは利用していない基金、廃止したらどうかということで、厳しい意見もありましたけれども、けれども、そこを整理すれば予算が生まれるかもしれない。その予算があれば、例えばいいたてクリニックが週2から週3になるかもしれない。また、交流センターが土日開けることができるかもしれない。様々な住民サービスができる可能性が、まだまだ飯舘村のこの行財政にはあると思います。

ぜひ再度、皆さんに見直していただいて、眠っているお金があるのか、ないのか、そして今後どのように運用すれば一番効果的なのか。特にソフト事業は県のソフト事業の補助金、いっぱいあります。その辺を利用してどうだとかという形で、いろんな政策を広く見てください。頑張ってください。

住民懇談会のときに、村民から厳しい意見がありました。ただ、厳しいということは、反面、期待しているということでもあります。ですので、ぜひ村民の期待に応えることができるよう、杉岡村長を先頭に頑張ってくださいと、そう思います。

これで、決算審査の質問と提案を終わります。以上です。

委員長（高橋孝雄君） 執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） 様々、今お言葉にもありましたけれども、厳しいというお言葉がありましたけれども、この委員会の中あるいは住民懇談会や行政区長会もそうですけれども、様々ご指摘をいただく中で、それらを頭に入れて私たちについては行財政をしっかりと、

見直しをするものは見直しをしながらやってきているというところでありますので、お声をしっかり聞きながら、村政を執行していくということについては、これまでも変わりませんし、これからも変わらないというところであります。

なお、一般質問の中でもお答えしたかもしれませんが、事業で生まれてくるものがあるんじゃないかというお話はスクラップ・アンド・ビルドということで、今ある事業をやめて別の事業に組み替えてという形で生み出す財源というものが、それは確かにあるかもしれませんが、多くの財源が国の財源に今、復興予算に依拠しているという部分がありますから、言ってみれば国とゼロから協議をするものがあつた場合には、それなりに時間がかかるということがあつたり、思いどおりにはなかなかならないという中で、私自身の村政の力点の中で、村民の今を支える、今をしっかりやるために継続的にやるものがかなり事業的に多いかなというふうに思っております。

ただ、その中で、不要になってきたもの、あるいは成果が既に生まれたものについては、スクラップをして、新たな事業として作り直すということを、これからも指示をしながらやっていきたいと思うところであります。

以上であります。

委員長（高橋孝雄君） それでは、次の質疑をお願いします。

委員（佐藤健太君） それでは、私から数点、確認も含めて質問させていただきたいと思えます。

まず、細かいところに入る前に全体ということで、令和2年度の決算を踏まえて令和3年度、運営をしたわけですが、この令和3年度、どのような視点において村の予算執行、村政運営をしてきたのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

総務課長（村山宏行君） 財政的な視点ということで、ご存じのように村の場合、今、復旧・復興、真っ盛りというところがございます。それで、基本的には国の財源、そちらを有効に活用しながら、村の復興・復旧を成し遂げるというところで、様々な事業に取り組んでまいったというところがございます。

ただ、昨年とちょっと違うのが繰越金ですね、繰越金の額が今回、比較すると大きく減っているというのがございます。これは国の財源が年度内に入るということで予想していたものが、事業の進捗等にあつて請求をしなかったというところがあつて、大きく入ってこなかったというのがありまして、繰越金については昨年と比べて、一昨年ですか、令和2年度を比べて大きく減ったというところがございます。

ただ、財政力指数の成果報告のほう、中にもつけさせていただきましたが、村の財政状況については、健全維持を図っているというところでご理解いただければというふうに思えます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。それでは、令和3年度においては、この目標をどのように持って、村の予算の執行、運営をしてきたのか。これ、198億円という非常に大きな額ですので、村がどのようにこの198億円を使って進んだのかということをお聞かせいただければと思えます。

総務課長（村山宏行君） 積み上げていきますと190億円を超えるという、そういう予算規模で

あります。ただ、ご存じのように、それぞれの事業、国のほうと協議を重ねながら、あるいは県等の有効な補助事業、そうしたものを優先的に活用しながらというところでありますので、そういった事業を配慮しながら進んできたというところがございます。

もちろん中で、ソフト事業は特にですが、コロナというところの影響があつて、なかなか思うように進まなかったというのは、他の委員のご質問にもお答えしたとおりでございます。

ただ、村としましても、そういったことも踏まえながら、今後、引き続き令和4年度の着実な実施に向けて進めるということで考えているところでもあります。

委員（佐藤健太君） それでは、細かいところに少し入っていきたく思いますけれども、資料ナンバー4番の3、2ページから始まる歳入のところですけども、2、3、4、5、6、7と続きますけれども、これ、歳入の予算現額と収入済み額との差が非常に大きいなというふうに見えるのですけれども、歳入予算の予算の組み方が少々甘かったんじゃないかなと思うのですが、この辺り、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 歳入の未済額ですね、こちらの部分、予算額と、いわゆる実際に入った分との差が大きいのではないかとこのところでございますが、基本的には、説明の中で申し上げましたように、国の予算、国庫の財源を使いながら事業を組むということで大きな事業が成り立っているということでございます。それで、多くは、実施できなかった分について、一度国のほうから交付金という形あるいは補助金という形でお預かりして、そして事業を行って、それでどうしてもコロナ等で達成できなかった分、あるいは事業の進捗によって進まなかった分、そういったところについて、翌年度精算という形でお返しすると、そんな形で今、運営しているというところで、この未済額、多いというところは、そういった理由があるというふうに考えているところでございます。

委員（佐藤健太君） 承知しました。続いて、8ページから続きます、歳出、8、9、10、11というところですけども、こちら翌年度の繰越額等々あるわけですけども、不用額というところがありまして、不用額もかなりの金額になっているということですけども、こちらはどのように評価をしていますか。

総務課長（村山宏行君） 不用額の部分ですね。各費目別に見ていくと、結構な額があるというふうにお分かりいただけるかなと思います。これにつきましても、内情、国のほうからの交付金をもらって、そしてその各事業に当てはめていくというところでもありますので、最終的には国のほうと折衝しながら、いわゆる不用額については精算をしなければなどというのがございます。ということで、予算があるから使い切るというような、そういったことはなかなかできないというのが現状というふうに思います。

ただ、事業を実施していく中で、当然、無駄を省くということもございまして、また間違いなく必要な部分、そこにはきちんと当てがう、そういった部分は必要でございますので、そういった観点に基づいて行ってきたというところがございます。

なお、不用額、実際、監査委員の方々から、減額、年度内にきちんと補正をして減額すべきだったのではというようなご指摘も何点かいただいているというところではございますので、今年度以降、そういった反省を踏まえながら運営してまいりたいと考えており

ます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。こちらに関しても、本年度においても、より精度の高い、来年度ですね、予算組みなんかもありますし、適切な補正をかけながら運営をしていただきたいというふうに思います。

それでは、さらに細かいところに入っていきます。確認の含めて何点かお聞かせいただきたいと思います。

ナンバー6の資料の34ページ、35ページ、この中に派遣職員給与等負担金ということで、県からの派遣3名、神奈川県からの派遣で1名、東京電力からの派遣で1名ということで、この東京電力からの派遣の方の、どのような業務で派遣をいただいているのかという部分と、その成果がどんなことだったのかということをお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 東京電力の派遣については、これまで2名の方、切り替えてではありませんけれども、2名の方に村のほうで仕事をさせていただきました。内容は、移住定住の相談業務であります。いわゆる移住されてくる方、村外から村を見た場合にということもありますので、村の、村民では気がつかないような部分についても結構細かく見ていただいたということで、ご活躍いただいたところであります。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） コロナウイルス感染症対策のため、一時換気しますので、休憩いたします。再開は14時15分です。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後2時15分）

委員（佐藤健太君） 続けて質問をさせていただきます。続いての質問が、ナンバー6の資料の先ほど同じく34ページ、35ページの中ほどにあります、ホームページ運用管理事業ということで244万2,000円という金額が上がっています。これはホームページの運用なのですが、同じくナンバー7の資料の12ページの2款1項2目の中では、ホームページ作成業務という形で入っているのですが、これはホームページを何か作成をしたのと、ホームページの運用が両方、この予算に含まれているということよろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 内容的にはホームページの運用業務というようなことで、その中で1ページそっくり作成をするというふうな場合も含むというようなことで、運用の中でも作成も一部入ってくるというような状況でありますので、基本的には事業としては同じ内容でございます。

委員（佐藤健太君） これはホームページの更新と別なのですか、内容としては。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 全く新しく更新をするというような捉え方ではなくて、中の運用の中で、構成をというか、そういった部分も含みながら管理をしていただいているというような、運用しているというようなことであります。

委員（佐藤健太君） 下に、このホームページ更新という部分がまた別で予算立てされているのですが、新しく更新するという意味じゃなくて、ホームページの中身を一部変え

ていくということで、であればホームページの、この下にある更新のほうの予算の中で行われるんじゃないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午後2時18分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後2時19分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ホームページの運用管理事業の244万2,000円の部分については、ホームページのサーバーのほうの管理を行っていただいているということであります。それで、ホームページの更新事業の部分、その704万円ですね、この部分については、村の公式ホームページのコンテンツ、中の部分の更新を依頼しているという内容になっております。

委員（佐藤健太君） となると、このナンバー7のほうのホームページ作成業務というのは、何か新しくホームページを作ったわけではなくて、運用しているということによろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この表記の仕方、ちょっと紛らわしかったというようなことであります。作成というよりは、やはり運用管理業務というようなことで捉えていただければと思います。よろしくをお願いします。

委員（佐藤健太君） これは村のホームページ1つだけの運用管理の金額ですか、それとももっと広くある部分ですかね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住定住のほうのポータルサイト、それから村のホームページ、そういった部分で何点か管理をお願いしているところでございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。続きまして、ナンバー6の資料のふるさと納税返礼品魅力アップ支援業務148万8,000円とあります。これ、ふるさと返礼品の魅力向上のための検討・分析等業務ということなのですけれども、検討と分析の結果と、今後それがどのように活かされていくのか、今、今年度の事業においてどういうふうに取り組がなっているのかということをお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の返礼品について、基本的に返礼品の紹介の仕方、例えば写真のアップの仕方、あとはその説明ですか、PR、こういった内容でPRしたほうがいいのではないかというような部分も検討していただきましたし、また村の産品、今までの4品から増やしてきているというような、12品ですかね、増やしているというようなことで、そういった掘り起こし等も含めて、様々魅力、村の魅力を発信するための向上対策として検討していただいたというようなことになっております。

委員（佐藤健太君） これはもう今年度からもうその体制で動いているということによろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今年度からそういった検討した結果を踏まえて、運用しているというようなことでございます。

委員（佐藤健太君） 続きまして、ナンバー7の資料に移ります。ナンバー7の資料の19ページ、これはちょっと確認で、入札のときにももしかしたら説明があったかなというふうに思うのですけれども、6款1項8目もりの駅まごころ内部修繕工事の、これは何を修繕をして、どのように使われているのかということをお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ナンバー7の19ページのもりの駅まごころ内部修繕工事があります。村の単独費用で行ったものでありますが、もりの駅まごころ、今年初めからNPOのほうに使っていただいているというようなことで、そのために内部の修繕、様々行った工事があります。

内部の壁のひびとか、そういった細かい部分も含め改修工事、あと中の調理機器を、ほとんどかなり古くて使えないというようなことで、その処分やら、あとはその中でも備品の機器の入替えということで新規に購入した事業費も含めてあります。新しく購入した機械400万円ほども含めて、内部修繕と改装を併せて工事を行っているというようなことでございます。

委員（佐藤健太君） こちらのもりの駅まごころ、これは修繕をして、記憶の中では6次化商品の加工場的な扱いだというふうな認識だと私は思っていたのですけれども、これはこのまま変わりなくということで進んでいる形ですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 6次化に向けての加工場としても使えますし、そこでできれば産品を販売というようなこともできたり、あとは集まって、またそういった検討会とか会議とか、そういった部分で様々、村の産品開発なり、6次化に向けての部分で使っていけるのかなというようなことで考えております。

委員（佐藤健太君） ぜひ、いい施設だと思いますので、有効に使っていただければというふうに思います。

続きまして、同じくナンバー7の資料の21ページの下のほうにあります、7款1項2目の下、あぶくまロマンチック街道構想推進協議会という協議会があります。これは恐らく震災の後もずっと負担金、毎年10万円ずつ支出をしているかなというふうに思いますけれども、こちらは何か動きというか、活動報告のようなものは村には上がってきているのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あぶくまロマンチック街道推進協議会につきましては、年に数回会議も行っておりまして、今年度、特にコロナの関係でウェブ会議等もございまして、そういったこともありますが、基本的にロマンチック街道の中でそれぞれが関わっている事業、催物、そういったことでお互い協力し合いながらできないかというようなことで、飯舘村を中心になかなかそういった事業を開催するというのも今、難しい状況ではありますが、葛尾村さんとか、そういった近隣の関係、自治体の中での事業の取組、そういった部分に村のほうもアイデアなり、そういった部分で積極的に参加をしていると。それは会議ごとに会議の報告というようなことで、担当のほうから復命という形で報告はいただいているところであります。

委員（佐藤健太君） このあぶくまロマンチック街道ですが、震災前は何か結構、活動が起きていて、白石のほうから長泥のほうを抜けて、浪江のほうということまで、国道399号が

メインで動いていたと思いますけれども、これ、長泥地区が今後、避難指示が解除ということで399号が通れるようになってくると、またこれが再開できるのかなというふうに思いますし、震災前の動きと今の動きがつけられる、非常に貴重な協議会じゃないかなと思っていますので、ぜひこちらの動きのほうをさらにバックアップをしながら進めていただきたいなというふうに思います。

続いて、ナンバー6の資料に戻ります。ナンバー6の45ページ、これは以前からもあるのですが、道の駅の運営会社貸付金3,000万円でございますが、令和3年度、3,000万円貸付けをしておるのですが、実際にその運営の中で、キャッシュフローが回らなくて、この3,000万円のうち満額使ったのか、それとも一部だけしか使わなかったのか、そういったその動向なんかは村のほうで確認はできていますか。

総務課長（村山宏行君） この当時、貸付金ということで、この目的については委員おただしのとおり、いわゆる資金的なところの不足が見込まれたというところで、一時的な、その出費のそのピークに対応するためということで、村のほうから出したというところでございます。

中身についてですが、どの程度というところでは、村としてはそこまでは把握はしておりません。もちろん決算の状況で報告はいただいておりますが、随時、適切な運用を図っていただくためということの仕組みで3,000万円をまとめてお貸ししたということですので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤健太君） 追加資料で決算書等々上がってきていたわけですがけれども、なかなかこの辺からそのキャッシュフローがどうなっているかという部分、なかなか見えない部分もありまして、実際その当時、この3,000万円の貸付けを行ったときはやはりその仕入れが非常に大きくて、お金が回らないということが起きていた部分での3,000万円の貸付けだったはずなのですけれども、そこから業務が、皆さんの努力によって改善がされてきて、今大分落ち着いた運営になっているんじゃないかなというふうに思っていますので、もしお金が回らないということであれば、銀行からの借入れということに今後なっていくのに、十分決算上は問題ないかなと思いますので、そういうふうに切り替えていくほうがいいんじゃないかなというところでもありますので、こちらに関していかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 村の第3セクター、いわゆる株式会社ということで、村の業務、復興の業務の一翼を担っていただいているというところがありましたので、村としてもその支援ということで考えたというところでもあります。

おただしのように銀行さん、そちらを利用できればということもあるのですが、利息もかかる、なおかつ立ち上げてから数年で、いわゆる資本を今食った状態というところで、そこで3,000万円もなおかつというのはなかなか厳しいのかなということで、議会のほうとご協議いただいて認めていただいたというところでございます。

なお、その後は経営状況、かなり上向いて今、安定に入っているというふうに考えておりますので、今後も引き続き安定した経営をしていただくように、村としても支援をしてまいりたいと思います。

委員長（高橋孝雄君） ほかに質疑のある方おりますか。

委員（佐藤八郎君） ナンバー7とかナンバー4とか、資料とか提供願って質問が終わったので、昨年4月1日から今年の、令和3年度の事業の中で、定例会や臨時会で村長から発言があったことについて、総括的に質問をしたいと思います。

まず、11月24日のコロナウイルス感染予防衛生資材など購入給付金ということで5,200万円ということで補正をしておりますけれども、令和3年度決算としてのコロナ関係全体での事業内訳、決算額、成果はどのように、このコロナから村民の健康を守るためのものがあったのか、総括で伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） コロナ対策についてということでありますが、追加資料の7ページ、こちらに新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時対策交付金ですね、臨時交付金、こちらについて内訳を載せさせていただいております。村としても、コロナ関係で使えるもの、この交付金に該当するものはなるべくそちらに充ててということで運用してまいったというところでございます。

特に空調関係、それから衛生資材、それから学校の環境ですね、教室の環境、そういったところに利用して、このような形で充てたというような内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 令和3年度で村民に対してのコロナ予防対策関係としては、具体的にどのようなものが出され、そのおかげで村民がいろんな資材や、購入できたり、全体の流れとしてはどうだったのか。もう一度伺っておきます。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時33分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開をします。

（午後2時35分）

総務課長（村山宏行君） 住民のほうに直接コロナのですね、恩恵はというところでございますが、まず事業継続支援ということで、これは売上げが減少した事業者に対して10万円の給付ということでありまして、こちらを行っております。これが1,400万円ですね。それから、子育て世帯の臨時特別定額給付金、こちらについては200万円ですね。子供がいる世帯ということであります。それから、3点目、未来へつなぐいいたてのお米補助金ということで、作付面積に応じて反8,000円。お米の生産農家のほうに給付しているところで、これが360万円。それから、感染予防衛生資材等の購入給付金、これは1人当たり1万円の給付であります。こちらについて、これは村民全員ということで5,221万円。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 他市町村に負けないぐらいのコロナ対応策ということでいろいろされて、途中からワクチンも村内でできるようになって、大変身近なものになってきているのかなと思っておりますけれども、お店がないということで資材購入もね、どちらかに移動しないとできなかったという部分もあって、できればお金でやるのが一番いいのか、資材をきちんと置いてもらうのがいいのかという部分では、何かね、お金は自由に使えるから、資材よりは、給付される側はいいというふうに言ったら、コロナの衛生予防の観点ではどうな

のかという一方もあるのでありますが、そういう意味では、みんなの声としてはどうだったのでしょうか。こういった人々を当たってみると、お金でよかったという人が多かったように思うのですが、その辺はどういうふうに捉えておりますか。

総務課長（村山宏行君） 当初この感染予防資材購入ということで予算化するにあたって、庁内で検討しました。その中であったのは、衛生資材といっても、なかなかそのアルコール、体質が合わないという方もいらっしゃいますし、必要な資材というのはそれぞれご家庭によって違うのだらうというところがありましたので、現金の給付という形で、取らせていただいたというところでございます。ちなみに、それによつての苦情等というのは特に聞いてはございません。

委員（佐藤八郎君） 多分、令和3年度では、コロナに感染した方というのは何人だったか分かりませんが、今は40人というふうに出されていますけれども、そういう意味では非常に効果は発揮したのかなとは思っています。ただ、住所は飯館村民であっても、感染して発表される時は、福島に住んでいれば、福島の数というふうになってくるのでしょから、そういう意味からすると、村としては飯館村民として住所のある方が、40人の飯館に居住している方という捉え方でしょうから、全体としてはどういうふうに、そういうのは分からないのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村内で今発表されている感染者というのは40人というふうなことになっております。この第7波が流行する前までは大体7人ぐらいだったかなというふうに思われますけれども、非常に飯館村の村民というか、中にその感染者が少なかったという状況だったのかなというふうに思われます。その後、この第7波については、聞くところによりますと、相双北部のほうの情報ですと、やはり陽性者登録センターというのが先月から稼働しまして、濃厚接触者だった方が自ら登録するというような制度に切り替わりました。そういったことで、入力された住所が、自分が住んでいるところでなくて、出身である飯館の住所を入力すると飯館でカウントするというふうな状況になってしまいましたので、そういった部分では非常に混在したということで、実際飯館に住んでいなくても、その飯館のカウントになった方も相当数いるかなというふうに思われます。ですが、この第7波で非常に多くの方が感染しておりますので、少なからずその家族内の感染からの感染というのが結構多かったというふうに理解しているところであります。

委員（佐藤八郎君） マスメディアの数字をずっと見ていると、数字遊びをしているのかみたいなところもあって、ただ、飯館の人口からすると、比率的には相当の、40人というのは大きいと、人口が多いところからすればね。そういう意味では今は本人が私は飯館に住所があるのですと言えば飯館で数字が上がってくるようになったという話なのでしょう。それは先月からですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 本来であれば、医療機関で症状がある方が受診した際には、その医療機関から保健所、管轄の保健所のほうに連絡が行くような形になっております。ただ、その際に、医療機関で住所を確認する際に住所と居所、こちらのほう、住所のほうを記載した部分については、いわゆる村内の住所を記載した方については、村内の住所でカウントされてしまうというふうな状況のようでありました。

それで、その医療機関によっては、いわゆる住民基本台帳上の住所と、それから居所というんですかね、今お住まいのというところで、両方聞いて、住んでいるのはどちらですかみたいなもので確認するということがあったようです。ただ、これだけ感染が多くなって、そしてあと重症化しないというのですか、症状のない方あるいは症状の軽い方については、自らその陽性者登録センターというものができまして、そちらのほうに申し出ることによって、医療機関を受診しなくても、そこで陽性判断、自分で検査することによって陽性者というふうなことでの判断ができるというふうなことに、先月だったと思いますが、切り替わって、そういった方が登録されるようになりましたので、かなりそういった部分では増えてきたというふうに感じております。

委員（佐藤八郎君） 人数的にはそういうことで、急にね、何か令和3年のうちには10人以内であったと思っていたら、何か最近一気に40まで来ましたが、まだ止まる何の見通しもないので、続けた対策が必要なのですかということ、いろんな先ほどの説明もありましたけれども、その後、特老なり学校なり、集団的な場所でのものというのはその後、何も問題なく、いろんな努力の成果が出ているわけでしょう。

健康福祉課長（石井秀徳君） 心配されています、そのいわゆるクラスターの部分でありますけれども、ほかの自治体でありますと、どうしても高齢者施設とか、どうしてもこう、密接にして介護なりをする必要があるところでの感染というのが多いようでありました。ただ、飯舘村の中ではそういった事例がなかった、あと学校関係についても、そういった集団的なクラスターという部分は発生しなかったという報告を受けております。

委員（佐藤八郎君） それでは、質問を変えますけれども、12月の定例会の提案理由の件についていろいろ確認したいことがあるのですけれども、村の人口増加対策としての効果がある事業だという部分のバイオマス事業、もちろん脱炭素云々もありますけれども、それでその事業の理由として、里山の再生が1つ、村経済の活性化と村民の所得向上が1つ、脱炭素社会の推進ということと、未来志向型農業の振興ということで、大きく4つの項目を掲げてやっていますけれども、一つ一つどのように令和3年の中で進められて、令和4年にどういうふうに結びついてきているのか、お伺いしておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマス発電についてであります。まず、令和3年度の進捗でありますけれども、令和3年度につきましては、実施設計ということでありまして、その設計に係る業務について村のほうから補助金を交付して、設計業務を行ったということでありまして、これから、先般、安全祈願祭が行われましたように、本体の建設というものが始まってきているというところでございます。

ご質問にありました、その効果についてでありますけれども、まず里山の再生ということにつきましては、令和4年度からですか、今、ふくしま森林再生事業の中で令和5年度の伐採に向けた同意取得業務であるとか、調査業務が進められております。令和5年度から、その森林再生事業で伐採をした木材につきまして、今般の木質バイオマス発電施設に使用するというようになっておりまして、面積的にもこれまでの事業規模よりもかなり大きな事業規模が今、予定されているところでございます。

したがって、1つ目の里山の再生を図るにつきましては、そうしたふくしま森林再

生事業を活用しながら、飯舘村の森林の間伐を主に進めながら山林を更新していく、きれいにしていくということが今、準備段階として進められているというところでございます。

2点目の村財政の活性化、村民所得の向上ということでもあります。プラントが完成した暁には、そちらで恒常的に働いていただく従業員を、想定として22名ほど今、考えられておまして、これを地元採用とすることが今、計画されております。これは当然、これからプラントの整備によって、これからの募集といいますか、人材の採用が図られるものというふうに思われますが、これからはそのプラント建築に関わる部分、土木工事であるとか、建設工事に関わる部分、さらにはそうした従業員の方々が日常的に食べられる食べ物とか飲物とか、燃料、そういったものについて、受託先であります飯舘バイオパートナーズに対しましては、村のほうからできるだけ村内の事業所を関係して使うようにというような指導をしておりますし、IBP、飯舘バイオパートナーズのほうでも、それに沿って、できるだけ村内企業を活用したいというようなことで工事を進めるというようなお話をいただいているところでございます。

次に、3つ目の脱炭素社会のところでもありますけれども、これはゼロカーボンという考え方に立って、こうした話がされているところでもありますけれども、1点目のお話とも関連しますが、木質バイオマス発電施設そのものが持つ機能としまして、木材を燃料として使用するというところでありますので、これから村内の木が、そのバイオマス発電の中で利用されることによりまして、その村の中での炭素の循環といいますか、ゼロカーボンが図られるというようなことで見込んでいるところでございます。

あとは、未来志向型農業ということでもあります。これは排熱、排熱といいますか、木質バイオマスの中で出されます熱、これを利用した形での未来志向型農業、寒い飯舘村ではなかなか栽培が難しかったものを、この熱を利用して、これまでできなかったものを栽培する、あるいは新しいものに取り組むといったようなことでありますが、今その発電所プラントからの熱利用の方策について検討が進められているところでございます。直接的な利用、または今研究機関が研究しております先進的な物質といいますか、そういうものによる熱利用等が検討されているわけではありますが、これにはもう少々検討に時間がかかるかと思いますが、村としましては、この未来志向型農業もバイオマスの1つの効果として見込んでおりますので、実現に向けて、これから業者とも調整を図っていくつもりでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 令和3年度の中では確かに、計画、設計とか、そういう感じだけのものであったのですけれども、ただ、やる意義については、今課長が申し上げた内容が羅列されていて、ただ、私ちょっと理解が足りないのかもしれないかもしれませんが、里山の再生はあいの沢とか、佐須のほうでも最初の頃やったかな、何回か、除染と併せて実証事業をやったのですけれども、その成果がどうなったのかも何回か報告はもらったのだけれども、それとのつながりは何かないように思っています。今度は新たなものでふるさと里山再生ということで、これは、今課長が言ったのは、もうバイオマスを稼働していくための里山の再生の間伐やら、そういうことのみなのでございますけれども、私は、もっともっと、山林が75%

の飯舘村が、この山林の再生って原発事故前のような再生につなげていくにも、これはその1つとして重要な事業だという捉え方なのでしょうけれども、そうすると、その里山再生は、今あるものを切って燃やしてしまえばいいというものではないという部分もあります。つまり山を生かしていくとか、育成していくという部分ではどうなのかというのがあってわざわざ質問しているのですけれども、そのことが1つと、あとその2番目の工事とかいろいろやったり、完成して、稼働していったときの従業員の雇用はもちろんですけども、この山を切って売るのが、村民の地主さんが、このお金にどれだけ入っていくのか、それは協議されているのか。ある程度の、何日ぐらいなら何日、幾らぐらいみたいなものって、東電の賠償、補償単価なのかどうか。いずれにしろ、きちんと出す中で推進して、バイオマスの稼働が始まった頃はみんなそういう思いに村民、というか、森林材を持っている方々がそういう思いになっているような状況をつくっていくのが大事だなと思っています。だから、そういう意味ではどうなのでしょう。

あとは、未来志向型は多分熱を取って、それを蓄熱とか、何かで、いろんな技術が進んでいて、それをどんなふうにするかというのは、何回か説明もあったのであれですけども、だからその村民の直接のものと、あとはその森林再生とか、そういう育成とかを含めた形のものかどういふふうになっているかというのがちょっと見えないのですけれども、今の時点で分かるものあれば伺いたい。

産業振興課長（三瓶 真君） 説明が少々足りませんでした。まずは、その山を生かすという観点からでありますけれども、ふくしま森林再生事業と併せまして、今後村としましては、広葉樹のほうの再生という形でも、伐採という形でも補助事業等を使いながら、この燃料供給の関連も含めて、計画を進めていきたいと考えております。

そして、広葉樹ということになりますと、ふくしま森林再生事業もそうなのですが、山の間伐の仕方に更新伐というような切り方がありまして、それはかなり、範囲の中の木の間引く程度よりも、むしろほとんど皆伐に近いぐらい切るといふようなものになってきます。そして、そうした後は植林というものと、あと切った後の萌芽管理というふうに言うのだそうではありますが、切ったところから出てくる木の芽、こうしたものを管理しつつ、もう一度山の再生を目指すといふようなことがその事業の要件として入っておりますので、今後、その山の伐採を進める中では、そうしたことによる里山の再生という形での事業も加わってくるということになります。

もう1点山に関して、今の山の伐採に関しまして問題となっている点が1つあります。それがいわゆる木の皮ですね、バーク。これの処分が、その今の中では放射線量が比較的高いために難しいということがあります。今般の木質バイオマス発電施設では、こうしたバークについても燃料として燃やすといふのが大きな特徴でありますので、通常であれば取扱いができなくて、山々に放置されてしまうといふような樹皮につきましても、この木質バイオマス発電によって、それが有価で引き取られて、地権者といひますか、その木の持ち主の方のところに、その部分の収入になるといふようなことがあります。

また、当然、今、今年のふくしま森林再生事業は2つの業者で実施をしていただいておりますが、その中にももちろん村民の方が林業従事者として入って働いていただいております。

すので、そうした林業の活性化という点で、村民のその働く方々にとってもメリットがあるものかなというふうに思っております。

また、その価格の買取りにつきましては、木質バイオマス発電については全量を売電という形になりますので、その固定価格買取り制度、FIT価格というものに、その値段というものが決められてまいります。ここにつきましては、今後、木を切らせていただく地域の方との相談の中で、事業者とその辺りのところの取引価格が決められていくものと思います。

最後に、その未来志向型の熱利用につきまして、当然、今村内で行われておりますハウス関係の栽培であるとか、そうしたもので熱を加温しなければならないとか、そういったことに対しても、このバイオマス発電から出る熱を利用できないかという観点でも検討しておりますので、その点で今の村民の営農者の方へも、この木質バイオマス発電から出る熱が使えるばということでの検討が進められているということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 事業を進めるに当たって、効果あるものにしていくための今、いろんな検討をされ、計画もされ、今も続けているということなのですけども、山の森林再生のは少し見通しあるのかなと思っておりますけれども、あとは、ただしその防災部分から、集中豪雨とか、いろいろ自然災害を見ていると、裸山に続いたらどういふふうになるかというものの心配もあるのですけれども、その部分の1つの心配と、あとは前も言っていたように、パークの部分も燃やすようになるという。それで、前々から、何年も前からパークに含まれたものが問題だべということと、村の75%の森林が除染されないであるところに、またパークをそこに残すわけにはいかない。だから、取り上げて持ってきて燃やすといって、その燃やした灰が凝縮されたものになって、その灰の処理については、令和3年度でこの事業始まる前にどういふ、環境省なり、そういう関係との合意がなされて、それは、この事業が20年事業なのか、40年事業か分かりませんが、前の蔵平の減容化施設の期間とは全く違うものなので、やはり脱炭素社会の推進もあるので、そういう部分からすれば、そこの部分ではどういふ確認をして、きちんとこの事業を今の状況まで進めてきたのか、もう一度確認しておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、1点目の森林防災の件であります。森林の間伐あるいは更新伐という形で今後、伐採をしつつ、その後の植林、萌芽管理等をしていくというようなお話を先ほどいたしました。なお、森林の伐採につきましては、事業者が伐採をするに当たって、そこの管理という業務も一緒に入ります。この管理には、森林に詳しい方々、専門のその資格を持つ方々といえますか、その方々が入りながら、どの木を切っていくのかというところの指導をしながらやっていくということと、繰り返しになりますが、切りっ放しではなくて、更新伐等をしたところには、植林なり萌芽管理ということで木の再生を図るということでもありますので、そういうことをしながら、大雨のときの山林災害といえますか、こういうものを防ぐように進めていくということでもあります。

あと、もう1点目のパークに関することで、燃やした後の灰の処理、どうするのかと、どういふ確認がされているのかということでもあります。木質バイオマス発電事業は、今の

ところ、そのF I Tの買取り価格は20年ということになっておりますけれども、この灰の処理に関しては、その環境省の減容化施設、焼却炉の中で使用しておりました、そのバグフィルター、これが2基つながっていたわけでありまして、同様の設備をここに施すと、設置するというようなことになっております。これは、環境省の減容化施設につきましては、ご承知のとおり、かなりこう、高いであったであろう、その除染の廃棄物のうちの燃えるものを燃やした施設でありましたが、この間、モニタリング等の結果によって、その放射線が優位に変動したというような報告が受けておらず、その安全性については、これまでの稼働実績の中で一定程度の評価がされているのかなというふうに考えております。

したがいまして、今般のこの木質バイオマス発電施設におきましても、そうした放射性物質を含むものを取り扱うということでもありますので、同様の設備を設置しながらモニタリングもして、そうした放射線対策について万全の対策を取っていくということになっております。

なお、そこで出てきます灰につきましては、一時保管という形になりますけれども、そこに基準値を超える高レベルの灰が出た際につきましては、環境省のほうから責任を持って処理をするというふうなことでのお約束をいただいております。具体的な、その処理先等についてはまだ決まっておきませんが、環境省の責任において、そこは処理ということを確認しているところでございます。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） コロナウイルス感染症対策のため、一時換気をしますので、休憩いたします。再開は15時20分とします。

（午後3時04分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後3時20分）

委員（佐藤八郎君） 続きまして、長泥地区の令和5年春の避難指示解除に向けてということで、令和3年前より取り組まれていますので、現状での除染面積、あとは除染物量はどのぐらいあったのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在、手元に資料がございませんので、確認してお答えをさせていただければと思います。時間をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 家屋解体の実績もお願いします。あと、続きまして環境再生事業の長泥地区での内訳と成果、伺っておきます。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議いたします。

（午後3時21分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

(午後3時25分)

村長(杉岡 誠君) 今、委員のほうから除染面積とか、除染物の量とか、あるいは家屋解体の実績、あるいは再生事業の成果等というお話をいただきましたけれども、特定復興再生拠点計画の再生計画についての令和3年度の成果ということをお聞きになられているのかなということでもありますので、私のほうからお話を申し上げますけれども、計画の中には、除染をして、家屋解体をして、必要な環境整備の上、令和5年春の避難指示解除を目指すというような計画になっておりますので、令和4年度についてもその計画に基づいて今、様々な整備が進捗中だということでもあります。

それから、私自身が村民の声を、私の目と耳でしっかり確認しながら、必要な要請を国にしていくというふうに申し上げた部分については、令和3年度は多分、復興大臣とか、様々な副大臣とお会いするたびに、要望書という形で長泥地区という形の言葉を使ったかどうかは分かりませんが、特定復興再生拠点、帰還困難区域ですね、の避難指示解除に向けての様々な支援ということの要請をさせていただいているところでもあります。細々とした細部については、大臣級ではなくて、事務レベルでいろんなことを進めさせていただいているということでご報告をさせていただきたいと思います。

以上であります。

委員(佐藤八郎君) 令和3年で、村長が12月10日の定例会の提案理由の中で申したことを私はそのまま言っているだけなので、それでもっての計画の実態がこうで、例えば除染した面積はこのぐらいをすることになっているとか、あとは除染物も、こちらを何平米やればこのぐらい出たという量は今まであるわけですから、するとこのぐらいの量はあるという、処理するとかってこう、あるわけなんですよ。だって、そういう計画なり見通しがなくて、事業だけ実施して予算かけてということにならないわけだから、そういう意味では質問しただけなので、今の総括答弁で、まあ今回はいいですけども、そういうことです。

次に、消防団員の減少など課題があるということで、解決策について検討をしていくんだというふうにあったので、令和3年の中で、その解決策について検討をどのようにされて、どういう見通しに立ったのか伺っておきます。

総務課長(村山宏行君) 消防団員の減少というところで、やはり避難中ということを経験されている方もいらっしゃるというところで、団のほうに所属されていても、なかなか村のほうには来られない、あるいは福島あるいは南相馬市ということで行ってしまっているというところがありまして、団のいわゆる消防活動、そちらについて非常に心配しているというところではございます。

今年度、その対策ということの1つとして、企業消防ということでお願いをして、今、事業所のほうに消防車設置を今、計画をして進めているというところではございます。抜本的なその解決というのはなかなか厳しいなというふうには考えておりますが、そういった消防団活動に協力いただける方、あるいはそういった、なるべく多くの方にそういった防災のところに協力いただけるような、そんな取組を今後も進めたいというふうに考えております。

委員(佐藤八郎君) 各地区消防団、今、総務課長が言ったような状況なので、大変だと思

ますけれども、全体としては今、企業消防の協力をもらって、役場の消防もいて、あと実際の有事が起きたときには、どのぐらいの活動というか、防災、防火の事態になるのかというのとは考えておられますか。

総務課長（村山宏行君） 防災のためにということで消防団の役割というのは非常に大きいというふうに思っております。しかしながら、実際、その場所、場所ですね、それからそういった災害時、どのぐらいの人数が出てくれるのかというところは、把握し切れていないというところがございます。

基本的には常備消防ですね、相馬広域で持っている常備消防、そちらのほうの、主力になりながら、可能な限りで役場の消防隊あるいは村の消防団のほうに協力を要請していくということになるかと思えます。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、10月25日に設置された、わくわく推進協議会、これ、7名で設置されて、3つほど方針というか、検討事項を挙げておりますけれども、これは今、年度が変わって9月を迎えるに当たって、年度が変わっても半年たっている時点で、どのようにこの推進協議会が開かれたりしているのかと、村の現状把握もしたり、村の情報の効果的な発信方法の検討もしたり、各施策事業などの検討もするという協議会だというふうに設立のとき聞いていますので、これについて伺うものであります。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午後3時31分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後3時33分）

村長（杉岡 誠君） わくわく推進協議会の開催の内容等については、担当課のほうで情報を調べた上でお答えしたいと思いますけれども、第1回目、私、委嘱状交付をしながら参加をしておりますので、その経緯をお話ししますと、6次総を、コロナの中での動きも見ながら、それを村民の方々が、お寄せいただいたコンセプトは非常に大事なコンセプトがありますから、そういったことを踏まえながら、私が「わくわく」という言葉を使っている部分もありますので、では、わくわくするという言葉の意味であったり、あるいはそういうことが起き得るようなことを、若手の方々を含めて、いろんな方々のアイデアの中で協議をいただきたいということ、それからその協議の結果を踏まえて、令和4年度の予算等々、いろいろと反映をしていくというようなことを想定しながら会議をさせていただいたところでもあります。12月の末の段階ですから、予算要求はちょっと終わっている部分がありますけれども、その意向を踏まえながら今年度動いてきているということかなと思えます。

令和3年度は、村カフェ753さんのほうで、飯館のカレーパン、初めてカレーパンを2種類作っていただいたと。いいたて雪っ娘カボチャのカレーパン、それからグリーンカレーパンというのを試作をして、その可能性というものを確かめたということでもあります。

令和4年度は、特にグリーンカレーパンかな、については、飯館の県産牛の肉を使った非常に珍しい商品として、作って、地域おこし協力隊、ニヘイさんですね、が開催する、山の向こうからのイベントの中で、それを販売だったのかな、販売ですかね、販売という形でやったということで、令和4年度についてもそんなことで様々な動きにつながっているということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 第1回目委嘱したときにということで、その後はじゃあ3月が過ぎて新しい4月からスタートされて、今9月、中では特段、この協議会そのものの会議はやっていないということなのか。やっているのならば、この3項目についてどんな部分で発言されたりしているのか聞こうと思ったので、村長が今、総括答弁したので、いずれね、よろしく、関心あって聞いていますので、これは私が作って言っているんじゃないくて、何回も言いますが、村長が提案理由の中で申し述べたことを私は確認しているだけですから、そういう意味でよろしくをお願いします。

次に、これも行政区ヒアリングを実施して、住民のサービス向上を図るということで、大変大事なことでやられていますけれども、この寄せられた課題については可能な限り、順次、国県に関わるものは国県に要望しながら、村でできるものは村で速やかに対応するということでもありますけれども、令和3年でヒアリングで出たことで対応したことと、この中で村長は言っていますけれども、前年度予算に反映させたものとあるわけですから、これはどんなことか伺っておきます。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後3時36分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後3時37分）

住民課長（山田敬行君） 行政区ヒアリングで対応した中身はということではありますが、住民課関係でいきますと、見通しが悪いということでカーブミラーの要望等がありまして、現場を警察と一緒に見まして、予算の範囲内ということでありましたので、2基、カーブミラーを設置しております。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 建設課としましては、基盤整備事業の促進ということでございまして、今年度につきましては、工事協議担当者を各地区への配置等をお願いして、工事のほうへの再開に向けてスムーズに進めるよう努力しているところでございます。

産業振興課長（三瓶 真君） 産業振興課の中での主なものとしたしましては、やはり獣害対策がまずあったかなというふうに思っております。イノシシの埋却を行っております行政区からは、臭い等がひどいので何とかしてほしいというようなお話がありまして、これにつきましては今、予算をつけていただいておりますが、イノシシの減容化施設を整備することといたしました。

また、根本的な獣害対策につきましては、特効薬というものはなかなかないのでありますけれども、捕獲隊を増やす、猿プロジェクトチームを組織するなどして、捕獲の強化等に努めるということで対応してまいりたいと考えております。

なお、猿わなにつきましては、令和4年度で予算措置をいただきましたので、1基、新たに最近購入しましたので活用を図ってまいります。

以上です。

副村長（高橋祐一君） 全てが村でできるものではなかった要望がありましたので、要望としては河川の堆積物の除去、あとは河川内の草刈り、あとは県道の改良、あとはアクセス道路、高速道路のアクセス道路というふうな部分が主だったかなというふうに思っています。そういう部分については、国県のほうに要望を出しながら、少しずつではありますけれども、協議をしながら進めていくというふうな形になっております。

また、アクセス道路に関しましては、議会のほうからの要望書もありながら、福島の河川国道事務所長等が現場を見ながら、今協議を進めているというふうな状況になっております。

また、長泥のほうの国道399の部分もありますけれども、あそこについてもやはり避難指示解除に向けて、改良するというふうな部分もありますけれども、やはり補修的な部分もしっかりやってほしいというふうなことでの要望活動を国並びに県に、大臣等にも要望しているような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 大変ありがとうございます。そういう具体的に順に追ってやっていただいたということで、ヒアリングの効果がますます重要だなというふうに思っています。今のアクセス道路については、多分令和3年の話じゃないのであれですけども、何か現地視察関係者、国の方が来て一緒に見て、見通しはどうか。

委員長（高橋孝雄君） 佐藤八郎委員に申し上げます。ただいまの質問は議題外です。

委員（佐藤八郎君） じゃあ違う話に移りますけれども、コロナのところでも若干、商工業者向けのコロナ事業者支援の答弁がありました。それで、10月末に42件ありました。10万円ずつで420万円、9社と。その後、3月までの間はどのような状況なのか、聞いておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 新型コロナウイルス感染症の事業者支援金のことかと思いますが、資料ナンバー7の21ページの上のほう、7款1項1目の部分であります。61件掛ける10万円というふうなことで、内容は令和2年1月以降、前年と比較して月の事業収入、20%以上減少した事業者に対して10万円ずつ交付するというので、61件の実績があったところでございます。

委員（佐藤八郎君） この事業は今年度になっても継続されているのでしょうか。終わりなのか、新たな支援事業ができているのか、その辺はいかがですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この事業は昨年度の新型コロナウイルスの部分で起こったものでありますので、昨年度の状況に応じた措置ということで、単年度で一旦終わっているものであります。今年度も第7波等もあって、また燃料高騰の対策、これもコロナのお金を使ってというようなことで、いろいろ各担当課のほうで検討されているかと思いますが、昨年行いました、この10万円というものについては、昨年度のみの事業として実施し

たものであります。

委員（佐藤八郎君）　すると、商工業者向けにはそれに代わるものとして、経費的に、物価やいろんなことで経費が増した分については燃料高騰をはじめ対応するということで、全体にはないということですか。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君）　暫時休議します。

（午後3時44分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君）　再開します。

（午後3時45分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　今ほどあった、原油高騰対策等の部分につきましては今年度の対策というようなことで、今検討しているところでありますが、今回の補正予算の中でそれぞれの担当課のほうで工夫しながら、どういった事業がいいかということで検討しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（佐藤八郎君）　別質問に移りますけれども、米の生産、飼料米、酒米、ホールクroppサイレージの収穫ということで、ライスセンターの稼働によって検査の拡大もされて、村の特産品とすべく、その各種の取組を進めるということだったので、この間、どういふ進め方をして成果に結びついているのか、伺つておきます。特に米農家の意欲やら、収量、所得アップなりの部分からも含めて、あとは、先ほどありました、返礼品の品目で追加とかなつたのかどうかも含め、お聞きします。

産業振興課長（三瓶 真君）　令和3年度につきましては、まず米農家に対しましては、作付面積も176ヘクタールでしたか、拡大をしたということでありました。支援といひますか、その方策といたしましては、これまでどおり経営所得安定対策等による転作等に関するものもありましたが、米農家直接といたしましては、米価下落が去年ありまして、令和4年度以降の作付が心配されましたので、未来へつなぐいいたてのお米支援事業といたしまして、10アール当たり8,000円ということで、実績で19件、291万9,000円ほどの事業を行ったところでございます。

また、そのほか餅米に関しまして、あぶくもちですね、こちらのほうに新たに取組をいたしまして、昨年度については5月21日、16アールの圃場で田植を行い、870キロの収穫があつたということで、これを今、大手コンビニチェーン等と相談をしながら、村の特産品として成長させられないかと、販売できないかというところを進めているところでございます。

また、今般の決算説明資料のナンバー7の48ページにありますように、生きがい農業ステップアップ事業をはじめとする村単事業によって、生きがい農業からなりわい農業への支援を行つたり、あるいはそのほかカメムシ対策、ハウスの防風措置対策等、課題等に対する支援を行つたところでございます。

さらに、同じ資料の48ページの下段と49ページの上段にありますように、国の事業であります中山間直接支払交付金事業であるとか、多面的機能支払交付金事業も活用いただき

ながら、それぞれトラクターのアタッチメント、あるいはそのロータリーの爪などの消耗品、こんなものを購入していただいたり、農地の保安全管理に努めていただいたと。なお、米の作付面積につきましては、令和4年度、さらに面積が今、拡大の見込みでありまして、今の作付で届出のある面積では、204ヘクタールに伸びていく見込みとなっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ライスセンターが稼働されて検査も実施されて、この求評会でいろいろやる中で、加工の適正度合いの確認と販路の開拓、そして種もみの生産と生産者の拡大を、それで村の特産品を増やしていくという、そういう取組をするんだと書いてあるわけですが、この求評会なるものの説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいま委員のおっしゃった求評会につきましては、令和3年度に行いました、あぶくまもちの求評会ということでお話をいたしました。先ほど触れましたけれども、昨年収穫いたしました、その870キロのあぶくまもちにつきまして、県の関係者、JAの関係者、商工会、道の駅、また学校関係者、教育委員会関係者等を交えながら、その取れた米がどんな食味でどんな加工方法に適しているかというようなものを、試験的に皆さんで食べてやったというものでございます。それによっていろんな加工の適正化等を検証しながら、今後の販路拡大に努めていくといったような取組を実施したということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） それをやって、販路の開拓とか、種もみの生産、生産者の拡大にどういうふうに結びついているのかどうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、販路拡大の点でありますけれども、このときにアンケートを実施しまして、それぞれその米の食味であるとか、色・形、あるいはどんな試作品がおいしかったなんていうようなことと、どんな加工に向くかなんていうことをお聞きいたしました。これが、今そのいろいろと販路拡大に向けて交渉しております大手コンビニチェーンさんとの基礎資料のような形になって生きているということでございます。

また、今年度、その種子生産のための取組を実施しておりますが、あぶくまもちの生産組合、農家の方3軒から成る生産組合を昨年立ち上げていただきまして、そこが県から米の権利を譲り受けるなどして、今後の栽培確立に向けた取組を行っていただいているというところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） じゃあ変えます。ため池の放射性物質対策事業11か所ということで実施、完了見込みということで書いてありますけれども、これで村内のため池ほとんどがこの対策事業、終了したということでの完了なのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） こちらにつきましては、令和3年度に発注した分が完了という内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 今までとこれからやらなくてならない数ほどのようにつかんでいるのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） やらなくちゃいけないため池、全数としては70か所で、まだ半分には

は至っていないという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 次に、子供たちの各種事業、学校とか含めてやっていますけれども、やる場所の線量の計測、田んぼなり、学校なりいろいろやっていますけれども、健全育成という部分と放射線被ばくという部分と、心配することないんだと言えばそれまでですけれども、どうも、例えば稲刈りなり、田植をするのであれば、その農地の何メートル範囲は計測されて、こういう状態の中でやっているんだとか、いろんな競技大会もそうですけれども、私も時々、学校周り、自分で測ったりしているのですけれども、私が測ったとき高いなり、皆さんが測ったとき低いということではなくてね、そのとき、そのときに風とかいろんな状況によって違うのしょうけれども、そういう点では、健全育成というのは健康な体も大事なので、そういう意味からしては、安心・安全にどのようにされて、実施されているのか、伺っておきます。

教育長（遠藤 哲君） まず、日頃の平常時、これについて毎日、職員が校舎内外、測定をしております。それから、田植を例に取りますと、もちろんこれは学校の職員が事前に行って放射線量を測定して、そして草刈りをして、さらに遮蔽シートまで敷いて、万全の体制で行っているというふうにしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうすると、放射線に近づけない、遮断する努力をしながら授業ができているという理解でいいんですね。

教育長（遠藤 哲君） そのとおりです。

委員（佐藤八郎君） 次に村と県立医大との包括連携協定、やったばかりですから、この間の取組というか、成果はまだ何もないのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 福島県立医科大学の保健科学部との包括連携協定であります、昨年の3月だったかと思えます、協定締結しまして、実質は4月からというふうなことであります。特別養護老人ホームにその保健学部の学生と教師が来て実習をしながら今、何というんですかね、技術的な部分も含めて研修をしているというふうなことであります。

なお、あと、つながっぺに来ていただいている、その利用者をいちばん館のほうで20人ほど集めまして、そこで全体のレクリエーションを通した、その交流というふうな部分での、その実習も含めて、現在、そのサロンの実習は2回ほど、あといいたて福祉会、いいたてホームでの実習については、月2回ほどのペースで今やっているというふうな状況であります。

委員（佐藤八郎君） 2月14日に協定を結んだけれども、4月からの行動だったということで、特老に何回か、あとつながっぺの関係での事業を一緒になって取り組んでいるということで、これは今後も継続して定例化したものはないのですか。これはその都度、協議されて実施されるのですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 1年間の計画の中で、今年度にはこういうふうな形でというふうなことでの計画は、既に年間行事計画として上がっています。ただ、次年度、来年以降についてはまだ今のところ計画が上がっていませんので、継続するものは、我々はそのように考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 飯舘村は基幹産業は農業ということで、最後に生産者と村内の集荷場、定期集荷ということで、農産物の新たな流通体制での取組ということで始まっていますけれども、この成果、やった分について、どういうふうにあつて、今の生産しようとする農家の意欲については、どういうふうに進歩、進化しているのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 新たな販路開拓ということで、生産者の方が直接、流通業者の方に生産物を出して、それが県内大手スーパーのお店に並ぶという取組を令和3年度、始めたところでございます。この間、当初から集荷場所としていたところをちょっと移しながら実施をしておりますけれども、引き続きその農家の方からは、野菜等の出荷があるというようなところでございます。

皆さんもご覧になったこともあるかもしれませんが、我々がいつも行くなじみのスーパー等で、村内の方の名前が張ってある野菜がそこに出されていて、そこに少なからず、その消費者の方からの感想といいますか、評価といたしまして、飯舘村のものについて今のところその仲卸業者等からは問題があるというようなことはなく、きちんとほかの、何ていいますかね、地域の生産物と一緒に流通ベースで取り扱っていただいているというようなことでございます。

農家の方々に、直接、まだ私本人、お話は聞いていないところでありますけれども、こうした取組によって道の駅以外の部分で販路が広がるということで、生きがい農業だけであったところから少しずつ、そうした、なりわいまではいかなくても、その途中、ステップアップという形でいくことで、村内の農業の底上げといいますか、やりがいにつながっているのかなというふうに思っておりますので、今後も動向を注視しながら、出荷していただける生産者拡大に努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 見通しとしては、その道の駅に出すだけの生産者の発想からステップアップして、他のスーパーなどへの販路拡大など、もっといけるんだということになっているのかと思うのですけれども、そういう道筋、見通しはどのようなのですか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問の件であります今後の見通しということでありまして、まさに今回の事業の目的が販路の拡大ということでありまして、道の駅以外にもどこか、農家の方がせっかく作ったものを売れるようにできないかということがそもそも発想であります。

今般行っておりますこの事業につきましては、まさにそこにちょうどマッチする提案があったということで、実際にその数の問題は今ほど出されましたけれども、少量でもいいのでそこに出していただければ、それを持っていくということが、1つの大きな特徴かなというふうに思っておりますので、その今後の見通しという点で考えますと、今の生産者の方の、何ていいますかね、生産拡大といいますか、ここに結びついていけば、ほかのそういう条件だったら引き受けていいというところもあるのかなというふうに思いますけれども、現状、生産数が少ない中でも引き受けていただけるというところの中でやっておりますので、その辺りのところはちょっと現段階では今の制度の中で、先ほども言いましたように、出荷数であるとか、農家数を増やしていくということで考えております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 質疑はほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

これで全会計の質疑を終わります。

これから議案ごとに採決します。

議案第74号「令和3年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認め、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第75号「令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認め、よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第76号「令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第77号「令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第78号「令和3年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第79号「令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長(高橋孝雄君) 以上で決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(高橋孝雄君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

(午後4時08分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月27日

決算審査特別委員会委員長 高橋孝雄